

令和4年9月八峰町議会定例会会議録（第1日）

令和4年9月5日（月曜日）

議事日程第1号

令和4年9月5日（月曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 発議第4号 八峰町議会傍聴規則の一部を改正する議会規則制定について
- 第5 議案第55号 専決処分事項の報告について
(令和4年度八峰町一般会計補正予算（第4号）)
- 第6 議案第56号 八峰町巡回バス条例制定について
- 第7 議案第57号 八峰町デマンド型乗合有償運送条例制定について
- 第8 議案第58号 令和4年度八峰町一般会計補正予算（第5号）
- 第9 議案第59号 令和4年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
(第2号)
- 第10 議案第60号 令和4年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第61号 令和4年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第62号 令和4年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算
(第1号)
- 第13 議案第63号 令和4年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第64号 令和4年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第3号）
- 第15 議案第65号 令和4年度八峰町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第16 発議第5号 決算特別委員会の設置について
- 第17 決算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 第18 議案第66号 令和3年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第19 議案第67号 令和3年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認
定について

- 第20 議案第68号 令和3年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第21 議案第69号 令和3年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第22 議案第70号 令和3年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第23 議案第71号 令和3年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第24 議案第72号 令和3年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 第25 議案第73号 令和3年度八峰町簡易水道事業会計決算認定について
- 第26 議案第74号 令和3年度八峰町下水道事業会計決算認定について
- 第27 議案第75号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第28 議案第76号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第29 陳情第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情について

出席議員（12人）

1番 笠原吉範	2番 伊藤一人	3番 奈良聡子
4番 芦崎達美	5番 水木壽保	6番 菊地薫
7番 腰山良悦	8番 見上政子	9番 須藤正人
10番 門脇直樹	11番 山本優人	12番 皆川鉄也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

副町長	日沼一之	教育長	川尻茂樹
総務課長兼 新型コロナウイルス 総合対策室長	和平勇人	税務会計課長	成田拓也
企画財政課長	高杉泰治	福祉保健課長	石上義久
教育次長	山本節雄	学校教育課長	山内章
産業振興課長	山本望	農林振興課長	浅田善孝
建設課長	石嶋勝比古	農業委員会事務局長	工藤善美
生涯学習課長	今井利宏	あきた白神体験センター所長	菊地俊平

防災まちづくり室長	内 山 直 光	福祉保健課副課長兼 新型コロナウイルスワクチン 接種対策室長	若 狹 正 和
福祉保健課副課長	成 田 公 誠	農林振興課副課長	堀 内 和 人

議会事務局職員出席者

議会事務局長	佐々木 高	議会事務局庶務係長	須 藤 佳奈子
--------	-------	-----------	---------

午前10時00分 開 会

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

皆さんご承知のとおり、森田町長、病氣療養により本日欠席となっております。

それでは、これより令和4年9月八峰町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会
議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、1番笠原吉範君、2
番伊藤一八君、3番奈良聡子さんの3名を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めておりますので、その結
果を議会運営委員会委員長より報告願います。水木議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（水木壽保君） おはようございます。議会運営委員長の水木で
ございます。

ご報告いたします。

当委員会は、9月1日及び本日9月5日、議会運営委員会を開催し、8月10日付けで
議長から諮問のあった令和4年9月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する
事項について協議いたしました。

その結果、定例会会期については、本日から16日までの12日間とし、日程等について
は、皆さんにお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定いたしましたのでご報告い
たします。

なお、議案第56号及び議案第57号、条例制定の案は、本日は提案説明までとし、16日
の審議としております。

また、本会上程の陳情については、採択となった場合は意見書の提出が必要となるこ

とから、最終日に意見書の提出の発議を日程に追加することに決定いたしました。

- 議長（皆川鉄也君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、日割表及び議事日程表により、本日から16日までの12日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日から16日までの12間とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので説明は省略させていただきます。

日沼副町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せ報告願います。日沼副町長。

- 副町長（日沼一之君） おはようございます。

森田町長の代理で行政報告をさせていただきます。

大雨の災害関係で少し長くなりますが、よろしく願いいたしたいと思っております。

本日、令和4年9月8日峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、6月定例会後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、8月3日からの大雨について報告いたします。

日本海の低気圧から伸びる前線の影響で、局地的な豪雨をもたらす「線状降水帯」が発生し、非常に激しい雨が降り、3日午前7時28分に「大雨警報」、7時53分に「洪水警報」が発令されました。

午前8時11分には、100mmを超える激しい雨が当町に降り続けていると「記録的短時間大雨情報」の発表があり、8時15分に、土砂災害警戒情報「警戒レベル4相当」の情報が発表されたことから「災害対策警戒部」を設置し、職員による河川や土砂災害危険区域のパトロールを実施して更なる警戒にあたりました。

「ファガス」、「峰栄館」、「岩館生活改善センター」の3カ所に順次避難所を開設し、土砂災害や浸水、河川の氾濫などの危険度が急激に高まったことから、全町に避難指示を発令し、住民へ避難を促しました。

午後1時までには3カ所の避難所に、7世帯8名が避難されました。

その後、午後1時15分に土砂災害警戒情報が解除、午後5時38分には大雨、洪水警報が解除されたことから、午後5時40分をもって避難所を廃止いたしました。

3日からの大雨は、県の八森雨量観測局のデータによると、1時間降水量が午前8時8分まで72.5mm、降り始めからの総雨量が137.5mmと観測史上最大を記録しました。

さらに、8月9日から12日にかけて、北日本に停滞する前線の影響で、雷を伴った非常に激しい雨が降り、災害の危険度がさらに高まったことから、9日午前11時10分に「八峰町災害対策警戒部」を設置、午前11時17分に「八森観海地区」、11時52分に「八森岩館地区」に避難指示を発令し、「ファガス」、「岩館生活改善センター」に避難所を開設して住民に避難を促しました。

その後、雨は一旦上がりましたが、15日から16日にかけて再び激しい雨が降ることが予想されたことから、土砂災害の危険度が高いと判断し、15日18時10分に「ファガス」、「岩館生活改善センター」、「峰栄館」、「水沢上町町内会館」の4カ所に避難所を開設するとともに、町内全域に「高齢者等避難」を発令して住民に避難を促しました。

また、各民生委員には、ひとり暮らし高齢者等の住宅の被害状況や避難状況及び安否確認を依頼したところ、住宅の被害はなく、体調不良など訴えている高齢者も見られなかったことや自主的に避難所や親戚宅へ避難された方が数名いたとの報告がありました。

そのほか、住民への避難情報については、防災行政無線や町のホームページ、エリアメール、八峰町公式ラインなど、複数の情報システムを活用して、随時的確な情報を周知し、安全な避難を呼びかけております。

「災害対策警戒部」については、8月16日午後3時に土砂災害警戒情報が解除され、雨も小康状態となり、河川の水位が下がったことから、17日午前9時をもって廃止しております。

9日からの大雨は、1日の降水量が157.5mmと、観測史上1位を更新し、また、降り始めから72時間の降水量は309.5mmと、こちらも観測史上1位を更新しました。

今後も、前例のない記録的な大雨が予想される場合は、早い段階から情報収集を行い、防災行政無線やホームページ、エリアメール、八峰町公式ラインや民生児童委員連絡網などの情報システムを活用して、的確な情報を住民に周知し、迅速で安全な避難誘導に努めてまいります。

次に、このたびの大雨による被害状況について申し上げます。

農林振興課管轄の被害状況につきましては、農業関係では、八森地区で栽培されているネギが強風による傾倒、傾き倒れることです、や大雨による冠水から一部出荷できない状態となったほか、複数箇所では排水路に土砂が堆積するなどの被害が確認されております。その一方で、水稻については、一部地域で水田の冠水は確認されたものの流入水が早期に引いたため、大きな被害は確認されませんでした。

また、林道関係については、林道池の台線で路肩決壊2カ所、法面崩落1カ所発生したほか、林道泊沢線ほか7路線で路面洗掘や土砂流出などの被害があり、現段階での被害総額は約2,122万円となっております。

特に、林道池の台線は被害が大きいことから、国庫補助事業を活用し復旧工事を行う方向で、現在県と協議中であり、他の小規模災害箇所と併せ復旧に係る費用がまとまった際には、補正予算を計上させていただきますので、よろしくご審議願います。

次に、産業振興課管轄の被害状況につきましては、鯨川の中央公園内の排水路に土砂が堆積し、大量の水が吹き出る被害が発生しました。また、留山では、散策路に倒木があり一部通行できない状況となっております。三十釜のもみじ橋付近の散策路においても、豪雨による倒木や防護柵が流される被害が発生しており、現在は安全が確認されるまで通行止めとしております。

漁業関係につきましては、秋田県漁協北部総括支所からの報告では、施設や漁船等の被害は確認されておきませんが、河川からの泥水流入により長期間海中に濁りが発生したため、最盛期であるアワビ・サザエ漁などの操業に影響があったほか、海岸線に木材等が漂着し漁船操業の支障となっております。また、今年度から民間事業者の新たな試験養殖事業の取り組みとして、八森漁港の陸上水槽で畜養していたウニ1,200個が、雨水増加により海水塩分濃度が低下したため全滅するという被害がありました。

次に、建設課管轄の被害状況につきましては、8月9日、八森字手取地内の町道小入川岩館線において、国道と鉄道の横断暗渠の詰まりにより大量の水が路面を勢いよく流れていたため、車両走行は危険であると判断し、国道101号入り口から小入川集落までの区間を一時通行止めといたしました。

この応急対策として、約100mの区間で片側一車線に大型土のうを配列し、路面上の排水路を確保した上で、簡易信号機により片側交互通行としております。

8月11日には、町道真瀬線の起点である国道101号から1km付近で法面の崩落があり、車道へ土砂が流出し通行不能となりました。降雨による更なる崩落に備え、土砂止

めを目的として大型土のうを約25m配置し、片側通行で往来できるようにしています。

さらに、町道白神ニッ森線では、所々で法面の土砂崩れや路肩決壊などが確認され、走行するには大変危険な状態であることから、安全対策を講じるまで全面通行止めとしました。被災状況が激しい箇所については、公共土木施設災害復旧事業で対応すべく関係機関と協議を進めています。

次に、能代市山本郡消防操法大会が7月31日に能代港下浜ふ頭で開催され、ポンプ車操法の部に1チームが、小型ポンプ操法の部に2チームが八峰町代表として出場しました。

今回の大会は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で3年ぶりの開催となりましたが、出場選手は連日夜遅くまで訓練してきた成果を存分に発揮し、ポンプ車操法の部で第12分団が第2位となり、小型ポンプ操法の部で第10分団本館班が第3位、同じく浜田班が第5位と、好成績をおさめました。

6月10日から、長期間、連日訓練に参加された消防団の皆様、そしてご指導いただきました八峰消防署の皆様に、心から感謝を申し上げます。

次に、新型コロナウイルスワクチンの接種について申し上げます。

町におけるワクチン接種は、昨年2月15日から町営診療所での「個別接種」と峰栄館での「集団接種」を併用する体制で始めました。12月には、18歳以上を対象とした3回目接種を開始し、現在は、重症化予防を目的とする4回目接種を診療所で行っております。

4回目接種は、60歳以上全員と18歳以上60歳未満で基礎疾患がある方や重症化リスクがある方を対象としており、3回目接種から5カ月経過した時点で接種券をお届けしております。

診療所では、7月1日からモデルナ社製ワクチンを使用して接種を行っておりますが、現在も引き続き、1・2回目及び3回目の接種予約も受け付けており、今後もワクチンの接種希望者に対し、丁寧な情報提供を行うとともに、若年層のワクチン接種率の向上に向けた啓発活動に努めてまいります。

なお、3回目接種を終えた65歳以上の方は2,861人で91.1%、15歳以上64歳以下が2,330人で77.4%、12歳以上14歳以下が48人で40.3%となっております。

また、5歳以上11歳以下の小児接種は、引き続きリスクや安全性を十分に理解した上で接種できるよう、情報提供に努めてまいります。

次に、町営診療所の休診について申し上げます。

このたび、町営診療所において、職員が新型コロナウイルスに感染したことにより、8月13日から22日まで休診といたしました。

町民の皆様には、ご心配とご迷惑をおかけしたことを、まずもってお詫び申し上げます。

診療所では、日頃より、新型コロナへの感染の疑いのある患者さんについては、直接院内に入らないよう注意喚起の案内掲示をするとともに、来院前に電話連絡で諸症状の申し出を伺うなど、感染防止対策を徹底しておりました。

このたび、診療所をかかりつけ医としている患者さんが新型コロナウイルスに感染したことが確認され、8月13日、診療所職員全員にPCR検査を行ったところ、当院の職員の感染が確認された次第です。

町では、直ちに診療所内の消毒作業を実施したほか、職員の感染が確認された日まで、8月9日から12日までに当院を受診された患者様86名ほぼ全ての方に対し、電話で健康状態を確認した上、経過観察を依頼いたしました。

また、休診期間に伴う「新型コロナウイルスワクチン接種」の予約変更につきましても、休診明けの8月27日と9月3日の両土曜日に診療所を開院して接種することとし、予約者180名全ての方々にご了承をいただいているところです。

町の地域医療の中核機関として、かかりつけ患者の安心・安全を確保する上で、高齢のため十分な意思疎通が見込めない患者様も増えていることから、その対応を見直しして、現在対処しているところであります。

次に、集団健診について申し上げます。

今年度の「集団健康診査」は、文化ホールを会場に、感染症対策を徹底しながら、1日最大160人に人数を制限して、6月16日より6日間行いました。

特定健康診査の受診者は、国民健康保険加入者、後期高齢者医療保険の加入者、国保加入者で39歳以下の一般健診を受診された方、合わせて443人の受診者数となりました。

また、特定健康診査と併せて実施した各種がん検診の受診者数は、肺が515人、大腸が514人、前立腺が73人、胃が152人、肝炎ウイルス検査が49人でした。

次に、戦没者追悼式について申し上げます。

八峰町戦没者追悼式は、8月19日、峰栄館において行いました。3年ぶりの式典には、ご遺族やご来賓の皆様など33名が出席され、先の大戦で犠牲となられた方々に追悼の意

を表し、平和を守っていくことを誓いました。

終戦から77年となり、戦争を知らない世代が多くなっていく中で、不戦の決意を新たにし、平和の尊さを次の世代に語り継いでいかなければならないという思いを強くしたところでもあります。

次に、敬老式について申し上げます。

同じく3年ぶりの開催となった今年度は、9月3日、「ファガス」において開催いたしました。

対象者は、初養老を迎えた方が118名、傘寿98名、米寿98名と、金婚夫婦が53組おられ、総勢420名のうち、初養老の64名を含め116名が出席し、神事と式典を行いました。いずれも人生の節目を迎えられた方々であり、心からお祝いと一層のご長寿を祈念申し上げます。

節目の記念にと写真を撮られる方もおられるなど、楽しい1日を過ごしていただいたところです。

次に、八森地区海岸一斉清掃について申し上げます。

7月9日、八森地区海岸の一斉清掃を実施しました。当日は、早朝からの作業にもかかわらず、全体で約370名の町民の方々からご協力いただきました。

集められたごみは、プラスチック類・発泡スチロールなどの可燃ごみが349袋で約2,540kg、缶類などの不燃ごみが139袋で210kgのごみが拾い集められました。ごみの多くは漁具などの漂着物ですが、中にはタイヤなどの不法投棄されたものもありました。引き続きモラルの向上や不法投棄防止の啓発に努めてまいります。

次に、再エネ海域利用法に基づく協議会について申し上げます。

6月24日、再エネ海域利用法に基づく「秋田県八峰町及び能代市沖における協議会」の第4回目の会合が開催され、意見交換を行いました。

秋田県八峰町及び能代市沖の海域については、令和3年6月29日に開催した第3回協議会において、協議会意見が取りまとめられ、令和3年12月10日に公募が開始されていましたが、ウクライナ情勢を踏まえ再生可能エネルギーの導入をさらに加速し、早期稼働を促す公募内容とするため、公募占用指針の見直しを国の協議会審議会で行っております。

1つ目は、「本事業で発電される電気を県内企業が活用するための検討」と「再エネ電気の活用を希望する企業の誘致活動への協力」を追記しました。

2つ目は、選定事業者による協力の例示として、「第2期秋田県新エネルギー産業戦略の重点プロジェクトとして掲げる各項目の実現に資する取組」を追記しました。

3つ目は、基金への出捐の規模の部分を見直すこととされました。

このことについては、発電設備出力に連動する形で進められているほか、地元関係者及び選定事業者にとって予見可能性が高く見積もりできるのではないかという考えからきているものであります。

なお、公募に関しては年内に再開する予定と伺っております。

次に、全国洋上風力発電市町村連絡協議会について申し上げます。

7月28日、再エネ海域利用法により一般海域の促進区域に指定されている、秋田県能代市、男鹿市、由利本荘市、三種町及び八峰町、千葉県銚子市及び旭市、長崎県五島市の6市2町の首長が発起人となり、全国洋上風力発電市町村連絡協議会を設立しました。

本協議会は、成長戦略に繋がる先端技術や先行事例を学ぶとともに、漁業と共生した水産振興を含む地域産業全体の振興、会員相互の情報共有、事業の円滑な普及による持続可能な循環型社会の構築に寄与するため設立したものであります。

当日は、発起人である6市2町による設立準備会を開催し、設立趣旨をはじめ、名称、協議会の構成及び会費、令和4年度事業を協議しました。

協議会の構成については、設立発起人である6市2町に加え、再エネ発電設備等拠点港湾の所在市と再エネ海域利用法に基づく「有望な区域」として整理されている区域の関係自治体へ呼びかけするとともに、設立発起人代表と協議会会長に能代市長を選任しました。今後は、総会や研修事業を通して、会員相互の交流、洋上風力発電に関連する先端技術や先行事例を学ぶ機会を設ける上、会員より喫緊かつ重要な課題について提案がされた場合は、必要に応じて関係機関への要望活動を行うこととしています。

次に、「地域公共交通」について申し上げます。

8月4日に八峰町公共交通会議を開催し、巡回バスの試行運行検証結果報告並びに本格運行について協議を行ったほか、ドアツードアで移動できるデマンド型乗合有償運送事業について協議しました。

巡回バス試行運行検証結果報告については、バス事業者による岩館線と大久保岱線が運休となった昨年10月から今年7月までの10カ月間で延べ1万272人が利用していることをはじめ、利便性、安定性及び需要の有無などについて検証結果を報告いたしました。その上で、これまでの試行運行から10月1日からの本格運行へ移行することを協議し、

委員の方々から同意を得ています。

デマンド型乗合有償運送事業については、以前に実施した住民アンケートやこれまで議会からもしばしばご質問があったようにドアツードアで移動できる利便性の高い移動手段が求められてきました。このたび町内の介護タクシー事業者からご協力いただく形で実施できる目途が立ちましたので、案件として協議し、委員の方々から同意を得ています。

両事業とも10月1日からの実施にあたり、今定例会に関連条例及び予算を提案しておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、「地域おこし協力隊」について申し上げます。

6月21日に定住・移住コンシェルジュを担当する地域おこし協力隊の面接試験を行い、川崎市在住の越前谷淳さんを内定しました。10月1日付けで委嘱状を交付する予定としており、定住・移住に関する情報発信や相談業務など、本町7人目の地域おこし協力隊として活躍していただくこととし、今定例会に関連予算を提案しておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、農林業関係について申し上げます。

今年の水稲の生育状況は、6月上旬の低温や日照不足の影響で稲の分けつが抑制され茎数が少ない一方で、稲丈は長くなっており、農家からは倒伏で品質や収量が低下してしまうのではないかとといった不安の声が聞かれました。

また、東北農政局が発表した8月15日現在の作柄概況によりますと、秋田県は6月上旬の低温や度重なる大雨、日照不足等の影響から「やや不良」と見込まれているところであり、これから迎える収穫期が天候に恵まれ、刈り取り作業が無事に終わられるよう願っているところです。

一方で、米の需要については、人口減少や長引く新型コロナウイルス感染症の影響により全国的に消費の減少が続いています。

令和4年産の主食用米の生産量は、作付転換が進んだ結果、国全体の在庫量は適正在庫レベルまで減少する見通しですが、県の在庫量は依然として適正在庫を超過すると見込まれていることから、県の指導をもとに町としてもJAなどと共に、地域農業再生協議会に今年産米で未契約となっている米については、早めに販売先と契約するよう周知するとともに、令和5年産米に向け収入保険やナラシ対策への加入を推進するよう指導しております。

次に、観光イベント等について申し上げます。

毎年恒例の滝の間海岸・岩館海岸海開きは、7月13日、岩館海浜プールのYOU遊海館において安全祈願祭が行われ、夏の観光シーズン中の無事故とたくさんの海水浴客でにぎわうことを関係者とともに祈願しました。

今シーズンの岩館・滝の間海水浴場の観光客数は、概算の集計では約1万5,000人と推計され、前年比では4,500人、42%の増加となりました。

シーズン中、警察や消防、交通指導隊、防犯関係者など多くの関係者のご尽力で無事故で終えることができました。深く感謝申し上げます。また、海浜プールはじめ、海岸の清掃ボランティアにご協力をいただいた皆様にも厚くお礼申し上げます。

8月6日には、白神八峰商工会主催の「第17回アワビの里づくり祭り」が開催されました。

主会場となった岩館漁港前には、およそ300人が来場し、アワビやサザエなどの魚介類のバーベキューを楽しんだほか、ケッコそば食い大会、のど自慢大会も行われました。町内4者が参加した「アワビ飯料理コンテスト」では、福八さんの「あわびギバサ丼」が秋田県知事賞を受賞しました。

また、岩館海浜プールの会場では、アワビの稚貝2,000個が放流されたほか、子どもたちによるアワビのつかみ取りが行われました。

運営にあたられた関係の皆様のご労苦に敬意を表します。

次に、「プレミアム付商品券発行事業」について申し上げます。

今回は昨年度と同様に、コロナ禍における地域経済の活性化や個人消費の拡大を図るため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業」を活用し、プレミアム率を30%とし、額面1万3,000円の商品券を1冊1万円で7,000セット販売しております。購入限度額は1人3冊までの3万円、子育て世帯については、通常購入限度額に加えて、1世帯当たり3万円まで追加購入できる優遇措置を実施したほか、自治会事業で使用する場合は1自治会当たり30万円まで購入可能としております。

7月20日より予約受付を開始し、8月10日に販売を開始したところ、8月23日現在で予約販売を含めて91.4%に当たる6,398冊が販売され、好調な売れ行きとなっております。

次に、「御所の台エリア再構築構想」策定について申し上げます。

道の駅はちもりの御所の台エリア移転を契機として、既存施設と有効的に連携・活用

し、エリア全体の再構築を図りながら、町全体の観光や商工業の振興に繋げることを目的とした「御所の台エリア再構築構想」策定につきましては、広く民間事業者から優れた提案を募集したいと考え、7月25日から公募型プロポーザルを開始しました。8月18日に参加表明書の提出を締め切ったところ、県内外から7事業者の応募があり、内訳としては、県内が6事業者、県外が1事業者となりました。

今後は、9月30日までに企画提案書を提出していただき、その後、プレゼンテーションや審査委員会によるヒアリング等を実施した上で、契約する事業者を決定する予定としております。

次に、全国学力・学習状況調査について申し上げます。

今年度は4月19日に全国学力・学習状況調査が実施され、結果が7月28日に公表されました。

今回、小学6年生は国語・算数・理科、中学3年生は国語・数学・理科のテストが実施され、秋田県は、小学6年生、中学3年生とも全国トップ級の結果でした。

当町の結果は、小学6年生については、秋田県平均をわずかながら下回り、中学3年生は、秋田県の平均正答率を上回る状況でした。

調査結果から明らかになった課題に対しては、教育委員会、学校等が連携して学校の教育活動等の改善に取り組んでまいります。

次に、ことぶき大学開講式について申し上げます。

今年度は、新入生5名を含む304名の受講申し込みがあり、うち234名が出席して、7月8日に八峰町文化ホールにおいて開催しました。

当日は、開講式に続き、「みんなが主役 ドタバタ笑劇場PARTⅡ」と題して、合川にわか劇団さくら組による演劇を鑑賞していただきました。会場内は終始笑い声で盛り上がり、笑うことで心の健康づくりが図られ、3年ぶりの事業に参加された大学生にとっては、充実した1日だったと思います。

ことぶき大学では、今後も質の高い学習機会の提供に努め、「心と体の健康」づくりを目指して活動してまいります。

次に、「第17回八峰町民野球大会」について申し上げます。

今年の大会は9チームが参加し、7月18日、24日の2日間、2球場で熱戦が繰り広げられました。

初日の峰浜球場の開会試合では、新成人の菊谷優夏さんが始球式を行い、大会に華を

添えてくださいました。

決勝戦は、カッチキ台ベースボールクラブと椿・椿台チームの試合となり、決勝戦にふさわしい好ゲームとなりました。9対8で、椿・椿台チームが平成22年以来、2度目の優勝を果たしました。

大会を大いに盛り上げてくださいました選手の皆様並びに運営にご協力いただきました八峰町野球連盟や審判部の皆様に、心からお礼を申し上げます。

次に、八峰町「二十歳を祝う会」について申し上げます。

8月14日、町では成人式を「二十歳を祝う会」に名称変更し、峰栄館において開催しました。対象者55名のうち、42名から出席いただきました。

開催にあたっては、コロナ禍における基本的な感染対策を徹底した上で、式典当日の朝にコロナウイルス抗原検査を実施するなど、万全を期して実施いたしました。また、出席できなかった方やご家族の方向けに、昨年度同様、ユーチューブでのライブ配信も行いました。

式典では、出席者を代表してお二方から、「一つ一つの行動に責任を持ち、社会の一員であるという自覚をもって生活していく」、「両親及び支えてくださった方々への感謝の気持ちを忘れずに、町と地域にお返ししていくとともに、夢や目標に向かって精進していく」という力強い誓いの言葉がありました。

開催にあたり、企画や運営等でご尽力いただきました実行委員の皆様には感謝いたしますとともに、ご臨席賜りました来賓各位の皆様には厚くお礼を申し上げます。

次に、スポーツ少年団活動について報告いたします。

6月25日に潟上市で開催された「高円宮賜杯第42回全日本学童軟式野球秋田県大会」に、八峰グローリーズが出場しました。勝利目前のところ、最終回で逆転され、惜しくも初戦突破とはなりませんでした。

八峰グローリーズは、7月16日に行われた第20回J A共済学童野球大会山本地区予選及び7月20・21日に行われた第20回東北学童軟式野球新人県大会の山本郡予選でも優勝し、それぞれ全県大会への切符を手にしております。全県大会では、大いに活躍されることを期待しております

また、峰浜バスケットボールクラブが6月26日に第41回能代市山本郡夏季ミニバスケットボール大会で準優勝し、全県大会出場を決めました。8月6日に大館市樹海体育館で行われた全県大会では、残念ながら初戦敗退となっております。

両チームとも、全県大会を経験したことで、成果や課題を今後に生かし、さらに成長されますよう期待しております。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第55号、専決処分事項の報告については、令和4年度八峰町一般会計補正予算（第4号）の専決処分報告であり、既定額に2,898万2,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を65億7,368万6,000円とするものであり、8月3日からの豪雨より発生した林業施設災害等の復旧経費の追加補正であります。

議案第56号、八峰町巡回バス条例制定については、巡回バス事業の実施について、条例制定しようとするものであります。

議案第57号、八峰町デマンド型乗合有償運送条例制定については、デマンド型乗合有償運送事業の実施について、条例制定しようとするものであります。

議案第58号、令和4年度八峰町一般会計補正予算（第5号）は、1億8,406万8,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を67億5,775万4,000円とするもので、主な歳出は、岩館地区防災コミュニティセンター建設事業に伴う法面保護工事費のほか、財政調整基金への積立金の追加などとなっております。

議案第59号、令和4年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、20万9,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を8億6,038万9,000円とするもので、内容は、電算システム改修業務委託料の追加であります。

議案第60号、令和4年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、4,390万8,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を14億398万5,000円とするもので、主な歳出は、令和3年度国県支出金の精算に伴う返還金の追加などとなっております。

議案第61号、令和4年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）は、481万7,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を2,348万7,000円とするもので、主な歳出は、立木補償金の追加に伴う自治会等への交付金の追加などとなっております。

議案第62号、令和4年度八峰町合併浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）は、84万2,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を411万6,000円とするもので、内容は一般会計繰出金の追加であります。

議案第63号、令和4年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）は、505万7,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を8,570万6,000円とするもので、主な歳出は、電子カルテシステム構築業務委託料の追加などとなっております。

議案第64号、令和4年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第3号）は、資本的収入の予定額2億932万3,000円に4,550万円を追加して2億5,482万3,000円に、資本的支出の予定額2億4,435万6,000円に4,474万8,000円を追加して2億8,910万4,000円とするもので、内容は畑谷地区配水管布設替工事の追加などです。

議案第65号、令和4年度八峰町下水道事業会計補正予算（第2号）は、資本的収入及び支出の予定額に260万円を追加して、資本的収入の予定額を1億1,377万9,000円に、資本的支出の予定額を1億7,826万3,000円とするもので、内容は石川地区農業集落排水処理施設汚泥移送ポンプ更新工事の追加です。

議案第66号、令和3年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定については、令和3年度一般会計決算を認定していただくものであります。

議案第67号から議案第72号までの各案件は、令和3年度各特別会計決算を認定していただくものであります。

議案第73号及び議案第74号は、令和3年度各事業会計決算を認定していただくものであります。

議案第75号、人権擁護委員候補者の推薦については、現人権擁護委員である武田ムツ子氏を引き続き委員に推薦することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第76号、人権擁護委員候補者の推薦については、現人権擁護委員である金谷由紀子氏が退任することに伴い、新たに須藤由美子氏を委員に推薦することについて、議会の同意を求めるものであります。

報告第6号は、令和3年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告であります。

以上、本定例会でご審議いただく議案は22議案で、報告件数は1件であります。

詳細については各議案の提案の際に説明させますので、よろしくご審議の上、適切にご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） 日程第4、発議第4号、八峰町議会傍聴規則の一部を改正する議会規則制定についてを議題とします。

事務局長に説明させます。佐々木事務局長。

○議会事務局長（佐々木高君） 発議第4号

令和4年9月5日提出

八峰町議会議長 皆川鉄也様

提出者	八峰町議会議員	水木壽保
賛成者	同上	見上政子
〃	〃	奈良聡子
〃	〃	芦崎達美
〃	〃	須藤正人

八峰町議会傍聴規則の一部を改正する議会規則制定について

八峰町議会傍聴規則の一部を次のように改正する。

提案理由は、傍聴席に入ることができない者の規定から、つえを削除するためです。

次のページ、改正文となっております。

第7条の傍聴席に入ることのできない者、第1項第1号から「、つえ」を削る改正となっております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） これより発議第4号について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより発議第4号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第55号専決処分事項の報告について（令和4年度八峰町一般会計補正予算（第4号））を議題とします。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 議案第55号、専決処分事項の報告についてご説明いたします。

議案第55号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年度八峰町一般会計補正予算（第4号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

令和4年9月5日提出

八峰町長 森 田 新一郎

次のページをお開き願います。

専決処分書でございます。

令和4年度八峰町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,898万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億7,368万6,000円とするものでございます。

このたびの専決処分につきましては、先ほど行政報告で申し上げましたとおり、8月3日からの豪雨により、町管理の林道や町道、河川、公園施設等が被害を受けたことに伴い、早急に応急処置の必要な復旧費の一部について追加補正したものでございます。

歳入歳出の補正内容につきましては、事項別明細書6ページ以降をご覧くださいながら歳入歳出の順にご説明いたします。

はじめに、歳入についてご説明いたします。

6・7ページをお願いいたします。

20款繰越金1項繰越金1目繰越金につきましては、林道や町道、河川、公園施設等の災害復旧費として歳出予算に計上しました充当財源として、1節一般会計繰越金に前年度繰越金2,898万2,000円の追加補正でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

8・9ページをお開きください。

はじめに、11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費1目林業施設災害復旧費につきましては、このたびの豪雨により、林道池の台線において路肩決壊や法面崩落が発生しておりますので、13節委託料に測量設計業務委託料599万9,000円の追加補正でございます。

次に、2項公共土木施設災害復旧費についてご説明いたします。

1目公共土木施設災害復旧費につきましては、このたびの豪雨により被害を受けました、町道真瀬線、町道小入川岩館線、町道白神ニッ森線及び普通河川小入川の災害復旧費でございます。

3節職員手当等につきましては、職員の時間外休日勤務手当9万2,000円の追加補正でございます。

11節役務費につきましては、町道真瀬線及び町道小入川岩館線の土砂撤去作業や大型土のう設置作業に伴う手数料135万円の追加補正でございます。

12節委託料につきましては、町道小入川岩館線及び町道ニッ森線において路肩の崩落等が、普通河川小入川においては護岸として設置していたふとんかごが河川の増水により流されるなど河岸決壊の被害を受けていることから、測量設計業務委託料1,799万9,000円の追加補正でございます。

13節使用料及び委託料につきましては、町道真瀬線及び町道小入川岩館線の土砂撤去作業や大型土のう設置作業に必要な重機等の借上げに伴う自動車等180万1,000円の追加補正でございます。

15節原材料費につきましては、町道真瀬線及び町道小入川岩館線の大型土のう設置に伴う災害復旧用原材料46万円の追加補正でございます。

2目公園災害復旧費につきましては、このたびの大雨の影響により、中央公園内の排水路に大量の土砂が流入する被害を受けております。バリケードを設置して立入禁止の措置を講じましたけれども、今後降水があった際にはさらに被害が拡大することが予想されることから、早急な対応が必要なため追加補正するものでございます。

11節役務費については、堆積した土砂撤去等に係る手数料30万円の追加補正でございます。

13節使用料及び委託料につきましては、土砂撤去等に必要な重機等の借上げに伴う自動車等75万4,000円の追加補正でございます。

なお、作業の方は既に完了しております。

次に、3項その他公共施設・公用施設災害復旧費についてご説明いたします。

このたびの大雨の影響により、留山の散策路内において倒木があり、通行できない状況となりました。留山散策路はあきた白神体験センターを利用する方の活動コースでもあることから、早急な対応が必要なため追加補正するものでございます。

1目観光施設災害復旧費11節役務費について、倒木による支障木伐採の手数料として22万7,000円の追加補正でございます。

なお、こちらの作業も既に完了しております。

このたび専決処分しました災害箇所及び状況につきましては、タブレットに議案第55

号資料として掲載しておりますので、ご確認くださいようお願いいたします。

また、このたびの豪雨につきましては、激甚災害に指定されるような情報も入っております。通常、測量設計業務委託料は一般財源を充当しておりますが、激甚災害に指定された場合、測量設計業務委託料につきましても国庫補助金の対象となります。

このたびの専決処分では、歳入において充当財源を全て前年度繰越金としておりますが、激甚災害に指定された場合、適切な時期に国庫補助金へ財源更正を行うこととなります。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしくようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第55号について質疑を行います。質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 今、後半説明あった激甚災害に指定される可能性があるということで、このことの指定されて国から補助されることを願っております。

それで、最初の災害の時ですけれども、大雨の時に防災無線で放送が流されましたけれども、大変長々長々とした防災無線で、それで、何かやはりこう自助、共助をすごい強調して、やはりこういう災害の時は公助が中心ではないか。何か文章読み上げてるようなその有線放送の流し方、非常に上から目線のように聞こえました。で、この共助というところを強調したあまり、私のところにかばん持って逃げてきた人がいます。やっぱりお互い助け合いましょうはいいんですけれども、やはりこういう時は公助を、まず危険だから災害場所に逃げてほしいという、的確な短い有線放送を流してほしいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

8月3日、線状降水帯、この時の防災無線だと思いますが、やはり内容としては簡潔明瞭に、これが基本です。長いと感じられたことは今後また改善しながら、そこは対応していきたいと思っています。

ひとつあと共助強調とございましたけども、基本は自助・共助です。大きな災害なればなるほど、やはり行政、公の段階ではなかなか全体に手が回らない、これが現状です。そういう場合に、やはりまず第一に命を守る、死なない、これが災害の基本です。そう

いう時には、やはり自助・共助、これが第一条件になります。そのために普段から様々なハザードマップとかそういう災害時に危ないという情報を流しているわけですので、どうぞその辺もご理解いただきながら、行政としてもやれることは一生懸命やっておりますので、ご理解いただければありがたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 青秋林道の入っていく時の法面、途中の道路また同じ一昨年だか、数年前に崩れたところの近く、また同じように崩れたわけですが、あの近くに、近くっていうか、あの右側にですね上真瀬水路組合か、いずれ水路組合が使っている水路があるんですけども、その水路に入ってくる沢も、同じところでなくて隣の沢もですね相当崩れて、水路にこう水が入ったり土砂が入ったりしてるわけですよ。そういう部分についても、この災害復旧の部分で対応してくれるのかどうかお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。浅田農林振興課長。

○農林振興課長（浅田善孝君） ただいまのご質問の方にお答えいたします。

水路組合の水路ですと、今回の林道災害の方には含まれておりません。で、これから出される補正予算（第5号）でしたっけ、こちらの方にも含まれておりませんので、基本的には水路組合さんの方が町単の事業を活用して復旧するというふうなことになると思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） あれ、そうすると、これは何だ、池の台の方だけということなのか。そうするとですね、何だあれ、ニッ森線に行くあの災害っていうことで何だ、土のうで止めてる、あれは災害に該当してないということですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 町道真瀬線の土砂崩れについては建設課の管轄ですので、道路の法面の崩落ということで、平成23年度にも同じような法崩れがありまして、災害査定を受けてふとんかごを積んで対応しております。今回についても法面については、ふとんかごを積んだ部分については異常は見られませんでした。その上の部分が崩落していますので、今後対策を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 3回目なのでやめますけども、隣の沢も崩れて、何だ、用水路に支障を来してるわけですよ。結局、沢がみんな埋まってですね、そこの沢の水が用水路に直接もう入ってしまっていると。逆に上流部の方が水が入ってこない状態なので、今は使いやすくていいわけけども、恒久的に使うのは上流の取水口からストレートに水が走れるようにしてる用水路なわけですよ。で、そこが今途中から土砂が埋まって用水路までもうは、直接入るようになると非常に困るわけですよ。いつでも水が入ってきてる状態になってしまってますから、今回はこれまあ大雨による災害だわけですよ。ですから、それらの部分はどうかしてくれるのかということだった。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 公共土木施設災害ということで、町道に関しては町道の用地内の工事しか該当になりません。また、原因については、先ほどお話しあったようにその水路とかため池が原因でありますので、そちらの原因者がその対策を講じていただくこととなりますので、先ほど農林振興課長が話したとおり管理してる方で対応をしていただくことになるかと思えます。あくまでも建設課としては、公共施設、道路敷地内の範囲で復旧を行うという対策を行うこととなります。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

（「議長、休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は原案のとおり承認されました。

休憩いたします。11時15分まで休憩いたします。

午前11時10分 休 憩

.....

午前 11 時 15 分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に遡り会議を再開いたします。

日程第 6、議案第 56 号、八峰町巡回バス条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） それでは、議案第 56 号についてご説明いたします。

議案第 56 号、八峰町巡回バス条例制定について。

八峰町巡回バス条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 9 月 5 日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由でございます。道路運送法第 78 条の規定による国土交通大臣の行う登録を受けて町が行う巡回バスの実施に関し必要な事項を定める条例を制定するものであります。

次のページをお開きください。

八峰町巡回バスにつきましては、道路運送法で規定されている地域公共交通会議である八峰町地域公共交通会議を 8 月 4 日に開催し、令和 4 年 10 月 1 日から本格運行することに関し協議が整っております。そのため、八峰町巡回バス条例につきましても、令和 4 年 10 月 1 日からの本格運行に伴い、このたび制定するものでございます。

巡回バスの運行につきましては、まず自治会にお願いし、65 歳以上のみの世帯 821 世帯、1,173 人を対象としたアンケート調査を実施しました。回収率は 1,051 人分、回収率は 89.6% と非常に高いものであり、かなり信頼度の高いものであると判断しております。

このアンケート調査の「運転免許証がない人のバス利用率が少ないと思う理由」という項目で回答が多かった順の 5 つは、「運行本数が少ない」が 46.8%、「乗りたい時間の運行がない」が 40.7%、「運賃が高い」が 22.4%、「移動に時間がかかる」が 21.9%、「バス停までの距離が遠い」が 16.9% でありました。巡回バスの骨格を作るにあたりましては、回答の多かったこの 5 つの点を改善することを優先してまいりました。

令和 2 年度の 11 月から 12 月までの 2 カ月間と令和 3 年度の 6 月から 9 月までの 4 カ月間においては、既存のバス事業者が運行する岩館線、大久保岱線と並行する形で試行運行を行ったほか、令和 3 年 10 月以降は、現在にわたり既存の岩館線と大久保岱線を運休する形で試行運転を実施しております。

冬季の降雪をはじめとする各季節に見られる危険要素の把握に必要な年間を通しての

試行運転に目処がつきましたので、このたび試行運転の結果を検証しました。検証としては、利便性、安定性、需要の有無の3つの内容を検討しております。

利便性につきましては、先ほど申し上げましたアンケート調査の多かった5つの点について解消する体制を整備し、効果が確認できているほか、利用者の声を反映し、車両に補助ステップやハンドレールを設置するなど、利便性の高い運行体制となっております。

安定性につきましては、試行運行期間中に大雪の影響による遅延が3回ほど発生しておりますが、率にして0.07%と安定した運行が確認できております。

需要の有無につきましては、試行運転を重ねるごとに利用者は増加し、現在は延べ人数として月1,000人以上の方に利用されており、現在運休している岩館線、大久保岱線と同数以上の利用者を確認できていることから需要はあると判断できております。

以上の検証により、令和4年10月1日から本格運行に移行できるものと判断し、条例を制定するものでございます。

第1条では条例の趣旨を定めております。

第2条では運行ルート等について定めています。

なお、運行ルート経過地、運行回数、運行時間等につきましては、本格運転後も適宜利便性を高める必要が生じた際に対応するため、規則で定めることとしております。

また、10月1日の本格運行から現在の運行ルートを一部見直すこととしております。具体的には、巡回バスの運行ルートは曜日ごとに運行ルートが異なっておりますが、岩館地区においては全てのバス停で乗降車できるよう見直しており、また、湯っこランドが6月末をもって閉館したことから、八森湯っこランド前と隣の滝の間海水浴場前のバス停を廃止することとしております。

第3条では使用料の額を定めております。

使用料につきましては、1回の乗車につき100円とし、回数利用券を使用した場合、25回利用分を2,000円としています。

第4条では使用料の免除を定めております。

第1号では利用者が未就学児の場合を定めております。

第2号では、往路、道の駅みねはま方面へ向かう際に乗車する場合と、復路、道の駅みねはまから出発する際に下車する場合のバス停名を定めております。

ここの部分につきましては、タブレットに別資料を掲載しておりますので、タブレッ

トに掲示しております議案第56号説明資料をお開きください。

1 ページ目の下の図をご覧ください。

条例第4条第2号で定めているバス停名は、この図の赤線で囲まれている区域内のバス停名です。巡回バスの利用者の大半は、以前のバス事業者による運行の岩館線、大久保岱線と同様に能代市内への買い物や通院等への移動手段として利用されております。そのため、運行時間、運行ルートと同様に、使用料、いわゆる運賃に関しましても能代行きを視野に入れ、以前のバス事業者による運行の岩館線、大久保岱線の運賃を参考に設定しました。具体的には、能代市内への移動料金が従来の岩館線、大久保岱線の運賃と比較し高くなってしまふ地域は、特例として免除、いわゆる無料にするものであります。

次のページをお開きください。

バス停ごとの料金比較表を掲示しております。ここでは、運行ルートごとに料金を比較しており、赤書きで「プラスとなる停留所を無料区間とする」という吹き出しがついている「4. 岩館・目名瀧方面」を例にご説明いたします。

表が小さくて見づらいので、拡大をお願いいたします。

項目の灰色の部分、バス停名は巡回バスのバス停です。

隣の上の「能代駅までの料金（最大料金）」と記載されておりますが、ここはバスステーションまでも同じであります。

一段下がりにまして、「旧」、「新」と記載してありまして、「旧」の下、岩館線が従来の岩館線の料金で、「通常料金」と記載されている欄がバス事業者が設定していた運賃で、隣の「半額助成後」と記載されている欄が町で実施しているバス乗車券類購入支援事業補助金を活用して回数券等を購入し、実際に利用者が負担していた運賃です。

また、「新」と記載している一段下、「みねはま線」と記載されているところは、現在、秋北バスで運行している能代みねはま線のポンポコ山から能代市まで行った際の通常料金で、隣の「半額助成後」と記載されている欄が町で実施しているバス乗車券類購入支援事業補助金を活用して回数券等を購入し、実際に利用者が負担している運賃です。そして「巡回バス」と記載しているところが町の巡回バスの運賃です。

バス停欄の上から4段目「岩館駅前」のところをご覧ください。

岩館駅前から乗車した場合は、従来の通常料金が1,000円であり、町の乗車券類購入支援事業補助金を活用した場合、半額の500円でありました。現在は能代みねはま線の

通常料金が350円であり、町の乗車券類購入支援事業補助金を活用した場合、半額の175円、それに巡回バスの一律100円をプラスした場合、275円で能代市まで移動することができますようになります。従来に比べ225円安い運賃となっています。

項目の「差額（新-旧）」につきましては、その差額について記載しているものであります。

そうした計算をバス停ごとに行っていた場合、下の表の方の黄色で色づけした部分、自治会名では萩の台、バス停名では沖の台のところで、従前の運賃より10円高くなります。以下、能代市に近いバス停ほど従来運賃より高い、従来より負担が大きくなります。従前の運賃より高くなってしまいますと、先ほど申しあげましたアンケート調査の3番目に多かった回答である「運賃が高い」という部分が解消できません。そのため、この表の黄色で色づけされた部分のバス停を条例第4条第2項で定め、免除する、いわゆる無料にし、解消を図るものでございます。

次に、第5条では使用料の不還付等を定めております。

第6条では利用者の遵守事項を、第7条では乗車の制限を、第8条では損害賠償義務を、第9条では委任をそれぞれ定めております。

附則では、巡回バスの本格運行を令和4年10月1日から施行することを記しております。

説明は以上でございます。何とぞご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） 本議案の審議につきましては、先ほど議会運営委員長からも報告ありましたように、9月16日に審議を行いたいと思います。

日程第7、議案第57号、八峰町デマンド型乗合有償運送条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） それでは、議案第57号についてご説明いたします。

議案第57号、八峰町デマンド型乗合有償運送条例制定について。

八峰町デマンド型乗合有償運送条例を別紙のとおり制定する。

令和4年9月5日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由でございます。道路運送法第78条の規定による国土交通大臣の行う登録を受

けて町が行うデマンド型乗合有償運送の実施に関し必要な事項を定める条例を制定するものであります。

次のページをお開きください。

八峰町デマンド型乗合有償運送につきましては、道路交通法で規定されている地域公共交通会議である八峰町地域公共交通会議を8月4日に開催し、令和4年10月1日から運行することに関し、協議が整っております。そのため、八峰町デマンド型乗合有償運送条例につきましても、令和4年10月1日からの運行実施に伴い、このたび制定するものであります。

町内の公共交通につきましては、長年続いてきました人口減少と車社会の進行により路線バスやJRの運行本数が減少したほか、タクシー事業者も撤退し、大変不便な状況となっています。特に近年では、これまで経験したことのない極端な高齢化が進んでいるほか、高齢者の運転免許証返納などもあり、車がなくても安心して暮らしていける仕組みをつくる必要があると考えていました。

そうした中、まず既存の公共交通を利用されている方の大半が能代市への買い物や通院への移動手段として利用していたことから、骨格となる部分として町内巡回バスを優先して取り組んでまいりましたが、65歳以上のみの世帯を対象としたアンケート調査を実施した際も、「町内で用事を済ませられるよう、自由に行ける交通網があればいい」といった声があったほか、議員の方からも町内の移動手段につきましてはたびたびご指摘されておりました。また、巡回バスの利用者からも、「巡回バスを使って町内で買い物をした際に、帰りのバスまでの待ち時間が長くて不便だ」といった声が届いておりました。町内を自由に移動できる交通手段につきましても、巡回バスと並行して検討してきた結果、このたび町内の介護タクシー事業者の協力を得て、ドアツードアで移動できるデマンド型乗合有償運送の実施案がまとまり、8月4日に開催した八峰町地域公共交通会議にお諮りし、10月1日から運行するという事で協議が整っております。

以上のことから条例を制定するものでございます。

第1条では本条例の趣旨を定めております。

第2条では運行区域について定めています。出発地及び到着地とも町内とするものであります。

第3条では使用料の額を定めております。

使用料につきましては、1回の乗車につき400円。ただし、マイナンバーカードの提

示があった場合は、1回の乗車につき300円とするものであります。

使用料につきましては、国土交通省の自家用有償旅客運送ハンドブックでは、区域を定めて行う自家用有償旅客運送の対価は、近隣のタクシー運賃の2分の1を目安とする
とされています。使用料の算出にあたりましては、町内の地理的なことを考慮し、岩館
地区と石川地区のほぼ中間地点にあります商業施設の薬王堂までの距離を基準とし、さ
らに中浜地区、水沢地区、沼田地区から利用するといったケースを想定して計算しまし
た。

近隣のタクシー運賃は、初乗り運賃1,473mまでが670円、加算運賃が303mごとに100
円となっており、先ほど申し上げました地区で計算しますと、それぞれのタクシー料金は、
岩館地区の場合3,610円、中浜地区の場合1,630円、水沢地区の場合1,960円、沼田
地区の場合2,590円、石川地区の場合3,740円となっており、その2分の1の料金は、お
よそ800円から1,800円となります。しかしながら、デマンド型乗合有償運送を利用され
る方の大半は、巡回バスと同様に運転免許証を所持しない高齢者等が想定されるほか、
バスを利用する場合は、町のバス乗車券類購入支援事業補助金を活用することにより実
質半額で利用できることから、先ほど申し上げました800円から1,800円のうち、800円
の2分の1である400円としております。また、現在、町のマイナンバーカードの取得
率は、全国、県平均と比較し非常に低いことが指摘されています。普及の取り組みの一
環として、マイナンバーカードの提示で100円安い300円としたものでございます。

続いて、第4条、使用料の免除を定めております。

第1号では利用者が未就学児の場合を定めております。

第2号では、通常想定できない場合に備え、定めております。

第5条では使用料の不還付を、第6条では利用者の遵守事項を、第7条では乗車の制
限を、第8条では損害賠償義務を、第9条では委任を定めております。

附則では、デマンド型乗合有償運送を令和4年10月1日から施行することを記してお
ります。

説明は以上でございます。何とぞご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお
願いたします。

○議長（皆川鉄也君） 本議案の審議につきましても、9月16日に行いたいと思います。

次に、日程第8、議案第58号、令和4年度八峰町一般会計補正予算（第5号）を議題
とします。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 議案第58号についてご説明いたします。

議案第58号、令和4年度八峰町一般会計補正予算（第5号）。

令和4年度八峰町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによります。

第1条では、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,406万8,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ67億5,775万4,000円とするものでございます。

第2条では地方債の補正を定めており、内容は変更でございます。

令和4年9月5日提出

八峰町長 森 田 新一郎

4ページをお開き願います。

地方債の補正につきましては、「第2表 地方債補正」に記載しております。

変更1の護岸等補修事業につきましては、小釜沢川と野田川の護岸等整備事業に伴う充当財源として1,950万円の追加補正でございます。緊急浚渫推進事業につきましては、夏井沢川の河川浚渫事業に伴う充当財源として150万円の追加補正でございます。過疎対策事業の通常分につきましては、防災コミュニティセンター建設地の法面保護工事分の充当財源として1,350万円を、令和5年度に建設を予定している三ツ森町内会館の実施設計業務委託料分の充当財源として130万円を、町道目名潟大沢線の防雪柵整備分の充当財源として200万円を、欄干橋の橋梁補修に係る設計業務委託料分の充当財源として750万円の、合わせて2,430万円の追加補正でございます。

なお、詳細につきましては、12・13ページの22款町債に記載しております。

次に、歳入歳出の主な補正理由につきましては、事項別明細書8ページ以降をご覧くださいながら歳入歳出の順にご説明いたします。

はじめに、歳入でございますが、8・9ページをお願いします。

14款使用料及び手数料1項使用料1目総務使用料1節総務管理使用料につきましては、先ほど議案第56号でご説明しました巡回バスと、議案第57号でご説明しましたデマンド型乗合有償運送使用料の追加補正でございます。巡回バス使用料分として49万2,000円を、デマンド型乗合有償運送使用料として28万8,000円の、合わせて78万円の追加補正でございます。

15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金につつま

しては、令和3年度事業費の確定に伴い自立支援給付費負担金が追加交付されることから105万円の追加補正でございます。

2項国庫補助金2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金につきましては、介護報酬改定等に伴うシステム改修に係る事業費分として、介護保険事業費補助金4万4,000円の追加補正でございます。

16款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金のうち、額の大きい主なる補助金を説明させていただきます。

細節94の園芸用燃油高騰緊急支援事業補助金につきましては、燃油高騰により大きな影響を受ける施設園芸等農業者の負担軽減を図るため、燃油の軽減や生産性の向上に向けた取り組みを支援する県の補助制度であり、町内の菌床しいたけ事業者も1社申請していることから、106万円の追加補正でございます。

10・11ページをお願いします。

17款財産収入2項財産売却収入1項不動産売却収入2節その他不動産売却収入につきましては、分収林の売却面積が当初の予定より拡大したことに伴い、一般分収林収入50万円の追加補正でございます。

18款寄附金1項寄附金3目教育費寄附金1節教育費寄附金につきましては、北都銀行志考会より町の教育振興へと寄せられた寄附金9万9,000円の追加補正でございます。

4項基金寄附金1節基金寄附金につきましては、岩館出身で千葉県在住の岡本好光氏より奨学金に寄せられた寄附金10万円の追加補正でございます。

19款繰入金1項特別会計繰入金1目介護保険特別会計繰入金につきましては、介護保険特別会計からの繰入金1,584万8,000円の追加補正でございます。

2目合併処理浄化槽事業特別会計繰入金につきましては、合併処理浄化槽事業特別会計からの繰入金84万2,000円の追加補正でございます。

2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出補正全体の調整のための1節財政調整基金繰入金4,671万9,000円の追加補正でございます。

12・13ページをお願いします。

20款繰越金1項繰越金1目繰越金1節一般会計繰越金につきましては、歳入歳出補正の財源確保のため、前年度繰越金7,128万8,000円の追加補正でございます。

21款諸収入5項雑入6目雑入2節受取保険金等につきましては、外出支援車両の追突事故に係る自動車共済金24万8,000円の追加補正でございます。

22款町債につきましては、先ほど第2表 地方債補正のところでもご説明いたしましたが、1項町債1目総務債2節集会施設建設事業債のうち、岩館地区防災コミュニティセンター建設事業につきましては、建設地の法面保護工事分の充当財源として、過疎債1,350万円を、三ツ森町内会館建設事業につきましては、令和5年度に建設予定の三ツ森町内会館建築工事実施設計業務委託料の充当財源として、過疎債130万円の追加補正でございます。

4目土木債1節町道整備事業債につきましては、町道目名瀧大沢線防雪柵整備事業の地質調査業務委託料の充当財源として、過疎債200万円の追加補正でございます。

2節自然災害防止事業債につきましては、小釜沢川と野田沢川の護岸等整備事業の工事請負費の充当財源として、自然災害防止事業債1,950万円の追加補正でございます。

3節橋梁整備事業債につきましては、欄干橋橋梁補修事業の設計業務委託料の充当財源として、過疎債750万円の追加補正でございます。

6節緊急浚渫推進事業債につきましては、夏井沢川河川浚渫事業の充当財源として、緊急浚渫推進事業債150万円の追加補正でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

14・15ページをお願いします。

はじめに、1款議会費について説明いたします。

1項議会費1目議会費につきましては、関東ふるさと会への出席に係る追加補正でございます。

関東ふるさと会につきましては、新型コロナウイルスの影響により、令和2年度と令和3年度は総会を開催できでおりませんが、これまで議会を代表し議長については毎年出席しておりました。議会改選後の初総会にあたる年は全員が出席しております。関東ふるさと会によれば、新型コロナウイルスの感染状況により総会開催の最終判断は10月中旬に行うこととしております。現段階では開催する予定とのことであります。

8節旅費につきましては、既に当初予算で措置している議長分を除く11人分の特別旅費85万8,000円の追加補正でございます。

10節需用費につきましては、同じく関東ふるさと会へ出席する際の食糧費7万7,000円の追加補正でございます。

次に、総務費についてご説明します。

1項総務管理費1目一般管理費14節工事請負費につきましては、町長室のエアコンが

故障しており、冷暖房とも使用できない状況となっておりますので、更新工事費として220万円の追加補正でございます。

17節備品購入費につきましては、書類用台車と大会議室の折り畳みテーブルの購入費62万3,000円の追加補正でございます。

5目財産管理費につきましては、湯っこランドの警備システムに係る電気料と電話回線使用料、合わせて44万8,000円の追加補正でございます。

6目企画費2節給料につきましては、行政報告で申しあげました、地域おこし協力隊の給料116万2,000円の追加補正でございます。

3節職員手当等と8節旅費につきましても、地域おこし協力隊関係予算であります。

10節需用費の主なるものは、地域おこし協力隊とデマンド型乗合有償運送事業に係る消耗品費、合わせて14万円の追加補正と、細節4の印刷製本費につきましては、10月1日から運行するデマンド型乗合有償運送事業の周知用全戸配布チラシ、それから時刻表、回数券ですね、これの印刷代として23万6,000円の追加補正でございます。

ずっと少し飛びまして、12節委託料につきましてご説明いたします。

16・17ページをお願いします。

ここで主なるものですが、10月1日から新たにスタートするデマンド型乗合有償運送業務委託料で、町内2業者への業務委託料252万円の追加補正でございます。

13節使用料及び賃借料は、定住促進用空き家借上料などの76万8,000円の追加補正でございます。

それから、14節工事請負費につきましては、定住促進用空き家改修工事500万円の追加補正でございます。

17節備品購入費、これの主なるものですが、地域おこし協力隊が日常業務に使用するノートパソコンと活動時や定住・移住イベント等の際に利用するモバイル型パソコンの2台分の購入費22万9,000円の追加補正でございます。

7目電子計算費17節備品購入費につきましては、役場庁舎内でのインターネット接続環境につきましては、最近、使用中に接続が途切れる事象が発生しております。原因については、平成28年度から使用しているルータの老朽化により安定的な接続ができないものと思われるため、業務用であるセキュリティクラウド用ルータ17台の購入費46万8,000円の追加補正でございます。

18節負担金、補助及び交付金につきましては、令和4年度決算から決算統計システム

による全数調査が実施されるために、既存の財務会計システムの改修として、秋田県町村電算システム共同事業組合負担金20万5,000円の追加補正でございます。

9目自治振興費12節委託料につきましては、令和5年度に建設予定の三ツ森町内会館建築工事实施設業務委託料133万4,000円の追加補正でございます。

14節工事請負費につきましては、岩館地区防災コミュニティセンター建設地の法面保護工事2,717万円の追加補正でございます。

11目地域情報化事業10節需用費につきましては、八森字木戸沢地内において、町で整備した光ケーブルの一部に立木の接触が原因と思われる損傷が発見されました。現在、カバーをかけることで応急措置しておりますけれども、その光ケーブルの修繕料207万9,000円の追加補正でございます。

次に、3款民生費についてご説明いたします。

1項社会福祉費2目老人福祉費10節需用費につきましては、八峰町外出支援サービス事業受託者である八峰町社会福祉協議会の職員が町所有車両を運転中に追突事故を起こし、車両の一部を損傷させております。車両の修繕にあたり、既存予算を先食いする形で対応しましたので、その先食い分の修繕料10万円の追加補正でございます。

18・19ページをお願いいたします。

12節委託料につきましては、これまで一人暮らし老人等の見守り事業委託料は月額固定としておりましたけれども、今年度から月額事務費プラス訪問件数による実績払いに変更しております。積算方法の変更の影響によりまして12月以降の支払いに不足が見込まれるため、180万円の追加補正でございます。

8目高齢者コミュニティセンター管理費12節委託料につきましては、湯っこランドの管理業務委託料と、ろ過装置保守点検業務委託料は、長期継続契約を締結しておりましたけれども、受注者の好意によりまして契約期間の短縮と金額減額の変更契約を行うことができました。変更契約に伴い、管理業務委託料283万2,000円、それから、ろ過装置保守点検業務委託料19万8,000円、それぞれ減額補正でございます。

次に、4款衛生費についてご説明いたします。

1項保健衛生費2目予防費につきましては、新型コロナワクチン4回目接種に係る補正でございます。

新型コロナワクチン接種につきましては、これまで峰栄館を会場とした集団接種を行ってまいりましたが、4回目接種につきましては、これまでの3回目接種より接種希

望者が多くないことから、町営の診療所と隣接するあいあいを会場として、町営診療所の医師による休日接種で対応することといたしました。

10節需用費で、消毒用エタノール、医療用ガウン、使い捨てスリッパ等の消耗品150万円の追加補正でございます。

13節使用料及び賃借料のうち、自動車等につきましては、峰栄館での集団接種の際には待合室の代わりにバスを借上げておりましたが、接種希望者が多くないことが見込まれることから、バス借上料分170万円の減額補正でございます。

接種会場用の備品等リース料につきましては、待合スペース用のパイプ椅子のリース料20万円の追加補正でございます。

次に、6款農林水産業費についてご説明いたします。

1項農業費1目農業委員会費につきましては、令和4年5月に国会で成立した改正農業経営基盤強化促進法において、農業委員会は農地バンク、JA、土地改良区等、関係機関の協力を得て目標地図の素案を作成することになりました。最新の情報を反映した地図の作成にタブレットを活用することが効率的であるという見解が示されていることから、町でもタブレットを導入し効率化を図る予定でございます。

11節役務費につきましては、タブレットの通信契約料に係る通信運搬費2万2,000円の追加補正でございます。

20・21ページをお願いします。

13節使用料及び賃借料につきましては、タブレットにインストールする現地確認アプリのライセンス使用料1万5,000円の追加補正でございます。

17節備品購入費につきましては、タブレット3台分の購入費9万3,000円の追加補正でございます。

3目農業振興費1節報酬から8節旅費につきましては、9月1日付けで委嘱状を交付しました地域おこし協力隊の人件費に係る予算の組み替えでございます。6月補正予算では2人分共フルタイムの会計年度任用職員として予算計上しておりましたけれども、その後、委嘱日や勤務形態について調整したところ、1人分についてはパートタイムの会計年度任用職員を希望されたことによるものでございます。

18節負担金、補助及び交付金のうち、園芸用燃油高騰緊急支援事業補助金につきましては、燃油高騰により大きな影響を受ける施設園芸等農業者の負担軽減を図るため、燃油の軽減や生産性の向上に向けた取り組みを支援する県の補助制度であり、町内の菌床

しいたけ事業者も1社申請していることから、106万円の追加補正でございます。

遊休農地再生利用モデル事業補助金につきましては、高齢化に伴いリタイアする農家が増加し、比例するように遊休農地も拡大する傾向にあります。中山間地域に加え、耕作条件の整った平坦地でも拡大していることから、地域で遊休農地の再生を行い、農地として保全活動する団体を支援する制度が創立されております。現段階では申請の有無は不明ですが、申請があった場合を備えて、100aの面積を想定し12万5,000円の追加補正でございます。

2項林業費2目林業振興費18節負担金、補助及び交付金につきましては、分収林の売却面積が当初予定より拡大したことに伴い、一般分収林造林者交付金42万5,000円の追加補正でございます。

22・23ページをお開きください。

7款商工費1項商工費1目商工総務費3節職員手当等につきましては、職員の住居手当18万9,000円の追加補正でございます。

次に、8款土木費についてご説明いたします。

ここでは100万円以上の主なものについて説明させていただきます。

2項道路橋梁費1目道路維持費10節需用費につきましては、現計予算をほぼ消化し、今後修繕に対応できないことと、町道岩館向台浜線の既存ガードレールの修繕に係る追加補正でございます。この区間のガードレールにつきましては、転落防止のほか、道路除雪の際に道路下の民家への落雪防止も兼ねていることから、降雪前に修繕が必要ということで、修繕料550万円の追加補正でございます。

2目道路新設改良費12節委託料につきましては、町道目名湯大沢線防雪柵設置工事において、防雪柵の根入れ・基礎等を設計する際に、地盤の耐荷重、これを把握する必要があるために、地質調査業務委託料200万円の追加補正でございます。

3目橋梁維持費12節委託料につきましては、簡易水道事業において、今年度、欄干橋の水道添架管をかけ替えする予定としておりましたが、添架する欄干橋の地覆、表面ですね、これに損傷が見受けられるために橋梁補修を先行実施する必要性が生じ、欄干橋橋梁補修工事設計業務委託業務委託料750万円の追加補正でございます。

24・25ページをお願いします。

3項河川費2目河川維持費14節工事請負費のうち、小釜沢川護岸整備工事につきましては、整備箇所を1カ所追加する必要性が生じたため1,500万円を、野田沢川護岸整備工

事につきましては、施工現場の状況を精査した結果、工法の一部を変更及び追加する必要が生じたため600万円の追加補正でございます。

次に、9款消防費についてご説明いたします。

1項消防費3目災害対策費18節負担金、補助及び交付金につきましては、8月末をもって八峰町安全安心なまちづくり推進事業補助金の現計予算を使い切り、今後の申請に対応できないことから、補助金300万円の追加補正でございます。

10款は教育費でありますので、後ほど教育長から説明をお願いします。

28・29ページをお願いします。

次に、11款災害復旧費についてご説明いたします。

1項農林水産業施設災害復旧費1目林業施設災害復旧費につきましては、8月3日からの豪雨により、林道池の台線をはじめとする林道9路線において、法面の崩落や路肩の決壊、路面の洗堀等、多くの箇所被害を受けておりますので、その復旧費としまして、10節需用費で26万円を、11節役務費には作業員派遣手数料として88万円を、13節使用料及び賃借料にはダンプや重機の賃借料として483万円、15節原材料費には砕石や再生骨材等の補修材として343万円をそれぞれ追加補正し、合わせて940万円の追加補正でございます。

2項公共土木施設災害復旧費1目公共土木災害復旧費につきましては、8月3日からの豪雨により、町道小入川岩館線や真瀬線をはじめとする町道各路線において、法面の崩落や路肩の決壊等、多くの箇所被害を受けているほか、河川につきましても流木や土砂等が堆積しておりますので、その復旧費としまして、10節需用費に修繕料として500万円、それから、11節役務費には作業員派遣手数料として300万円、13節使用料及び賃借料にはダンプや重機の賃借料として300万円、15節原材料費には砕石・土のう等の補修材として50万円をそれぞれ追加補正し、合わせて1,150万円の追加補正でございます。

次に、13款諸支出金についてご説明いたします。

2項諸費1目国県支出金返納金につきましては、令和3年度分の事業精算に係る過年度分の返納金でございます。

児童手当交付金、それから障害者医療費国庫負担金、障害児入所給付費等国庫負担金、30・31ページに行きまして、国庫低所得者介護保険料軽減負担金過年度返還金、これ合わせまして72万3,000円の追加補正でございます。

3項基金費1目財政調整基金費につきましては、令和3年度一般会計決算により1億3,805万4,000円の剰余金を生じておりますが、地方財政法第7条第1項の規定により、当該剰余金の2分の1以上の額を基金に積み立てることとされておりますので、7,000万円を財政調整基金に積み立てるための追加補正でございます。

5目奨学金基金費につきましては、岩館出身で千葉県在住の岡本好光氏より奨学金に寄せられた寄附金10万円を奨学金基金に積み立てるための追加補正でございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、10款教育費につきましては教育長から説明をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午後 0時05分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に遡り会議を再開いたします。

川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） お疲れ様です。

それでは、一般会計予算について、午前中の副町長からの説明に引き続き、私の方から教育委員会関係の予算を説明いたします。

ページの方、24・25ページになります。

10款教育費をお開きください。

2項小学校費1目峰浜小学校費10節需用費につきましては、体育館天井設置の自動火災報知機が誤作動により警報が入る状況にありますので、感知器の修繕料として190万円の追加補正でございます。

26・27ページをお開きください。

3項中学校費1目八峰中学校費につきましては、北都銀行志考会より町の教育振興として寄附金10万円が寄せられましたので、財源更正を行うものでございます。

5項社会教育費6目秋田県自然体験活動センター管理費11節役務費につきましては、屋内消火栓設備貯水槽の貯水値を計測するボールタップ異常により時折アラーム音が鳴り、宿泊者に不安を与えており、解消するための手数料15万円の追加補正でございます。

6項保健体育費1目保健体育総務費8節旅費につきましては、このたび滋賀県で開催

される第63回全国スポーツ推進委員研究協議会において、全国スポーツ推進委員30年勤続功労者として町のスポーツ推進委員4名が表彰されることになりました。そのうち3名の方が出席を希望しておりますので、追加補正するものでございます。

なお、予算を措置していた東北大会等中止になったものがありますので差額調整し、費用弁償10万円の追加補正でございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご承認いただきますよう、よろしく申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第58号について質疑を行います。

この補正予算は、議案第56号及び57号の条例制定関連予算が含まれております。そのため、本日の質疑は条例関連予算を除いた質疑を行い、条例関連予算の質疑、全体討論、採決は16日に行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。

それでは、質疑の方に入ります。質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 8・9ページの県支出金のところで、歳入のところで農林水産業県補助金が、まあ農業関係だけの補助金なってますけれども、水産業として油代の高騰とかそういう面で陳情というかお願いが出てたと思うんですけども、この水産業のところの補助金は加えなかったのかどうなのかをお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。山本産業振興課長。

○産業振興課長（山本 望君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

今回は園芸用等で農業関係、こちらは県の事業補助金でございます。町の事業としましては水産業の方、確かに要望等があがってございますけれども、産業全体に関することですので今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） 2点伺いたいと思います。

13ページ、13ページ中段の自動車共済金、それからもう一点は、19ページ一番上、一人暮らし老人等見守り事業委託料、これどちらも多分社協だと思っておりますが、例えばこの共済金、まあ保険料ですよね。普通、事業主は自分で車を購入して保険を掛けて、例えばですね、このデマンド型交通を委託する業者ですが、自分で車を購入して保険を掛

けて、それで利用者らお金をもらって不足分を町から補助してもらおう。ところが社協の場合は、町から車を買ってもらって保険料も町から掛けてもらって、事業収益は社協のもの。これの説明。

あと、19ページの一人暮らし老人等見守り事業委託料、これも当初予算で360万円、月額30万円の委託料です。何をやってるのか。実績報告はどういう実績報告があがってるのか。どのぐらいのことをやって360万円でも足りなくて、また180万円追加補正するのか。この辺の説明をよろしくお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの10番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） ただいまの門脇議員のご質問にお答えします。

まず1点目の外出支援事業車両の追突事故に伴う共済金の件でございます。

こちらにつきましては、外出支援事業合わせて移動支援事業という事業主体が町で行っているものでありますので、公共、公用車を町で購入し、無償で貸与している形になっております。この事業につきましては、事業者自体が町になっていることから、公用車を使用させて事業を実施していただいている状況でございます。現状、自主財源に乏しい社会福祉協議会という社会福祉法人でございますので、事業の当初始める段階で車両を用意して事業展開を進めていったということでございます。その中で、全体の事業も既に15年以上も合併後ずっとそういった形で無償で貸し付けて、全て町で補償しているという形もございますので、ご指摘の事案を含めまして、今後見直しも含めて検討させていただきたいと思っております。

2つ目の一人暮らし老人世帯に関する委託料の追加補正につきましてです。

まずはじめに、事業自体の若干ご説明させていただきます。

こちらは、事業を始めた時点から月額30万円、毎月、それで360万円、事業当初よりこういった予算措置をさせていただいて、町内の一人暮らし、若しくは高齢者のみ世帯においてヘルパーさんを派遣して見守りを続けると。で、実際に介護保険で要支援一番軽い状態である、ヘルパーさんがそこに訪問して家事援助ですとか買い物ですとかそういった支援をする実施の事業の内容となっております。

令和元年度26人、599回、令和2年度33人、366回、令和3年度38人、577回、今年度につきましては、7月末現在で46人、128回の派遣という形で請求をしていただいております。

現状、月30万円も今までずっと払ってきておった事業ですけども、八峰町、ご承知のとおり超高齢化で一人暮らし、急速に増えております。現在7月時点での一人暮らし高齢者につきましては、男性が247名、女性が469名、計716人にもなっております。要は、町全体の町民の1割強が一人暮らし高齢者というような生活実態がございます。こうした中で、この事業を始めた当初から月額一定に支払っていること自体が、まず委託する側としておかしいんじゃないかという提案をもとに、今年度から、まあ全部変えると事務方も大変だと想定しまして、基本割額として月額15万円、それで実際人員派遣される、利用をした人方には要支援と同じようなサービスですので、その対価に合わせた2,000円という形で実績を積み上げて請求をいただいた形であります。当然、今説明のとおり八峰町の中には一人暮らしが非常に多い状態ですので、実態を把握すればするほど、やっぱり支援が必要な世帯が増えてきているというのをやっとなら社会福祉協議会の方でも実態を把握できるような状態になってきましたので、今現状のそういった事業を必要としている人方に、一人暮らし高齢者のサービスを受けるために、今回追加補正させていただくという流れでございます。

令和4年度当初で見込んだ360万円の中で実際できるであろうということで見込んで計上させていただきましたけども、実際にはそういった支援を必要とする一人暮らしの高齢者はどんどん増えてるという実態でございます。来年度の予算計上の中では、今の実績の状況を踏まえながら社会福祉協議会もっと事業内容を精査して、適切な予算措置を組めるような形で次年度の予算を要求したいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

回答が長くなってすいません。以上です。

- 議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。10番門脇直樹君。
- 10番（門脇直樹君） 社協もね、町民から各屋々から寄附金を募って、それでもなおかつ車の購入から保険料まで町から出してもらってる。そろそろ社協もね独り立ちする事業体になるべきではないですか。あといくら委託料であっても、実績に見合った金額を支払う。実績に伴わない委託料の計上はやめるべきだと思います。その辺を考慮しながら今後の予算、よろしくをお願いします。
- 議長（皆川鉄也君） 答弁求めますか。
- 10番（門脇直樹君） 社協のこと分かれば教えてください。
- 議長（皆川鉄也君） 当局の答弁を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） ただいまのご質問とご意見に一部こちらの考え方をご説明させていただきます。

実際に当然今おっしゃられたことの中身は、私どもも長年、社会福祉協議会の方にも適宜指導してるつもりで展開しております。その中でも委託料、併せて補助金、介護事業所としての負担金、そういった中で社会福祉協議会の会計が肥大化してることは間違いございませんし、職員が数年前から倍近い人数、車両についても相当数増えてるというようなご指摘を町民から受けてることも事実でございます。そういった中で、まあ我々も事業を精査しながら適切な指導に努めたいと思いますので、今後ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○10番（門脇直樹君） ぜひ指導してください。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） 1点だけ。湯っこランドのですね源泉の管理、今後の方向性はどのように考えていますでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの6番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 湯っこランドの源泉についてご説明いたします。

このたび湯っこランドは運営を廃止しました。で、源泉については、現在停止しております。で、ハタハタ館の新源泉はこれまでどおり運用してはいますが、湯っこランドの停止に伴って、今後は源泉を廃止する見込みで手続きしたいと思っております。これについては、建物の解体、それから更地にして、一部借地となっておりますので、これの精算を行って、源泉の掘った穴の埋める作業等を踏まえて整地して更地にした状態で源泉の管理を終えたいと思っております。来年度以降にその費用については計上させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

日程第9、議案第59号、令和4年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 議案第59号についてご説明いたします。

議案第59号、令和4年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度八峰町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,038万9,000円とする。

令和4年9月5日提出

八峰町長 森田 新一郎

詳細につきましては、事項別明細書6ページ以降をご覧くださいながら順にご説明いたします。

6・7ページをお願いいたします。

歳入、7款1項1目1節前年度繰越金20万9,000円を追加補正するものでございます。

なお、内容につきましては、充当財源となる歳出にて詳細をご説明させていただきますので、次の8・9ページをご覧くださいます。

歳出、1款1項1目一般管理費12節委託料、コクホ・ラインシステム改修業務委託料に歳入に追加する額と同額の20万9,000円を追加補正するものでございます。これは、先の令和4年第3回臨時議会にて専決処分報告でご承認いただいた国民健康保険税条例改正で規定しております、納税義務者の属する世帯内に未就学児被保険者がいる場合の均等割額をそれぞれ5割軽減する措置をするため、現行の国民健康保険システムの改修を行うものでございます。

なお、既にこのシステム改修に関連する追加補正につきましては、6月定例会でも追加補正をご決定いただいているところでございます。このたび秋田県から新たな追加事項が発生した旨の追加があったことに伴いまして、必要なシステムの改修を追加補正するものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第59号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第60号、令和4年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長(石上義久君) 議案第60号についてご説明いたします。

議案第60号、令和4年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)。

令和4年度八峰町の介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,390万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億398万5,000円とする。

令和4年9月5日提出

八峰町長 森 田 新一郎

詳細につきましては、事項別明細書6ページ以降をご覧くださいながら順にご説明いたします。

6・7ページをお願いいたします。

歳入、7款1項1目1節前年度繰越金に4,390万8,000円を追加補正するものでございます。

なお、内訳につきましては、充当財源となる歳出にて詳細をご説明させていただきますので、次の8・9ページをお願いいたします。

歳出、2款1項7目居宅介護福祉用具購入費18節の1細節、負担金に居宅介護福祉用具購入費負担金49万4,000円を追加補正するものであります。これは、被保険者が医療機関等を退院となり、在宅での生活の中で利用するサービスの入浴補助用具、ポータブルトイレ、手すり等、住宅改修等に係る負担金の実績が増えていることに伴う追加補正でございます。

次に、6款1項3目償還金22節の8細説、国庫支出金等過年度分返納金に国庫支出金等過年度分返還金2,756万6,000円を追加補正するものであります。こちらは、地域支援事業費交付金の介護予防日常生活支援総合事業及び包括任意支援事業等の令和3年度事業費確定による精算に係る返還金でございます。

同じく6款2項1目一般会計繰出金27節繰出金に1,584万8,000円を追加補正するものであります。こちらは、6款1項3目22節償還金と同じく、地域支援事業費交付金等の令和3年度事業費確定による精算に係る一般会計の繰出金の追加補正でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第60号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 9ページの居宅介護福祉用具購入の負担金ですけれども、風呂に入ったり補助道具とかいろいろあると思うんですが、これやっぱり1割負担とかになる。本人負担はどのようになっているのか。それと、これ何人を対象にこの負担金が出てきたのか。できましたら後でもいいんですけれども、居宅介護者は何人いるのか教えてもらいたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

まず1つ目の本人負担に関わるご質問でございますが、当然ご承知のとおり1割負担というのが一般的な負担となりますけれども、住宅改修につきましては、1割負担の中の限度額20万円までと、自己負担が、そういったルール化されております。ですので、それぞれのケアプランの中で、まあケアプラン作るにあたっては介護度の状況によりますので、サービスの最大提供容量というのが決まっておりますので、ケース・バイ・ケースで若干異なりますけれども、自己負担につきましては1割負担であると。で、かつ住宅改修費につきましては、20万円までの自己負担限度額ということで規定されております。

2つ目のご質問の居宅介護のサービス提供者の人数というお話ですけれども、居宅介護という中でもだいぶ具体的などういったサービスを使っていることによって、居宅と言われても実際にはグループホームで過ごされてる方も居宅介護者に法律上は定義されるので、そういったところを後でお伺いしながら回答させていただきますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第61号、令和4年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） 議案第61号についてご説明いたします。

議案第61号、令和4年度八峰町沢目財産区特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度八峰町の沢目財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ481万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ2,348万7,000円とする。

令和4年9月5日提出

沢目財産区管理者

八峰町長 森田 新一郎

補正予算の内容につきましては、6ページ以降の事項別明細書に基づき歳入歳出の順にご説明いたします。

はじめに、歳入をご説明いたします。

6・7ページをお開きください。

2款繰越金につきましては、令和3年度からの繰越金が629万9,417円と確定しました

ので、予算未計上分29万9,000円の追加補正でございます。

3款諸収入1項雑入につきましては、東北電力ネットワークが施工する送電線工事に係る立木補償金が確定いたしましたので、451万8,000円の追加補正でございます。

次に、歳出をご説明いたします。

8・9ページをご覧ください。

1款財産区管理会費1項総務管理費2目財産管理費につきましては、東北電力ネットワークが施工する送電線工事に係る立木補償金が確定したことに伴い、各郷中への交付金として18節負担金、補助及び交付金に429万2,000円の追加補正でございます。

2款予備費につきましては、歳入歳出の総額の調整のため52万5,000円を追加補正するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第61号について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第62号、令和4年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第62号をご説明いたします。

議案第62号、令和4年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度八峰町の合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定める

ところによる。

歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ411万6,000円とする。

令和4年9月5日提出

八峰町長 森 田 新一郎

内容は事項別明細書でご説明いたします。

6ページ・7ページをご覧ください。

歳入です。3款繰越金1項繰越金1目繰越金1節前年度繰越金、前年度繰越金の2分の1を繰り越すものです。84万2,000円です。

次のページをお願いします。

歳出です。1款事業費1項総務費1目一般管理費、繰出金、一般会計繰出金84万2,000円の追加であります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第62号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第63号、令和4年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 議案第63号についてご説明いたします。

議案第63号、令和4年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度八峰町の町営診療所特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ505万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,570万6,000円とする。

令和4年9月5日提出

八峰町長 森田 新一郎

詳細につきましては、事項別明細書6ページ以降をご覧くださいながら順にご説明いたします。

6・7ページをお願いいたします。

歳入、4款1項1目1節前年度繰越金に473万6,000円を追加補正し、7款1項2目1節医療提供体制設備整備交付金に32万1,000円を追加補正するものでございます。こちらは、オンライン資格管理システム導入に係る整備交付金であります。

なお、内訳につきましては、充当財源となる歳出にて詳細をご説明させていただきますので、次の8・9ページをお願いいたします。

歳出、2款1項1目医科医業費11節役務費に36万5,000円を、12節委託料に442万4,000円を追加補正するものであります。これは、国のデータヘルス集中改革プランにより、令和5年4月よりマイナンバーカードを用いたオンライン資格確認の原則義務化の決定に伴い、令和5年1月からオンライン資格確認を用いた電子処方箋の運用を開始するための導入経費を追加補正するものでございます。役務費はオンライン資格確認用光回線通信費や回線新設作業の手数料等を、委託料は電子カルテシステム構築業務及び保守業務等に係る委託料となります。

続いて、同じく17節備品購入費に26万8,000円を追加補正。こちらにつきましては、車椅子対応用体重計を購入するものであります。昨年6月から診療所で取り組んでおります特定健康診査等受診者が増加傾向にある中、後期高齢者医療被保険者を中心に、立位、歩行困難な方々に体重測定では受診者自身に多大なる負担を今強いているような状況ですので、車椅子に乗車したまま測定できる計器を購入するために追加補正したものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第63号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第64号、令和4年度八峰町営簡易水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第64号をご説明いたします。

議案第64号、令和4年度八峰町営簡易水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、令和4年度八峰町営簡易水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。業務の予定量の補正。

予算第2条に定めた業務の予定量のうち、「（4）主要な建設改良事業」の次の項目の事業費を改める。

リ 畑谷地区配水管布設替工事 事業費5,370万円。

内訳は、今年度の4月に補正予算（第1号）で委託費を820万円補正していただきました。それに伴って設計が仕上がりましたので、工事費として4,550万円をプラスし、事業費を5,370万円とするものです。

資本的収入及び支出の補正。

予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入第1項企業債4,550万円の追加です。

支出、第1款資本的支出第1項建設改良費4,474万8,000円です。

支出の内訳ですけれども、先ほど説明した畑谷地区配水管布設替工事の4,550万円を追加し、今年度当初予算で水道施設維持管理のためのハンドガイド式除雪機を購入費として75万2,000円を計上しておりました。これに対して入札を試みましたが、昨今の社会情勢により各社メーカーとも今年度内の納入は見込めないとの情報をいただきましたの

で、当初予算を減額し、物価高を考慮した金額を債務負担行為に変えて対応しようとするものであります。したがって、工事費、配水管布設替工事費の4,550万円から追加補正し、除雪機の75万2,000円を差し引きして支出は4,474万8,000円とするものであります。

企業債の補正。

予算第6条に定めた企業債の限度額を次のとおり変更する。

起債の目的 簡易水道事業。限度額を補正後は1億2,770万円とするものです。

債務負担行為。

予算に第12条に追加し、「(債務負担行為)第12条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおり定める。」とする。

事項 除雪機購入。期間 令和4年度から令和5年度。限度額83万6,000円。

令和4年9月5日提出

八峰町長 森 田 新一郎

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第64号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第65号、令和4年度八峰町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第65号をご説明いたします。

議案第65号、令和4年度八峰町下水道事業会計補正予算（第2号）。

令和4年度八峰町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。業務の予定量の補正。

予算第2条に定めた業務の予定量に次の項目を加える。

（4）主要な建設改良事業。

ロ 石川地区農業集落排水処理施設汚泥移送ポンプ更新工事 事業費260万円。

これは、現在使われている汚泥の移送ポンプ2台のうち1台が故障したものであります。建設当初から使っているもので、もう1台も劣化が激しいということで、このたび2台を併せて更新したいと考えております。

資本的収入及び支出の補正。

予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第2款農業集落排水事業、第2項企業債260万円の追加です。

支出、第2款農業集落排水事業、第2項建設改良費260万円の追加です。

次のページをお願いします。

企業債。

第4条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり変更する。

起債の目的 下水道事業。限度額を補正後1,970万円とするものです。

令和4年9月5日提出

八峰町長 森 田 新一郎

説明は以上であります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第65号について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は原案のとおり可

決されました。

休憩いたします。53分まで。

午後 1時48分 休 憩

午後 1時53分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に遡り会議を再開いたします。

日程第16、発議第5号、決算特別委員会の設置についてを議題とします。

事務局長に説明をさせます。佐々木事務局長。

○議会事務局長（佐々木高君）

発議第5号

令和4年9月5日

八峰町議会議長 皆 川 鉄 也 様

提出者	八峰町議会議員	水 木 壽 保
賛成者	八峰町議会議員	見 上 政 子
〃	同 上	奈 良 聡 子
〃	〃	芦 崎 達 美
〃	〃	須 藤 正 人

決算特別委員会の設置について

標記委員会の設置について、八峰町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

提案理由は、令和3年度八峰町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び公営企業会計決算について集中的に審査するためです。

別紙の決算特別委員会設置については、名称を「決算特別委員会」とします。

設置の根拠は「地方自治法第109条及び八峰町議会委員会条例第4条の規定による。」ものです。

目的は「次の議案について審査することを目的とする。」ということで、議案第66号、令和3年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第67号、令和3年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第72号、令和3年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定についての特別会計6議案の認定について、議案第73号、令和3年度八峰町簡易水道事業会計決算認定について及び議案第74号、令

和3年度八峰町下水道事業会計決算認定についての公営企業会計2議案の認定についてとなります。

設置の期間は、本日、令和4年9月5日から16日までの12日間。

委員の定数は、11名です。

令和3年度決算審査に関する特別決算委員会分科会の所管事項につきましては、総務民生分科会におきましては、令和3年度八峰町一般会計歳入歳出決算のうち、総務課、企画財政課、税務会計課、福祉保健課、町営診療所、議会事務局の所管に属する事項及び他の分科会の所管に属さない事項並びに各特別会計の歳入歳出決算に関する事項です。教育産業建設分科会におきましては、令和3年度八峰町一般会計歳入歳出決算のうち、農業委員会、建設課、産業振興課、農林振興課、教育委員会の所管に属する事項及び特別会計の歳入歳出決算並びに各公営企業会計の決算に関する事項です。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ただいま朗読のとおり、決算特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、決算特別委員会は設置されることに決定いたしました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、八峰町議会委員会条例第5条第4項の規定により議長より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認め、当席から指名いたします。

1番笠原吉範君、2番伊藤一八君、3番奈良聡子さん、4番芦崎達美君、5番水木壽保君、6番菊地 薫君、7番腰山良悦君、8番見上政子さん、9番須藤正人君、10番門脇直樹君、11番山本優人君、以上11名を指名します。

委員長・副委員長選任のため、暫時の間、休憩します。ご協議いただきたいと思います。

午後 1時58分 休 憩

午後 1時59分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第17、決算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。

ただいま互選結果について本席に通知がありましたので、ご報告いたします。

委員長には6番菊地 薫君、副委員長には3番奈良聡子さんが互選されました。

日程第18、議案第66号、令和3年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第19、議案第67号、令和3年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20、議案第68号、令和3年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21、議案第69号、令和3年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第22、議案第70号、令和3年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について、日程第23、議案第71号、令和3年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第24、議案第72号、令和3年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について、日程第25、議案第73号、令和3年度八峰町簡易水道事業会計決算認定について、日程第26、議案第74号、令和3年度八峰町下水道事業会計決算認定については、八峰町議会会議規則第37条の規定により一括議題とします。

お諮りします。本議案は一括して決算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本議案は一括して決算特別委員会に付託することに決定しました。

日程第27、議案第75号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 議案第75号、人権擁護委員候補者の推薦について。

八峰町人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所が八峰町峰浜畑谷字川端62番地の氏名 武田ムツ子氏、昭和24年3月10日生まれ。

令和4年9月5日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由でございますが、現委員の武田ムツ子氏が令和4年12月31日で任期満了とな

りますが、引き続き八峰町人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

武田さんは、1期目が平成26年7月1日、それで今回が3期目の方でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第75号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第75号を採決します。

お諮りします。採決の方法については、八峰町議会会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定しました。

お諮りします。本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第28、議案第76号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 議案第76号、人権擁護委員候補者の推薦について。

八峰町人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所は八峰町八森字岩館向台96番地、氏名は須藤由美子氏、昭和33年8月9日生まれ。

令和4年9月5日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由でございますが、現委員の金谷由紀子氏が令和4年12月31日で任期満了で退任となります。八峰町人権擁護委員の候補者として新たに推薦いたしたく、人権擁護委

員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

須藤さんは、昭和56年5月1日から旧八森町町立保育園の臨時保育士として勤められ引き続いて、現在、八森子ども園に会計年度保育士として勤められておる方でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第76号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。
これより議案第76号を採決します。

お諮りします。採決の方法については、八峰町議会会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定しました。
お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第29、陳情第3号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第3号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより陳情第3号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第3号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情についてを採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、陳情第3号は採択することに決定されました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、9月14日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会します。ご苦勞様でした。

午後 2時09分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆川鉄也

同署名議員 1番 笠原吉範

同署名議員 2番 伊藤一八

同署名議員 3番 奈良聡子

令和4年9月八峰町議会定例会会議録（第2日）

令和4年9月14日（水曜日）

議事日程第2号

令和4年9月14日（水曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

出席議員（12人）

1番 笠原吉範	2番 伊藤一人	3番 奈良聡子
4番 芦崎達美	5番 水木壽保	6番 菊地 薫
7番 腰山良悦	8番 見上政子	9番 須藤正人
10番 門脇直樹	11番 山本優人	12番 皆川鉄也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	森田 新一郎	副 町 長	日 沼 一 之
教 育 長	川 尻 茂 樹	総務課長兼 新型コロナウイルス 総合対策室長	和 平 勇 人
税務会計課長	成 田 拓 也	企画財政課長	高 杉 泰 治
福祉保健課長	石 上 義 久	教 育 次 長	山 本 節 雄
学校教育課長	山 内 章	産業振興課長	山 本 望
農林振興課長	浅 田 善 孝	建 設 課 長	石 嶋 勝比古
農業委員会事務局長	工 藤 善 美	生涯学習課長	今 井 利 宏
あきた白神体験センター所長	菊 地 俊 平	防災まちづくり室長	内 山 直 光
福祉保健課副課長兼 新型コロナウイルスワクチン 接種対策室長	若 狹 正 和	福祉保健課副課長	成 田 公 誠
農林振興課副課長	堀 内 和 人		

議会事務局職員出席者

議会事務局長 佐々木 高 議会事務局庶務係長 須藤 佳奈子

午前10時00分 開 議

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

傍聴者の皆様には、朝早くからご苦勞様でございます。よろしく願いをいたします。
ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、4番芦崎達美君、5番水木壽保君、6番菊地 薫君の3名を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。7番腰山良悦君

○7番（腰山良悦君） 皆さんおはようございます。傍聴者の皆さん、どうもご苦勞様です。

7番腰山良悦です。通告に従いまして、質問させていただきます。

8月3日朝、9日午前と我が町に降った線状降水帯による豪雨は、1時間降水量72.5mmにも達し、観測史上初めてと言われていています。このたびの雨で被害に遭われた農家の皆さん、影響のあった漁業者の皆さんに心からお見舞い申し上げます。

さて、町は、豪雨による増水で住宅の浸水・倒壊など、危険が想定される河川・水路など全て把握されているか。今回のような、また、それ以上の降水量により想定外の危険も考えられるが、把握している箇所、想定外の箇所も含めた日頃の点検、管理はどうなっているのか。十分か伺います。

また、今度の記録的な豪雨の際、大雨洪水警報、土砂災害警戒情報発令後に被害があるなしにかかわらず、情報収集により地域の状況を的確に把握できたのか。今後、被害防止のために、これまでの対策でよいのか伺います。

以上で終わります。よろしく申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの7番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

森田町長。

○町長（森田新一郎君） おはようございます。

傍聴席の皆様には、朝早くからお越しいただきまして本当にありがとうございました。
腰山議員のご質問にお答えします。

八峰町の河川は、秋田県が管理する二級河川が真瀬川等4河川、町が管理する普通河川が狭田川等53河川あります。

水路は、道路水路や農業用水路、住宅地等を通る法定外水路など多数あります。

大雨が降り、地盤が緩んで、土砂災害が発生する恐れがある「土砂災害警戒区域」に指定されている箇所は、八森地区に56カ所、峰浜地区に32カ所の合計88カ所あります。このうち、いわゆる「イエロー指定」は8カ所、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生じる恐れがある区域、いわゆる「レッド指定」等の「土砂災害特別警戒区域」が80カ所となっています。

これらの点検、管理については、平常時に施設利用状況を把握する「通常パトロール」に加え、台風、豪雨、豪雪、地震などによる災害が発生した場合やその恐れがある場合に行う「異常時パトロール」のほか、毎年6月の土砂災害防止月間に行う「秋田県と八峰町の合同パトロール」で行っています。

さらに、過去の大雨で「避難勧告」を発令した横内地域と山内地域についても重点的にパトロールを行い、警戒にあたっています。

また、8月の記録的な豪雨の際には、役場職員による巡回パトロールを行うとともに、民生児童委員に、一人暮らし高齢者等の住宅の被害状況、避難状況及び安否確認をお願いしながら地域の状況を確認いたしました。

さらに、気象庁から土砂災害警戒情報「警戒レベル3相当」や「警戒レベル4相当」の情報が発表された際には、住民へ「避難指示」を発令するとともに、消防機関と協力しながら、防災行政無線や町のホームページ、緊急速報メールであるエリアメール、八峰町公式ラインなど、複数の情報システムを利用していち早く安全な場所へ避難できるよう、的確な情報提供に努めているところであります。

いずれにいたしましても、災害はいつやってくるか分かりませんので、これまでと同様に、住民の命を守ることを最優先としながら、また、災害がやってきた場合の「減災」を基本に据えながら、河川整備や護岸改修などの「ハード対策」や住民参加型の避難訓練などの「ソフト対策」に取り組み、水害被害の防止に努めてまいります。

○議長（皆川鉄也君） 7番議員、再質問ありませんか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） 町長の質問、行政報告でも伺っておりまして、大体分かっており

ますが、真瀬川とか小入川とか、あとそれ以外に峰浜、ちょっと私詳しく分からないんですが、そういうところはまず増水によって洪水になる可能性もあるということは皆さんもご存じのとおりだと思いますが、それ以外の小さい水路、そういうところで水があふれることによって住宅に浸水すると、住宅が浸水すると、そういう場所は把握しているのか、その点伺いたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。内山防災まちづくり防災室長。

○防災まちづくり室長（内山直光君） 議員のご質問にお答えいたします。

今、河川のことは説明いたしました。水路については質問がありまして、水路については道路水路とか農業水路、住宅地を流れる法定外水路、いろいろありまして、多数あります。過去の大雨によってこう危険が予想される地域の水路を重点的に巡回パトロールで確認しながら、その地域の状況を把握しております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） ただですね、今回のような想定外の雨が降った場合ですね、これまで安全だと思っておる場所も水があふれ出して住宅に水が入ると、そういうこともまた想定されるわけなんです。今回の私、岩館の場合ですけれども、ある人から電話あったんですよ。それでですね、その人の親戚のうちで水があふれそうで大変だと、どうしたらいいかというような相談を受けました。それで私、土砂降りの中、現地へ行って確認しました。しかしながら、自分では判断はできませんでした。ただ言えることは、逃げた方が一番いいんじゃないかと、避難した方が一番いいんじゃないかと、そういうことで避難を勧めました。それでまず町の方へ連絡して、それで避難所開けてもらったわけなんです。開設してもらったわけなんです。それ以外にもこれまでに岩館地区には何カ所かいろんなことがありました。ただ、その後の改修工事とか、また今回のようなそういう雨がこれまで降らなかったの、皆さんこう安心、安心というか、大したあれでもないだろうというふうに思っている地域の人もおると思います。ただ、当事者といいますか、その近くの方は、やはり常にこう不安を抱いておるわけなんです。そういう点で、何ていいますか、点検はもちろん必要ですけれども、事前にですね、降り始めてからそういう巡回とかそういうのでやはりこれからはやっつけていかなければいけないと思うんですが、その点どう考えておりますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） ただいまの腰山議員のご質問にお答えします。

今ご質問にあったように、確かに想定外の雨というのは、最近世界を見ても日本全体見ても繰り返して起きています。本来ならばそういうことをできるだけ情報を得ながら、気象庁でも一生懸命いろんな情報を出してます。それを確認しながらも、こちらではそれを予想し、やはり事前にパトロールしたり、地域住民にいろんな注意喚起したり、これがやっぱり業務です。ですから、起こってからはやはり後手後手になるんですけども、現実にはかなり、先ほど腰山議員がおっしゃったように判断が難しいと、これはやっぱりあります。でもやっぱり不安な時は、もう避難と。ですから、今回3日の大雨の時はですね、特に線状降水帯と、南の話だと思ってあったらやっぱりこの辺でも初めて出たわけですね。そういう中で、雨量にすれば1時間、7時から8時までは約70mmも降ってるんです。ここ4時間10mm以上降って113mm超えてるんです。こういうのはこの辺では今までなかったです。ですから、これからはやっぱり今まではこうだということじゃなくて、やっぱり先を予想した最悪の状況を考えた避難対策ということは、いつも心がけております。ですから、今回も気象の情報を確認しながらも、かなり早め早めに職員を招集しながら体制は取ってる状況でありました。ただ、今回の雨、本当に同じ八峰町でも北と南では、旧峰浜の方はあまり降らなかったんです。で、北の方に偏ってあったんです。だから活動も約半分で済みました。全域は回りましたが、そういう状況の中で、私も長らくこういう危機管理やってれば1時間に10mm、そして2時間30mm、トータル雨量1日100mm超えれば必ず被害があります。このことを念頭に置きながら気象の情報も得て、今後も事前に動けることは動けるように、今、腰山議員おっしゃったような事前の対策が一番大事ですので、その辺をしっかりと努めてまいりたいと思っています。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） 7番議員、ほかに質問ございませんか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） 今の副町長の説明、分かりました。

ただですね、私一つ、今回町でももうちょっと考えてくれればよかったんじゃないかなということがあります。というのはですね、町で職員が見回りしたわけなんですね。いや、それどこどこを見回りしたかは分かりませんが、あと消防署でもね巡回したというように聞いておりますが、やはり地域の状況というのは一番地域の人が一番分

かるんですよ。そういう意味で、地域の消防団ね、それから地域の住民、自治会、防災組織を立ち上げておるんですので、そういう人方をお願いして活用してですね、やはり見回りとかそういうのを事前に早め早めにやって、やるようにすることが一番大事ではないかと私はそう思ってるんですが、いかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） ただいまの腰山議員のご質問にお答えします。

消防団、地域住民、そしてまた自主防災組織、こういう協力を得る。全くそのとおりです。今回、消防団はもちろん活動の範疇に入っています、消防署含めて。で、全部連絡は取っております。団長、副団長には、万が一にはやっぱりそういうのをお願いすると。ただ、今回の活動は日中から始まりました。そういう面で、かなり職員の動員もできたし、消防署の方でもしっかり回ってくれたし、危険と普段からこの被害のありそうな予想される場所は、全て確認はできたと思っています。そういう中で、1回ではなく、おさまってからもちろん所々で巡回していますので、今後もそういうふうに行行政で、また我々全体で手回らない時は、もちろん皆さんのお力をおかりしながら全力を挙げて取り組んでまいりたいと思いますので、今、八峰町内で自主防災組織7カ所ですね、まだまだ少ないので、まあ岩館も1カ所ありますけども、全町に向けてこういう取り組みをしながら防災にしっかり対応してまいりたいと思いますので、どうぞご理解をお願いしたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） いずれにしても、指摘すれば指摘する点はいくらかありますけれども、まずいずれにしてもやはり一番大事なことは、事前の、事前というか事後の点検が一番大事だと思います。あとそれから、的確な情報を周知すること、これがまた2つ目に大事だと思っています。そして、迅速な早い、早く情報を住民に周知する、これももちろん大事だと思っています。そういう点に今後留意して、まず頑張ってくださいと思います。

それですね、これ、川、水路の増水と直接は関係ないんですが、ちょっと今回、この雨の影響が直接か原因はしっかり分からないんですが、岩館の漁火の館の急傾斜地ですね、そこにあった立ち木ですが、それが倒れたんですよ、9日の日ですか。この、このっていつか先月の大雨の時ですね。それで、かなりの大きい木で、どうだろう深さ、直径50cmくらいもあったかな、長さは2間くらいもある、そういう大木です。それ

が斜面からあれして下の方へ落ちて行ってですね、それで幸い、ネットがあったのでここでクッションあれで、クッションなったのか分かりませんが、真下の家の基礎の部分にぶつかって止まったわけなんですけども、それが別の何ていうか状況が変わってですね、これは誰もおりません、万が一ですね屋根へ行けば、もう屋根はぺちゃんこです。あと壁行けば、窓が突き破られて、うちの中へその木が入っていきます。それで、そこは空家でもないんです、空家じゃないんですが、常時人がいるっていうわけでもないんです。それでもうたまに来て、それを、その時ちょうど来てあったのかちょっと私そこ確認してないんですが、そういうことがありました。それで本当に私も行ってみてびっくりしたんですけども、本当に大変な惨事になるのではないかなというそういう思いをしました。

それで、その前の月から、ちょっと私はっきりしないんですけども、そこの家の玄関のところに太い木なんですけども、3本あるんですよ。それは今回伐採したんですよ。それで、まずそれはそれでいいんですけども、やはりそういう、それもまた必要であったのか知りませんが、やはりもう少し町有地の、町有地内の木や住宅のあるところと、そういう立木の点検とか、そういうのもやっぱり風ばかりでなく雨でもまた倒れる可能性もあるので、今後点検、力を入れて、そして対応できる場所であったら対応してください。そういうことをお願いしています。

○議長（皆川鉄也君） 答弁を求めますか。

○7番（腰山良悦君） はい、一応、はい。

○議長（皆川鉄也君） 日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） ただいまの腰山議員のご質問、要望といいますか、これにお答えしたいと思います。

最初に、住民の的確な情報の周知とか我々の情報の収集、それから現場の確認、これは一番大事なことです。遅れないようにしっかりこれは今後も対応したいと思います。

今、あと一番心配された急傾斜地の関係の木の倒木ですけども、今回、実は突風が所々でやっぱり吹いてるんですね。ですから、留山もそうですし、国道もそうですし、所々でやはり倒木がありました。これは全域ではなかったんですけども、この大雨に含めて突風も吹いたと、こういうことだと思ってます。

そこで、漁火の館のところは、やはり自治会長から要望がありまして、今回、木何本

か伐採して整理いたしました。岩館は皆さんご承知のように急傾斜地ありまして、今までも要望があつて何本かそういう危険なところは整理しましたけども、今後もその辺を県の方と、急傾斜地、県の管轄ですけども、町としてもしっかり確認しながら要望できるものは要望し、町で対応しなくちゃいけないものは町で対応と、こういうふうに進めてまいりたいと思いますので、どうかご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。

○7番（腰山良悦君） すみません、どうも。もう一つちょっと質問あります。

○議長（皆川鉄也君） 7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） あと、水路、水路というか川というほどでもないですけども、それに関してちょっとお願いっていいですか、町の方に点検の方をお願いしたいと思えます。というのは、岩館の駅前の方なんですけど、国道の下、あ、国道でない、町道の下に隧道、トンネルといいですか、水が流れておるわけなんですけど、数十年前にもその内側が崩れてですね、それで何というんですか、それまた木が上流の方から流れてきたりして、立木がね、そういうことで一度工事をしていただいたわけなんです。それからまずもうは数十年もなるわけなんですけど、あ、数十年でない、10年くらいなりますか、それが今回また石が流れてきたりしてるということで、もしそこが塞がれば国道もまた、国道でない、町道もまた崩れるのではないかというような心配されております。そういうことで、上流部の方の、そのトンネル内はもちろん、上流部の方のその点検といいですか、それもしていただければいいのではないかなと、そのように感じてございます。そういう住民の要望もありますけども。

まず、これで質問終わります。答弁は要りません。じゃあどうもすみません。

○議長（皆川鉄也君） これで7番議員の一般質問を終了いたします。

次に、11番議員の一般質問を許します。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 皆さんおはようございます。議席番号11番、山本です。

通告に基づき、一般質問をいたします。

はじめに、拡大する耕作放棄地について。

農業従事者の減少や高齢化などを背景に、八峰町は耕作条件の悪い中山間地のみならず、比較的條件に恵まれている平野部においても農地の遊休化が進んでいます。また、耕作放棄地の大半が土地持ち非農家の農地で占められており、土地持ち非農家の多くは

農業従事者の高齢化や農業後継者不在の離農者です。さらに耕作放棄地は、生産物価格の長期低迷や栽培管理の条件が不利な山間地域、そして圃場区画の小さい八森地域で多くなっています。また、農地を貸しているのに請求される所有者負担割の水利管理費を払うのは嫌だとの考えから、貸し剥がしが発生し、休耕田になり、所有者による草刈りなども行われず、耕作放棄地となっていくことが今後予想され、現実には発生しており、住宅地近郊に管理されず荒れ放題になる農地が拡大し、クマ、サル、アナグマなどの害獣の出没や害虫の発生を高めています。

こうした現状に、町内全体の耕作放棄地の現状の把握と、どの程度の面積になっているのか。また、今後の対策、あるいは対策の計画はあるのか。また、耕作放棄地の中には、耕作者から地主に土地が返還され、そのまま放置されているところも見受けられ、農地であれば草刈り等の管理義務がありますが、町では注意や指導はしているのか、答弁をお願いします。

次に、ふるさと納税の取り組みについて。

今は都会に住んでいても、自分を育ててくれたふるさとに自分の意思で幾らかでも寄附や貢献できる制度があっても良いのではないかというそんな思いから始まったのがふるさと納税制度と理解しております。活力ある産業のまちづくりなどに使用していると想像しますが、この寄附金で具体的にどのように何に使いたいのか、何に使ったのか分かりません。もちろん寄附金の使い道が決まっていないからあいまいな事業内容となっていると思いますが、寄附というのは金銭や財産を無償で提供することですから、道端で知らない方が何のために使うのだからよく分からない寄附金集めをしていたら、皆さんは募金をするのでしょうか。多分ほとんどの方が素通りだと思います。これが災害の義援金や恵まれない子供への寄附金、難病の高額な手術費用の募金などであれば、かなりの寄附金を募ることができると思います。それは、募金をするに当たっては、共感し、少しでも協力できればいいという思いや感情が生まれるからではないのでしょうか。もちろん返礼品の充実による寄附金の増やし方も一つの手法ではありますが、これだけでは特産品の多いところの地域、人気の特産品があるまちには到底叶いません。また、この方法であれば、返礼品に対する気持ちが先で、どの事業に使ってほしいという意見を求めなくてもそれほど深く考えずに申し込んでいるのが現状だと思います。

今後の参考にするため、ここ数年の寄附金の額と今までの取り崩しの目的及びその額、また、商品開発の体制及び今後の取り組み等、答弁をお願いします。

以上2点であります。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
森田町長。

○町長（森田新一郎君） 山本議員のご質問にお答えします。

はじめに、「拡大する耕作放棄地について」お答えします。

1点目の「町内全体の耕作放棄地の場所と現況の把握と、今後の考えは。」についてありますが、令和3年度に実施した調査では、耕作放棄地は八峰町全域に点在しており、その面積は、八森地区が約33ha、峰浜地区が約57haで、合わせて約90haとなっています。

このため町農業委員会では、農業委員と農地利用最適化推進委員が地域の農地利用の総点検による利用状況の把握などを行う「農地利用状況調査」を行い、貸し手と受け手のマッチングに取り組むとともに、農地中間管理機構を活用した農地の貸借を促しながら、今後とも耕作放棄地が拡大しないよう努めてまいりたいと考えています。

2点目の「耕作放棄地の中には、耕作者から地主等に土地が返還され、そのまま放棄されているものも見受けられる。行政としての対応は。」についてありますが、町ではこれまで、耕作放棄地が拡大している中山間地域の農地について、「元気な中山間農業応援事業」を活用し区画拡大や作業道の拡幅等を行いながら耕作条件を改善し、地域の担い手が農地集積しやすい環境整備に努めてまいりました。

また、耕作放棄地を増やさないようにするには受け手が効率的に作業ができる環境を整備する「圃場整備」が不可欠であると考え、「農地中間管理機構関連圃場整備事業」において、圃場整備を行う土地改良区が負担しなければならない、工事が始まる前の3年間の調査計画の地元費用負担の全額を町で負担するという、八峰町独自の手厚い支援を行っているところであり、このような取り組み事例を発信しながら圃場整備を促進し、耕作放棄地の抑制に努めてまいりたいと考えています。

さらには、耕作者がいない農地の受け手を増やす取り組みも重要であり、担い手の確保・育成を図るための「農業次世代人材投資事業」や「新規就農者育成総合対策事業」にも取り組んでまいります。

いずれにいたしましても、耕作放棄地を拡大しないようにすることは大変難しい問題であると認識しておりますが、耕作放棄地に繋がるような農地の現状を把握するとともに、土地所有者等から聞き取りをしながら、耕作条件を改善するための様々な事業を展

開していくことが重要であると考えています。

2 問目の「ふるさと納税の取り組みについて」のご質問にお答えします。

1 点目の「ここ数年の寄附額と今までの取り崩し目的及びその額」につきましては、直近3カ年の寄附件数と寄附額については、それぞれ、令和元年度が673件、1,653万8,000円、令和2年度が1,406件、2,598万5,000円、令和3年度が3,294件、6,721万3,700円となっており、3年間の合計で、5,373件、1億973万6,700円となっています。

また、今までの取り崩し目的とその額については、これまでの合計額で、寄附者への返礼品が8,297万9,537円、ポータルサイトの使用料等が3,512万108円となっているほか、平成28年度に購入した10人乗りの研修バスが784万7,110円、平成29年度に購入した29人乗りの研修バスが833万1,876円、同じく平成29年度に購入したイベント用大型テントが550万1,520円となっており、これまでの取り崩し額の合計は1億3,978万151円となっています。

2 点目の「商品開発の体制及び今後の取り組みは」についてであります。商品開発については民間事業者に主体的に行ってもらふこととし、町としてはその取り組みを支援するため「地域資源活用商品開発等支援補助金」を創設しています。この補助金では、試作材料費やパッケージデザイン、外注費などの経費を対象にしているほか、生産性向上等を支援する補助金や起業チャレンジを応援する補助金なども活用していただいております。

今後の取り組みについては、現在、返礼品としてリストアップしている特産品等にこだわらず、ふるさと納税を行う方々に喜んでいただけるような特産品などを探しながら、返礼品の充実に努めてまいりたいと考えています。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、再質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 既に分かってることだと思いますけども、旧八森地区の方が例に説明した方がより理解できると思うので、例えばですね横間、滝の間の国道の上、あそこら辺が今盛んに耕作放棄の状況になっているわけです。あそこを通るごとに草ぼうぼうの状況が非常に住民にとってはみっともないなというふうな思いするわけですね。なぜそうなったかという、サルというものとですね、あそこのもうちょっと上の方に畑が当時あったんですけども、高齢化によってやめたのも理由ですけども、そのサルが毎年のように来て畑のものを荒らしてしまっていて、もうは、もうやるのが嫌になったということで、その畑から撤退したわけですね。畑をやめたわけですよ。で、それに伴ってサ

ルがどんどん国道の方に近づいて、毎日のように近づいてくるものですから、田をやってる人ももうやめたというふうな状況だわけです。で、その結果どうなったかということですが、あそこ、サルばかりでなくて、今度はタヌキやアナグマまで出てきてしまってますね、今度は何だ、田の畔を穴開けて水流れてしまうんですね。せっかく水を張ってるのに、次の日行けば水がなくなると。そういうふうな状況が続いているわけですよ。ですから、なかなか耕作者そのものも、あそこら辺はもうは駄目なんだというふうなことで、まあ手離す人も出てくるようですよ、それからもう一点、先ほどの説明の中でも伝えましたが、あそこの地域はですね水利費というものがあって、まあそれを田んぼに入れるための水利を管理する費用ですけども、それは耕作者と所有者の負担もあるわけですね。ところが所有者が田んぼを任せただけなのに負担が来るということで、もう嫌だと、その負担は嫌だということで、払わなくてもいいようにするためにはあと貸さない。本当はですね料金を払ってるんですけども、まあその解釈の違いで、まあ沢目地区が非常に高いわけですね、耕作料金が。ところが八森地区はいろんな、段々畑の事情があったり、経費がかかるものだから安いんですよ。ですから、相殺すると何か所有者負担の方が高くなるというふうな認識だらしくてですね、そこでもう貸さないということだわけですよ。まああそこがおそらく1町歩、まあ1町歩はねえな、7反歩かな、そのぐらい貸し剥がしが発生するようであります。そうすると、そこも耕作放棄になる予定だわけですね。

で、そうなった場合に、じゃあその農地の管理っていうのはどう、誰がやるのかと。まあ法律上は所有者が管理することになってるわけですけども、それでいいのかと。おそらく所有者はそういうことですから自分で草刈機があるわけでもないし、まあ高齢になった奥様ですから多分やれないと。で、数万円をかけて誰かに頼んだらいいわけですけども、もしそうならない場合にあそこも耕作放棄地になって草木がおがり、獣の住み家になってしまう。そういうふうなことを大変心配してるわけですよ。で、横間、滝の間の住民は、特に近くまでクマも来てるし、サルも来てるわけですね。ですから、今後はそういうふうな状況になるということを想定した、それに対して町としてそれでいいのかと、それをほっといていいのかと、その辺についての認識をちょっと答弁ください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今、山本議員、縷々いろんな問題についての的確な分析で、このままでいけば耕作放棄地がどんどんどんどん拡大していってしまうと。まあサルの部

分については、峰浜地域の山側のところでもいろいろありまして、私の水沢のところの部分でも畑やめて、まだ田んぼの部分はそのままやっていますし、石川の方はクマの部分があって、そこの部分については電気柵とかそういうことを工夫しながらこうやってるっていうふうな、そういう現状にあります。

水利権の部分については、これは非常に大きな問題でありまして、一番のこの今の農業の関係の問題は、ほとんどの土地所有者が自分が耕作してるんじゃないんで小作してやってるんです。そうすると1反歩から1俵、まあ今それよりも少なくなってるかもしれません。1反歩から1万1,000円ですよ。だから基本的にそこの部分が1町歩あったとしても11万円。で、その中からいろんなお金を払うとすれば、これが何もできない、圃場整備の部分もできない、こういう部分が一番の問題なんです。ここの部分について、逆に水利権の部分に関しては、その費用についてはその土地所有者ではなく耕作者にもってもらえるような、まあそういう仕組みとかそういう部分をやっていかない限りは、今、山本議員がご指摘されたような問題というのとはならないと思います。だからといってそこの個人の水利権の部分を町が負担するという、それもまた大きな財政負担っていう話になりますから、これもできないと思いますので、いずれ指摘は分かるんですけど、それをどうやっていけばいいのかってのは非常に難しい問題。一番の問題は土地所有者が今までの収入の10分の1になってるといって、そこの現実の問題が一番根っこにありますので、そこの部分については、先ほどの答弁もしましたけれども、まあ土地改良区の負担を少なくなるような形の手厚い支援をしながら、圃場整備とかそういう部分をして耕作放棄地を防止していくと、そういう形の考え方で進めていきたいと思っています。

いずれ指摘された問題については十分分かりますけど、それをどうやっていくのかっていう部分については、非常に難しい問題だというふうに思っています。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 非常に難しい問題です。まあ難しいといってもですね、手をこまねいているわけでもいなくて、やはり、これ所有者が本当はやるべきことではありますけどもね、やはり町としてみてもないと、という思いであればですね、私は利用するということを考えないと駄目ではないかなと。で、前に耕作放棄地を施設野菜工場を誘致してそれを建ててもらったらいんじゃないかというふうな提案をしたけれども、なかなか、まあ町長が容易でねえような話してあったので、今回は別な提案をしたいと思っています。

例えばですね、耕作放棄地、まあ増えてくることによって、例えば景観をよくする。そのためには、例えばコスモスとかですねヒマワリ畑とかですね、ばんばん植えればいいわけですよ。四季折々の花が咲くような、まあそういう場所にしてしまうと。そうすることによって観光のために一生懸命来る、車、マイカー、観光客がよくなるんじゃないかと。あと、まあ山間部で広大な何だ、放棄地が出てきたら、ほかの地域ではワイナリーまで誘致してます。そういうふうな方法だってあるんじゃない。だから手をこまねいているんじゃないくてですね、町でそういうふうな種まきや、ことをやって、そういうヒマワリ畑でもコスモス畑でもいい、大してかからないんですよ、ああいう種のじえんこっていうのは。まあちょっとトラクターでならずことが必要だと思いますけども、そういうふうなことはできるんじゃないですか。そうすることによって人の往来があるし、観光客も来る。ハタハタ館だつてにぎわうかもしれない。その辺についてどうでしょう。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 国道101号線を走っていると、ポンポコ山から竹生・須田、あの辺あたりで葦畑が非常に風景を汚しているっていう形のそういう感じを強く思っています。その部分に関しては、まあこれは減反政策のその部分の結果でそうなっているんですが、今議員がご提案した部分につきましては、私自身も非常に賛成します。私自身が国道走っていて、水沢のところでヒマワリ畑ありますけど、これは非常にいい話であって、ただ、どういうふうな形でやればいいのかっていう部分については、まあ町としてどういう形の支援制度ができるのか、その部分については来年の予算に向けた形でやっていきたいと思えます。

非常に葦畑になってしまえば、これはもうそれをやるったら根っこから全部取らなきゃいけないので、3年かかります、元さ戻すってば。だからそういう部分にならないような形にするってば、議員がおっしゃるように利用する。ただ、山、山間部の耕作放棄地の部分にそういう形でやるっていうふうなそういう形の部分については、まあ行政連絡員会議の中でそういう形の要望があるのか、その辺の部分は要望を聞きながら支援制度を検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） まあ賛成してもらったので、是非検討してもらえるものだと思いますけども、それ以外にですね、例えばサルが嫌いな野菜を植えるっていう方法もあるわけですよ。例えばエゴマ、シソなんかはサル食わない。で、あれは人もちゃんと利

用できます。それと、例えばワラビですね。まあワラビなんかはもうは非常に売れる筋なんで、できればやってほしいんですけども、やり方はちょっと私も説明できないけども、まあそういうふうな利用の方法っていうのはあるわけですね。ただ、そこに至るにはなかなか、まあ人の土地を勝手にやることなるわけで、それが私が、仮に私がですよ不在地主に行って、それ何とかってなかなかやれる暇もないし、そんだけの気持ちも出てこないわけですよ。ところが行政がまあこういうふうなことをやるので貸してくれということについては、おそらく行政主導であればそれは可能となるはずなんですよ。まあ相手だって行政だから信用して貸すと。ただでもいいから、へば使ってくれと。草おがねえために大していいあんべえだというふうに私はなると思うわけですね。ですから、いろんなそういうふうな町としての取り組みというのは、先ほどの花を植える方法もあるし、こういうふうな野菜というものを植える方法もあるわけですよ。ですからそういうふうなことについて、町としてやっていくのか、関与していくのか、進めていくのか、その辺のことについて答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 町が頼めば貸してくれるかもしれないけども、その部分の管理をどうやっていくのかっていう形の部分の、町の職員の数にも限界があるので、これは非常に難しい問題だと思います。確かにおっしゃることは分かりますけれども、その部分については、鳥獣被害の会とかいろいろありますので、まあそういう部分で問題提起して解決策があるのかどうか。今言ったような形で、まあ所有者は少しでもよくなるんだす、最終的にはね。自分のところ、いやいや町で使うんだばいいですよっていう形で議員おっしゃるような形になると思いますけども、それを受けたところが1カ所だけ町職員の職員でやれるけど、何カ所も何十カ所もっていう話になれば、それはやっぱり無理だす。だからその部分については、まあどういう形で、サルが嫌いな部分が果たしてどうなのか、野菜がどうなのか、ワラビがどうなのかっていう部分は私まだその知識がないので、その部分については鳥獣被害のいろんな団体があるので、その場で提案して、その人方から教えてもらいながら考えてみたいと思います。ただいずれ町で全部やるとしたら無理だと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） まあそれは全部やれって、町で全部やれって言うってませんよ。ただ、そういうふうな考え方について、まずどうかということですよ。そういうこ

とが町のにぎわいに繋がるということを理解してもらえますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） その場所がにぎわいに繋がるっていうふうな、どういう場所なのか。山奥の部分は誰も行かない話ですから、まあそういう部分も含めて、先ほど申し上げました鳥獣被害の部分とか鳥獣の部分の会がありますから、その部分で意見交換していきたいというふうに思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） まあそういうことで1問目は終わりますが、それを踏まえてですね、次の何だっけか、ふるさと納税の問題なんですがね。

まあ先ほど、誰、町がやる場合に誰、全部やれないと。仮にほかの団体を作ってですね管理してもらおうというふうな方法を取った場合、まあ金がかかるわけですが、そういうふうなにぎわいなり観光化するための目的に使うというのが、私はふるさと納税の考えではないのかなと。先ほど町長の説明ではですね、今まで使ったのが会社に払った経費3,500万円でしたっけ、そういうふうな残りで町として実際に使ったのはバス2台とテントだけだというふうな話してましたけど、本来こういうふうなバス、テントよりもですね、こういう、要は町が自慢できるようなイベントなりですね、そういう何ていうか施設に使うのが、このふるさと納税の考え方ではないのかなと私は思うわけですよ。まあ皆さんはどう思うか分かりませんが、よく私出張した時に聞かれるのは、八峰町でどこへ行けば楽しく、楽しい食事ができるんでしょうかということ聞かれます。して、どこを見たらいいのかなっていう、有名なまあ観光地っていう場所、施設、そういうふうなこと聞かれますけども、はっきり言って答弁できません。まあせいぜいハタハタ館って俺しゃべってはいるんですが、ああいうハタハタ館、現状ではなかなかそれすらも言えなくなってきたり。で、まあそういうふうなことからですね、私は自慢できる施設やそういう遊び場なり、そういうふうなものを整備するために使ってほしいなというふうに思うわけですよ。ですから、そういうふうな考え方について、町長としてはどう思っているのか、まあ今後どう考えているのかっていうことを聞きたいとします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） いや山本議員が、八峰町の中でどこ見ればいいがっていう形で答えられないというのは私びっくりするんですけど、まず北から順番にいけば、やっぱ

りいろいろ部分、チゴキ灯台のそこの部分もそうですし、それからお殿水もそうですし、それから、まあ御所の台エリアの昔の山村広場ですよ、そういうところもあるし、それから鹿の浦からの展望台もあるし、それから白瀑神社だってあるわけですよ、八森の部分はね。まあ食べ物屋の部分でも、これは固有名詞出せば駄目なので、私は必ず推奨している店がありますので、私自身はそこなかなか行けないんですけど、まあ非常にお店何軒かありますから、まあそういう部分でお知らせしています。

それから、ふるさと納税の部分について、山本議員はかなり美化してしゃべってます、美しく。実際に自分が生まれたふるさと、自分を育ててくれたふるさと、そういう部分に対して寄附をしているというふうな話されますけど、現実はその人方はごく一握りです。自分の子どもたちの部分見てれば、もう何十市町村ともふるさと納税してます。何が何のためかって、返礼品目当てです。実際返礼品をもう安く買えると同じなんです。実際にふるさと納税せば所得税で戻ってくるわけですから。実質の負担2,000円だか3,000円だと思いうんですけど、その部分で高級の食材がゲットできたりとか、そういう部分が基本的なスタイルだと思います。

で、私自身は、平成29年度まではこういう形で使ってますけれど、私、町長なった平成30年度からは使っていません。まあいづれなぜ使わなかった部分については、こう山本議員がおっしゃったような形の部分で使えるかどうかは今後検討していきませんが、実際のふるさと納税の部分を何とか増やさなきゃいけないというふうなそういう部分に力を入れていきました。現実にこの3カ年部分で相当増えました。これは担当の企画財政の方でポータルサイトを増やしたことによってこういう形になってるので、あとは、この後の質問にありますけれども、返礼品を喜んでもらえるその部分をどうやってリストアップしていくのかって、この部分があるので、まあ実際かなりの部分は経費で取られますが、一番のメリットは、地元の特産品の部分さお金が行くってことが一番のメリットでありますから、そういう部分はやっていきますけども、その上で余ったその部分についての使い道は、議員がおっしゃったような部分も含めて、まあどういう使い道がいいのかって部分で検討していきたい。私自身は無理して使う必要はないとは思ってます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 私はやっぱり自慢の施設、まあふるさと自慢をどこへ行ってもしたいなということだわけですよ。そのためには、もちろんふるさと納税ポータルサイ

トを増やしたことによって去年6,700万円まで行ったんです。それについては企画財政の努力は非常に認めます。

まあそれで、この、ですが、まあ納税っていうか寄附者っていうのは、もちろん返礼品目当て。今のところは目的を持って寄附している人は多分いないでしょう。でも、そればかりではなかなか私は増えていかないというふうな思いだわけですよ。やはり自慢できるような施設に寄附をして、そこが人が多くなったり、定住者が多くなったり、観光客が多くなるというふうなことがあからさまに分かるようになればですね、それはそれでかなり効果が出てくるんじゃないかなと。そういう意味においてはですね、例えば楽しく遊べる場所とか、楽しく食事できる場所とか、例えば御所の台に50mの滑り台を造るとか、ロープウェーを造るとかですね、とっぴなことが必要だわけですよ。それだけで人っていうのは、おお、あそこさ行ってみてなど。子どもも来るかもしれない。そういうふうな遊び場なり、こう人が「おっ」と思うような施設を造って人を呼び込むというふうなことに使ってもいいのではないかと。単なるバスや何ですか、テントはまあしょうがないにしても、そういうふうなことばかり使うのではなくてですね、まあそれ以外にはあとは商品開発、民間でやってけれって言いながらもですね、地元の商品開発が非常に難しく、全然その事業者が少なすぎて商品すらもないわけですね、土産に困るような。ですから、まあそれだったって例えば東京の有名な菓子屋を呼ばってくるとかですね、そういうふうなことも私は、このふるさと納税から支出してもいいのではないかなというふうに思いますが、その辺の考え方について答弁願います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） バスとかね、そういう部分については、私、町長なる前にもう買ってしまってるやつなんで、私自身、まあそういう部分にはあまり使いたくないというふうな感じは思ってます。

それと、自分の性格からして、議員がこの提案されてるような50mの滑り台とかロープウェーとか、そういう部分については非常に難しい。最初はいいいんだけど、維持管理費の部分が後年度に必ず出てきますから、そういう将来的に問題あるような部分についてもどうすればいいかっていうのは、私自身は非常に慎重なタイプです。だから私、町長なってから、そういう部分の事業はほとんどやってないと思います。前より何か新しいものを造ると、今はいいんだけど20年後、30年後に必ず問題起こると。それを県庁職員時代に何十カ所もその部分を見てきてますから、そういう部分は、やる際には、建物

を建てる際には、あるいはそういう娯楽施設を建てる際には、本当に綿密に将来の負担を見極めながら、本当に大丈夫なのかと。それでも問題なってくるんですけど、まあそういう部分を見極めながらやっていくっていうのが私の基本的な考え方です。

あと、商品の部分については、これは今担当の課長の方から、まあ私自身はかなりのメニューあると思ってるんで、同じきりたんぼの部分でも何種類もあったりとか、で、酒とか、もう一番人気あるのは山本の酒っていうのはなかなか手に入らない、そういう部分もあるので、それから民間の、マツコ・デラックスが「これうめえ」とか言ったやつもあるので、そういった部分なんかを全面に出しながらやっていきたいと思いますが、いずれ全国から納税者、ふるさと納税してくれる方々についてはその返礼品目当ての方が多いで、それと企業からのふるさと納税、ここの部分についてはあらかじめこういう部分に使ってくださいというふうな形が来てますので、そこの部分については分かりやすくそういう部分に充てています。

○議長（皆川鉄也君） 高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） それでは、ちょっと町長の回答に補足いたしたいと思います。

町の現在ふるさと納税のリストに載っている商品でありますけれども、ポータルサイトごとに微妙に載ってる商品数違うんですけれども、種類といたしましては250種類ほど載せております。あと、人気の商品、こちらの方ですけれども、令和3年度でいきますと件数的には、今、町長の方もおっしゃったんですけれども、マツコさんの番組で紹介がありました、いぶりがっこチーズのオイル漬、こちらの方が申し込み件数としては一番多いような形となっております。また、そのほかではビーチさんでやってる王様の枕、こちらの方は寄附額の単価というのがすごくこう割といい単価なんですけれども、こちらの方もすごく人気のある商品となっております。あと、そのほかとしましては、上位ではきりたんぼ、やはりこちらの方が上位を占めております。これ金額的にいきましたも、件数ではなくて金額ベースでいきましたも、この上位3つというのがほとんどまず占めている状況でございます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） まあそれは私も見ました。でも、町としての土地品にはならないでしょ。ビーズの枕、土産にはならないですよ。買っていきますか。私は、地元の

人がほかの町に持っていく時に、こっちから送る土産、そういうふうなものがやはり町内でも必要なんではないかと。今まで小さいお菓子屋、峰浜の方にありましたけれども、それも今辞めてますよね。ですから、私はそういうふうな土産品の開発、ま町内の事業者から出てくればいいんですけども、ほかから、ほかの方から連れてきてもよいわけですよ。それをまあ八峰町の町内で作ってれば自慢の商品になるわけですし、ですから今のふるさと納税、額は非常に高額な枕とかですね酒、それからきりたんぼ、それからN o r t e C a r t aだか何だかっていうチーズがっこみみたいな、まあ大きいところはその辺ですよ。それ以外のものが必要なんではないかなと。庶民が土産としてほかのうちに持っていけるような土産品の開発も私は必要ではないのかなって。それがふるさと納税、今後に繋がっていくのではないかなというふうに思います。その辺について答弁ください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） まあふるさと納税する人がどういうことを考えて納税して返礼品をゲットしていくか。それは自分のふるさとに帰った時に、秋田県の八峰町にこんた土産あったから持ってきたとか、そういうことも確かにあるかもしれませんが、外からこう八峰町の返礼品に入れるようなお話もありましたけど、それはやっぱり私はうまくないと思います。あくまでも八峰町の特産品を作ってる人方にまずお金が落ちること、これも大きな目的ですから、そういう部分に対してやっていきたいというふうに思います。

それと、酒、きりたんぼ、これは八峰町だけでありません。本場は大館あります。比内鶏の部分、大館市の部分は非常に。でも大館市の部分の大館市長に聞きますと、一番のふるさと納税の返礼品は米だそうです。だから米がね何で大館の、これ議事録残ってしまうからしょうがないんですけど、何となく違和感あるんですけど、でも売り方次第だなんて感じがあります。八峰町だって米の部分はそれこそいろんな部分もやってますけれども、そういう部分もポータルサイトでの見せ方もあると思いますので、そういう工夫をしながら納税額を増やして、そして特産品を作ってる方々にお金を落とすという部分を進めていきたいというふうに思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 今、米の話出ましたけども、昨日、決算の全体会で附帯意見の中に米のPRへというふうなことが追加となっておりますけども、それについてはですね、

やはり農家個々の個人農家の方が多くてですね、一旦その納税品になると、その対応が非常に面倒くさいわけですよ。まあ私の経験から言うとそういうことなんです。で、もう注文が来るたびごとにその対応してやらないと駄目だったり、期日があったりですね、まあそういうふうなことがあってなかなか難しいと。ですからその辺を、米の問題について増やすとすればですね、支援がやっぱり必要だなと、まあそういうふうな相手がいると手を挙げたらですね、ちゃんとした、まあこういうふうにやればうまくいくとか、こういうふうなことをPRしたらうまくいきますよというふうなアドバイス、支援が必要なので、その辺を十分理解してて説明、説明というか増やしてもらいたいというふうに思います。

質問は以上です。終わります。

○議長（皆川鉄也君） これで11番議員の一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。11時25分から再開いたします。

午前11時18分 休 憩

午前11時25分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に遡り会議を再開いたします。

次に、6番議員の一般質問を許します。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） 6番菊地 薫です。通告に従いまして、一般質問いたします。

はじめに、この4月の町長選において2期目を目指す森田町長の討議資料を拝見いたしました。1期目の実績から2期目の公約等々、多岐にわたり述べておりました。とても感銘いたしました。しかしながら、その中で町の財政について一言も触れておりません。財政健全化の確立というこの趣旨の文言を明言すべきでなかったかと思えます。町の財政をどう捉えているのか尋ねるものであります。

次に、産業振興、とりわけ育てる漁業の今後についてどう思われているのかお尋ねいたします。

町長が大成功だったと申されたサーモン養殖、2年目の今年2倍に増やす計画も、その稚魚の確保は可能なのかどうか懸念されるところであります。地域産業の持続的発展を図るための産業振興策、育てる漁業の今後についてお尋ねいたします。

次に、日本白神水産についてお尋ねいたします。

アワビ養殖事業の日本白神水産の業務停止から4年がたちました。債権見込みのない

この状況を放っておいていいのかどうか。法的に手を下せないかどうか尋ねるものであります。

次に、「土地生産性」を高めるための米依存農業からの脱却、その実績と今後の具体策を尋ねるものであります。

次に、これまでの人口減少対策をどう評価しているのか、成果をどう認識しているのか尋ねるものであります。

次に、洋上風力発電事業についてお尋ねいたします。

私は過去二度ほど、鹿の浦からの景観について尋ねております。県内風力発電事業は、事業者が決まり、心配とは裏腹に着々と進んでいるようでありますが、八峰能代沖洋上風力発電事業もいずれ着手となると思われれます。町長は公約の中で、景観に配慮することを基本にすとうたっておりますが、鹿の浦からの南西方向は配慮のしようがあるのか、改めて尋ねるものであります。

最後になりますが、職員の発想力を高めるための機会の創出、オール八峰ならぬオール役場での政策立案、提言等の場、機会を設けることができないかどうか尋ねるものであります。

以上、よろしく答弁方お願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） 暫時休憩いたします。午後 1 時より再開いたします。

午前 1 1 時 3 0 分 休 憩

午後 1 時 0 0 分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に遡り会議を再開いたします。

6 番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 菊地議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「森田町政 2 期目の公約から見るまちづくり」についてお答えします。

1 点目の「公約（討議資料）には町の財政について少しも触れられていない。全く心配していないのか」についてお答えします。

2 期目の公約（討議資料）については、町長選挙に立候補するに当たり、有権者の皆様に、1 期目にどのような取り組みを行ってきたかということを知っていただくとともに、2 期目の 4 年間で、どのような考え方にに基づき、どのような取り組みに力を入れていくのかということを知っていただき、町長選挙に投票する際の参考にしていただくた

めに作成したものであります。

「町の財政について少しも触れられていない」というご指摘ですが、確かに長期的に見れば、歳入における普通交付税の合併算定替えの段階的縮減の終了や人口減少の影響、歳出における能代山本広域市町村圏組合で整備を進めている「一般廃棄物処理施設整備事業」に対する負担金など、厳しい財政状況を示す事項はありますが、財政調整基金等の決算時における残高や財政の健全化を判断するための「実質公債費比率」や「将来負担比率」、そういう部分を見る限りにおいては、もちろん普通の事務事業の取捨選択は必要ですが、2期目の4年間で力を入れたい10の取り組みに盛り込む必要がないと判断し、盛り込まなかったものであります。

2点目の「産業振興、とりわけ育てる漁業の今後についてどう捉えているのか、その課題は。」についてお答えします。

農業については、高齢化の進行による個人農業者の減少が見込まれ、耕作できなくなる農地をどのようにして農事組合法人や大規模農業者にバトンタッチしていくのか、また、商工・サービス・建設業については、従業員をどのように確保していくかや、後継者確保難による「廃業」が見込まれる中、第三者も含めた事業承継をどうしていくかが大きな問題であると考えています。

漁業については、漁業者の高齢化や新規就業者の不足、海況変化による極度の不漁など、八峰町の漁業そのものが危険水域に近づいていると認識しています。

ご質問の「つくり育てる漁業」については、こうした漁業の厳しい状況を切り開いていく原動力になる取り組みであり、海が荒れて沖に出られない時でも、また、高齢者にとっても安心して働ける漁業であります。町内の漁港を活用しながら、昨年から取り組んでいるサーモン養殖をはじめ、ギバサ、アワビ、イワガキ、ナマコなどの磯根資源の増養殖に努めていけば、ハタハタが産卵しやすい藻場づくりにも繋がると思います。

今後については、年間を通じて一定の安定的な漁業収入が得られるような「つくり育てる漁業」をどのように進めていくのか、また、ボーナスともいえるハタハタが毎年八峰町の磯に押し寄せてくれるようにするにはどうするばいいのかなどが大きな課題と考えています。

3点目の「旧八森小学校の今後の取り扱い」についてお答えします。

平成24年4月、アワビの陸上養殖事業の生産拠点として株式会社日本白神水産と無償貸付契約を締結しましたが、令和元年5月に事業停止となり、令和元年11月に裁判所か

ら、破産者の財産で破産手続きの費用を支弁するのに不足が生ずる恐れがあるとして、債権の届け出及び債権の調査に期間を定めずに、法人の破産手続きを開始するという通知がありました。

破産手続きが終結するまでの間、校舎内に残された物品は破産管財人の管理下に置かれ、令和2年6月及び令和3年2月に残された物品の一部の売り払いが行われました。

その後1年以上、物品処分の動きが見られなくなったことから、令和4年9月2日に破産管財人に進捗を確認したところ、令和4年2月15日に、破産手続きが同日集結した旨の文書が裁判所から破産管財人に届いていることを確認いたしました。

現在の旧八森小学校は、アワビの陸上養殖施設が全て撤去され、普通の空き校舎になっています。事業停止から現在まで3年以上が経過し、特に体育館の老朽化が進んでいることや、株式会社日本白神水産が繰り返し校舎内の改造を実施しているため、校舎を活用するには大規模な補修が必要な状態であり、利活用は困難であると考えています。

以上のことから、町では、旧八森小学校については、令和3年6月に改定した「八峰町公共施設等総合管理計画」において、令和5年度を目標に校舎と体育館を除却することとしており、現在その財源と施行時期を検討しているところであります。

なお、「法的に何ができるか」については、会社と社長が破産しており、原形復旧の履行義務は果たせないものと考えています。

4点目の「土地生産性を高めるための米依存農業からの脱却」についてお答えします。令和4年度の本町水田面積は約1,809haで、そのうち主食用米の作付面積が979haと約54%を占めており、米への依存度が高いことがうかがえます。

このため、農業経営の複合化を促進する「園芸メガ団地整備事業」において、国や県の補助事業を活用しながら、町の主要農産物であるネギ、キャベツ、菌床しいたけの生産拡大に取り組む生産者に対し、事業者負担を町とJA秋田やまもとで負担するという八峰町独自の手厚い支援制度を構築し、生産者の生産基盤の強化を後押しいたしました。

また、多様な担い手の育成等後継者確保対策として「農業次世代人材投資事業」や「農業研修支援事業」に取り組み、地域の中心経営体として地元に着する若い就農者の確保に努めてきたほか、「八峰町農業再生協議会」においても、国から配分される交付金をソバや野菜、生薬等作物ごとにとり組方針や交付単価を設定し、栽培農家へ交付するなど、主食用米からの転換を図っているところであります。

町としては、今後とも、国からの交付金を活用しながら八峰町の広くて平らな土地を

フル活用し、米以外の高収益作物への誘導に力を入れてまいります。

5点目の「これまでの人口減少対策の評価、成果は」についてお答えします。

人口減少対策については、町の最上位計画である「第2次総合振興計画」と連動した「第2期八峰町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「仕事づくりのための産業振興」、「定住・移住対策」、「少子化対策」、「人口減少社会への対応」の4本の柱を掲げ、様々な事業に取り組んでいるところであります。

今後における人口減少の主たる要因は、これまでのような「社会減」ではなく「自然減」であり、とりわけ「自然減」の死亡者数の増が大きな要因であり、人口減少そのものは避けられない状況にあります。

これまでの評価と成果についてのご質問ですが、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、4つの柱ごとに数値目標を設定しており、まだ目標年度の途中ではありますが、いずれも目標達成は厳しい状況にあります。

6点目の「洋上風力発電事業における景観への配慮」についてお答えします。

私の公約（討議資料）においては、1期目も2期目においても、「2つの県立自然公園がある八峰町の美しい景観に配慮することを基本に、強い風を活用した風力発電等再生可能エネルギーの導入を進めます。」と記載しています。意味するところは、2つの県立自然公園がある「八森地域」への風車の設置は反対ですが、「峰浜地域」については、健康、漁業等に影響を与えなければ導入を進めたいという考え方であり、「鹿の浦」から南西方向については「峰浜地域」であり、「鹿の浦」から南西方向に対する私の考えも、菊地議員とは意見が異なりますが、「鹿の浦」から5 km以上離れたところに風車が設置されたとしても、その風景に特に違和感を感じるものではないと思っています。

2問目の「職員の発想力を高めるための機会の創出」についてお答えします。

民間には、現場を良く知っていて、どうすればいいかのアイデアや提言ができるという良いところがあり、役場職員には民間の方々ほど現場の現状や課題に詳しくないものの、民間のアイデアや提言が予算化できるかどうかを判断することや、予算化に向けて民間からのアイデアや提案をそれように事業構築できるという良いところがあります。

町政運営の羅針盤である「第2次八峰町総合振興計画」や、それと連動した「第2期八峰町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定する際に、策定委員として民間の方々を委嘱してご意見を伺っているのもそのためであります。

これまでのように役場職員が中心となって、八峰町の産業や暮らしを良くするための事業構築と予算提案するという取り組みについては、その結果、現在のような大変厳しい状況の八峰町になったものであり、P D C Aサイクルで冷静に評価すれば、これまでの取り組みを変えていく必要があると考えます。

民間の方々から様々な分野においてアイデアや提言をいただき、それを役場職員が予算化できるかどうかを判断し、予算化できる場合にはアイデア等を提供した民間の方々と協議しながら予算化に向けた事業構築をする、こうしてできた予算案こそが今までにない予算案であり、効果も期待できると考えます。

現在、農業分野においては、「J A秋田やまもと」と「J A秋田やまもと青年部」の方々と定期的に意見交換する場を設けておりますが、商工会については役員の皆さんとは意見交換する場があるものの、「青年部」の皆さんとは意見交換する場がありませんし、漁業協同組合の皆さんとも同様であります。今後、それぞれを担当する役場職員も同席しながら様々な問題について意見交換できるような場を実現していく必要があると考えています。

したがって、議員ご提案の「オール役場職員での政策立案、提言等の場、機会を設けること」については、必要ないものと考えております。

なお、役場職員だけで対応できる、例えば「巡回バス」の事業構築のたたき台を作るような庁内横断的なプロジェクトチームについては、必要に応じて設置をしてまいりたいと考えております。

○議長（皆川鉄也君） 6番議員、再質問ありませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） では質問をいたします。

今回の令和3年度の決算ということで監査報告を拝見いたしました。財政分析を見ますと、大きな指摘等々はないように思われますけれども、実質公債費比率は1桁台ということ、私の記憶では旧八森当時から1桁というそういう記憶はないわけですし、大変驚いているわけでありましてけれども、現在非常に起債しやすい状態ではないのかな、このように思ったりもしております。しかし、先ほど町長言われたように、この令和8年度からのごみ処理場の負担金発生、あるいはその後の運営費、八峰分は7億7,000万円ほどの建設費負担と、こう聞いております。その他、道の駅の関連大型事業含めまして大変懸念をされると、こう思っております。

財調が一時増えたからといって一喜一憂はしておられません。今回の補正予算でも財

調から4,600万円ほど繰り入れしておりますし、トータルで6億7,000万円ほどもう取り崩しているんですね。こういうことから今年度末の残高がどうなっているか心配されるわけですが、一層進む人口減少や、その点を考えた時に厳しくなるのは目に見えているわけでありまして、今一度この点をですね答弁いただければなど、このように思います。財政の今後の方向性はこれでいいのかどうか、その点をお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 菊地議員も十分ご承知だと思うんですけど、予算編成時において財調を私の時代になってから5億円とか5億6,000万円とかそういうレベルで、毎年5億円以上の部分で20億円の財調を崩しながら予算編成しておりますが、大切なのは決算時にどのくらい戻したかっていう部分で、トータルとしてどのくらいなってるかという部分が非常に大切なことだというふうに思ってます。

私自身、この討議資料作った際は、令和2年度の決算状況、そういう部分を見ながら、今議員おっしゃったような監査委員の監査報告も検討しながら作った部分で、4年間の中でこの部分の財政改革を、抜本的な財政改革をする必要は今のところない。それから、今、まあ私の方の部分では、広域組合のごみ処理場の負担金は約7億円だと理解してますが、それがそのまま負担金としていくんじゃなくて、交付税算入なる起債が充当されますので、その額の半分ぐらいっていう形のそういう負担の額でありますので、そういう部分を総合的に判断して、さらにはまたコロナでほとんどの事業がやられてない。結果として、私が町長就任した時にあった実額の財調部分が令和3年度の財調が増えてるんです。今現在の八峰町の財政状況というのは非常にいい状況でありますので、そういう部分はそういう部分として受け止めながら、今議員がおっしゃったように将来にわたっていく部分については、人口減少のスピードがどのくらいのスピードかによって交付税がどのくらいのスピードで減っていくのか、そういう部分については非常に大きな危機感を持っております。ただし、4年間で抜本的な財政改革をしなきゃいけないほどではないということで盛り込まなかったことをご理解願います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） 私は、この財政の現状をですね町長がどう認識しているかということでの質問でして、ああしろこうしろと私が危機感を持って話しているわけではないんです。ただ、これからの今言われた人口減少に伴う様々な国からの支援が減らされていくという点、そこは同じように心配することでありまして、今後ですね財政運営に関

しましては慎重にやはり計画を持ってやっていただきたい、これをお願いしておきます。

それから、産業振興の点ですね、つくり育てる漁業に関してでありますけれども、様々な養殖事業、今まで旧八森当時からやってまいりました。なかなかうまくいかない。結果的にはそういう状況がほとんどであります。そういう中で、副町長の行政報告の中でもウニが今回のこの災害によって全滅したと、養殖がですね、いけすの養殖ですが、そういうことからしても、いつ何があるか分からない、そういう状況で大変厳しい、そういう養殖だと思うんです。

今回、静穏域の離岸堤700mほど延伸されるということ、これ令和6年から着工されるように決まったようであります。この事業につきましては、今まで様々な議論を呼び起こしてまいりました。しかし、決まった以上はですね、完成後、この事業展開をどう図っていくか。正にできたものをふさわしい使い方、恥ずかしくない使い方を取り入れて邁進して向かっていかなきゃいけない、そこが非常に重要視されるところであります。当然のことなんです。というのは、今、サーモンの問題でもそれこそ幼魚を買ってきてそれを成魚にして販売していくというような、正に理に合わないそういう養殖方法であれば、これは当然将来について採算のとれないものになっていくわけでありまして、その点をですねどう思いを持って静穏域対応、使い方やっていくのか、改めてもう一度お願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの6番議員の質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） サーモン養殖、私、大成功と言った覚えはないんです。技術的に見た場合、非常に、まあ買っただけの仕組みを作ってるので、商売で一番難しいのは、何ぼいいもの作っても買ってくれるところがなければ駄目なんですよ。けれども、秋田県で初めての養殖サーモンというそういう肩書きが、要するに大手のスーパーの方々に目に止まって、もう全部引き受けるという形の中でうまく売れたんです。けれども、最初700gから800gぐらいのサーモンの子どもたち、全部同じ大きさですよ。それを5カ月ぐらい養殖して、一番ちっちゃいやつが2.2kg、して一番大きいのが5.8kg、一番理想なのが3kg、で、平均が3.8kgなんです。3.8kgの部分については、餌のやり過ぎイコール採算がとれない。一番大きいやつと一番小さいやつがどうしてそれできたかって部分、技術的にはまだまだです。そういう部分に関しては、この後、まあ実際の若い漁業者の方がこういろいろ研究を重ねて直していけば、これは将来可能性があるというふうに思います。

それから、静穏域の話もありましたけども、ここの部分については県事業で、私とすれば県をその気にさせることができたっていう部分は非常に大きく思ってます。それから、今回深浦町で、まあ最初静穏域の部分についてのサーモン養殖の話あった時、私、反対しましたよ。誰が、こういう簡単にできるもんじゃないでしょうと。だけれども、日本サーモンファームという、隣でその部分で成功している会社が全面的に技術的な部分をアドバイスするといってくれた部分で、私もその気になりましたし、その技術の人を県の知事の方に紹介して、そういった時にも知事もその気になりました。これは可能性できるという形で、だけれども今回、深浦の豪雨の関係で稚魚の部分が8割方死んでしまいました。こういう部分のやつもありますから、これは自然災害の部分で何が起こるか分からないんですけど、そこの部分ではリスク分散のための事業が必要だというふうな話は私どももしております。

そういう部分で、そういう形の考え方なんですけど、大切なのは、このサーモンだけじゃなく、それから今ギバサの関係でも若い漁業者頑張ってますけど、様々なつくり育てる漁業のメニューをそれをどうやっていけば漁業者全体の年間を通じた安定的な収入を得ることができるようにできるか。安定的な収入、200万円、300万円の安定した収入を確保できる仕組みができれば、あとはそういう磯根資源の部分をやるとなれば海藻を増やさないといけないから、その海藻を増やす部分についても若手漁業者がギバサの部分で実証試験を繰り返して可能性がもう確信に変わってますので、できると思います。例えばギバサ、4 mから5 mぐらい長くなります。でも光が届くのは3 mぐらいですから、昔の海を知ってる人は分かるんですけど、海面を出てから横に流れるんです。だから船が動けないぐらいの海藻なるんです。だからそういう部分を目指しながら安定した収入を得られて、そしてそういう海藻を増やせばハタハタも来るはずだという形の部分であれば、八峰町の漁業や漁村の活性化に繋がっていくと、そういう考え方でいます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） 町長が今いろいろ述べられましたけれども、本当に絵に描いた餅にならなければいいなと思ってます。理想的なんですよ、町長の言われることね。そのとおりです。じゃあ、その4 m、3 mの海藻が日が当たらない、その海域にサーモンを養殖する。まあいかだ形式でね。日の当たり悪くなる。当然誰が考えてもそうですよ。いろんな課題・問題がそこに出てくると思うんです。まあ非常にスタートする前で机上

ではいろいろ述べることでできますけれども、やはり非常にこれ難しい問題で、全てに特化した考え方、あれもこれも何もというそういう言い方されてもですね、正に信じがたい。やはりあまりですね何でもかんでも手を広げないで、まずはできること、それをやるようにですね私はお願いをしておきたい。答弁は結構です。

それからですね白神水産の建物、旧八森小の解体、今伺いました。良かったなど、こう思っております。あそこにはですね、その入り口に「アワビの直売、養殖場を見学」という看板まだあります。あれは何ともしないといけなんでしょう。八峰町のそれこそ101通れば誰もが目にする、そういう状況ですので、それを何とか手をかけていただきたいのとですね、アワビの養殖ということは、アワビに関して少しまあ質問要旨ないんですが伺います。

商工会でアワビの里づくり祭り行ってきました。今年16回、17回ですか、なりましたけれども、このそもそものアワビの資源の回復と、それと回復するために放流をする。それから、アワビのブランド化をもって交流人口を増やす、活性化する等々、そのような目的を持ってやられたと聞いております。そしてイベントをやってきたわけですが、今回のようにですね高値のアワビ、飲食店もなかなか手をつけられない。今まで、この白神水産があったことでそれを、いくら養殖事業とはいえ、そのアワビを使った飲食店提供ができたわけですね。それがなくなったということで、やはりアワビというその町、アワビの里というその認識がね非常にやはり我々事業者としては薄くなってるんですよ。だから町外から来た人がですね、その点を指摘する。アワビ食われねがったかと、そういう話をするんでね、そのアワビの里というこのフレーズに町長はどう認識されますか、今の八峰町の現状として。お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私は、陸上アワビの養殖が始まったからアワビの里という言葉が生まれたとは思ってないので、実際にアワビの部分については、稚貝を多くたくさん放流してやることによって生き延びる率も、生き延びる稚貝が増えるので、それとイベント的に会場の隣の海に投げますけど、あれ自体は誰もいなければすぐクロダイとかそれに食われてしまいます。だから食われないようにするためにダイバーが用意してやってくれてるので、これは現実的に町外の人方がアワビの里という部分に関して八峰町を見てくれていますので、そこの部分に関しては私は何も取り下げる必要がなく、まずはその稚貝放流とかそういう部中に力を入れながら八峰町の海にそのアワビが多く生

息できる環境を進めていけばいいかなというふうに思います。

事業者の立場からすればそれは当然です。なぜ陸上養殖のアワビが鱒ヶ沢とか深浦の大手、観光施設の部分で重宝されるかという、大きさが同じだからですよ。隣のアワビと隣のアワビの大きさが違えばけんかになってしまいますから、それは天然物ではなかなか数、大きさ揃えませんので、陸上アワビの部分についてのメリットはあったんですが、それと陸上でアワビを養殖できる、その部分の技術にも確かなものがあったと思います。まあ経営はなかなか難しい問題で、それだけでうまくいきませんが、そういう部分で天然のアワビの部分に関して事業者の人方が使えなくなってるのは非常に残念なことでありますけれども、その部分については同じ大きさのものがなかなか手に入らないからそういう部分でありますけど、私とすればアワビの里の部分について、アワビの里づくり祭り自体ももう既に町内の人方はなかなか来てくれ、どうしてか分かりませんが、町外の人方からは、秋田あたりへ行けば必ずアワビの里づくり祭りの話されますので、そういう部分では八峰町を代表するイベントの一つになってきてるなって、その部分の知名度は生かしていかなきゃいけないなっていう形では思ってます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） アワビのね、いかにその供給できるかというそういう部分がね、まあ買う気になれば高額なものでも買えるでしょう。今回のように漁業者に対すれば高収入になったと思うんです、高いからね。ところがやはり一般の飲食店はなかなか使えないという状況。だからそれを調達するに大変難儀をするという考え方からすれば、なかなかなじみにくいという点が私は持っているんですよ。ですからね、別にその取り下げろというわけではないんですよ。どう認識されてますかということは何だったんで、別にそこまで否定した話をしなくてもいいんです、これ。

アワビに関してはここで、次にまいりたいと思います。

人口減少でありますけれども、出生率含め人口がやはり維持、あるいは減少率が非常に抑えられてている町村見た時に、やってる事業というのは結構八峰町もそれなりの事業やってるんですよ。先ほど町長言われた総合戦略の中を見てもですね、非常に細かい様々な事業をやってきました。やっていこうとしています、また。だからそれを見た時にね、同じような一定のこのラインでもってやってるんだけど、八峰町なかなかそれが数字として維持できない。ここに差が生ずる。じゃあ、この差の部分が何だろうかということなんですよ。だからそういう部分をね私ども視察もしたいなと思って考えると

こがそこにあるんですが、そういう認識でですね、人口減少にやはり課題というのはそこにあると思ってるんで、町長先ほどいろいろ述べましたけれども、この部分どうにもならないと言いながらも、その部分をやはり徹底して追求していかないと駄目だと思います。これ大きな2番のところでもうちょっと触れたいんですが、その部分をどうですか、もう一つお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 全く同感でありまして、私自身は何とか年間の出生者数を20人以上は守り続けたいなという思いは常に思っておりました。で、出生死亡の届け出が来ますと、必ず私のところまで決裁が来ます。その都度、何月にどの集落、自治会で生まれたかっていう部分を、八森地域、峰浜地域ごとに私、自分で集計を取ってきました。したら残念ながら、令和3年度部分については20人を切ってしまいました。20人を切ってしまうって何意味するかというと、結局、天下の八森、3つの小学校統合した八森小学校と、本当に3つの小学校統合した峰浜小学校が1桁なるってことですよ。もう五、六年後に。だからそういう部分は避けたいなというふうな形で思っています。

そのために必要なのは、もう議員と全く同感なんですが、今まで例えば子育て世帯への経済的負担、これものすごいお金使って何十年もやってきてます、秋田県一番早かったんで。で、その部分の担当もしてきたし、でも何でそこの部分でその効果が上がらないのか。その部分は、やっぱり検証していかなきゃ駄目なんです。何で上がらないか。要するに不足している要素があるんです。で、そこの部分の不足してる要素は何かっていう部分については、やっぱり今までやってきてない部分。結婚は個人のプライバシーに関係するっていうことでやってないから出会いの場をどうやって作っていくかとか、今までにやってないこと、そういう部分を加えていく。そういう部分が大切なことだというふうに思います。全く同じような事業を繰り返して同じようにやっていけば結果も同じようになるとしますので、検証しながら足りない部分は何か、で、そういう部分を付加していかなければ新しい展開はできないものというふうに認識してます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） 洋上風力についてお伺いいたします。

先ほど申しましたが、今回3回目の景観に対する質問になります。なぜこれほど私がこだわるか。毎日のようにあそこを通る方、自分含めてやはり思うんですね、鹿の浦に休憩すれば。全て八峰町の県立自然公園の方向だけ見てるんでない。南西方向、南方向

見るんですよ。曇り空であればそんなに思わないでこう見てるんだけども、特に快晴の時、八峰町の沿岸、能代、それから男鹿半島まで、かなり鮮明に映るんです。これがあそこから見る景観なんです。これが町長が5kmと言いますけれども、5km測ってみれば目名潟の次の水沢のあそこくらいまで行きますよ。あそこの沖合にね45基なり、大型なれば少なくなるんでしょうが、そういう風車が建設されるということを想像した時に「えっ」と思うのは大概の人じゃないですか。町長は、国が進める、県が進める、それから産業界も一生懸命なっている、そういうことを思えばですね、一国の長としてもそうそう軽々に私は反対なかなかできないと思うんです。本心でひとつ語っていただけませんか。私は、実はということはないんですかね。お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 実はっていうことはありません。これは1期目の16回の定例会の中で、毎回、風力発電の質問が出ました。その風力発電の意見交換しているうちに、私は風力発電に質問が来れば、これまで菊地議員にこう自分のミスを指摘されてからの話なんですけど、全て風力発電でやりとりする部分を全部頭に入れて参加してきました。ただ16回目の時は、膨大な部分を入れなきゃいけないので大変でしたけれども、その部分で私なりに持論ができました。これは、まあ最初からもう、先ほど申し上げましたように八森地域に建設するのは賛成なんだけど、峰浜地域の部分についてはもう造ってもいい、そうしなければこの討議資料には書けないわけですから、初めからそういう部分はありましたので、あとその部分に、まあ菊地議員はそのように絶対この風景は守らなきゃいけないって考え方でしょうけど、私の場合はそれと環境保護と開発の部分とその部分のバランスを考えていけば、やっぱり峰浜地域の部分についてはやってもいいかなと、そういう部分は本音であります。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） 認識の違いですから、これもうどうしようもないんです。ですからもうこれ以上は、私4回目は質問しません。

分かりました。ただ、この風力自体もうここまで来れば、秋田県、特にいろんな陸上も含めて進んでいくようでありまして、洋上に関しましては特に漁業者の反対が大きくならなかったことでこれが現実味をしてきたと、そういうことだろうと認識をしております。

これで1番の方は終わります。2番の方いいでしょうか、続けて。

- 議長（皆川鉄也君） 2問目の質問ございませんか。
- 6番（菊地 薫君） はい、2番、2つ目の質問です。
- 議長（皆川鉄也君） 6番菊地 薫君。
- 6番（菊地 薫君） 先ほど職員の発想力云々って町長が否定されました。私はですね必ずしも、まあこういう質問はしましたけれども、八峰町の職員に有能な人材、管理職含めてたくさんいらっしゃいます。私どもいろんな意味でそれまあ、縷々いろんな場所で見してきました。これからの八峰町、いくら行政の場といっても、これからの八峰町を引っ張っていくのはやはりこれからの職員、若い職員だと思うんですね。その職員が町の、町長がいろんな立場の業界の農業であれ、漁業であれ、それらの分野の代表と様々な意見交換をするようにと言いましたけれども、それをやるのをやはり職員のね、いろんな能力をもってしてやはりそういう場をつくっていく、もちろんトップの意見ももちろんありますが。そういうことに対応していくのがやっぱり職員だと思うんですよ。ですから、例えばいろんな意味で行政に対する研修の場とか、例えば町村会等々でそういう場をつくる、全県を対象にね、そういうことってないですかね。いろんな研修の場。行政の運営っていうかな、事務処理含めて、そういうのはないですか、町村会では。
- 議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。
- 町長（森田新一郎君） 職員の研修制度の部分については、県の自治研修所を活用しながら段階ごとに、新規採用職員とか課長補佐になった人とか係長になった人とか、そういう部分が全県の市町村の職員が集まっているいろんなテーマについて自分のレベルアップを図るという部分についてはありますので、そういう部分で職員個人個人のレベルアップを図っていただければなという形の部分の仕組みはできてます。
- で、私の部分は、ここの部分について詳しい内容をしゃべれば、仕事やってくれるのは職員でありますので、職員に気持ち良く仕事やってもらうためにいけば、こういう形をやればなぜ駄目なのかって言われると、ますます詳しくしゃべればしゃべるほど溝が深くなってもいきますのでしゃべりませんが、ただ、自分たちが生きてきた、自分たちが役場職員として仕事をして経験してきた、その部分は全てではないんです。現実的にはもっと住民の立場に寄せた、心を寄せながらやっていくって部分については、もっともっと必要かなって感じに思ってます、私、2期目の部分については討議資料に書かなかったんですけど、次の時代に見据えるためには、職員の意識改革、ここの部分を何とかして実現していかなきゃいけないなって部分で、今回9月から、親にも怒ら

れたことがないような管理職の人方に一つ一つ駄目出しをしながら、その部分をどうすればレベルアップしてできるかって部分を、自分の経験の部分を説明しながら一つ一つリーダーとして伸びていってもらいたいな、そういう部分の意識改革、そういう部分に力を入れていきたいというふうな形では思っています。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） 実は、この質問をする際にですね、いろいろ自分なりにこう調べて詳細にと思ったんですが、その際にですね、今回の質問要旨に挙げなかったんですが、ITというね、今、IT産業、それこそ私どものような人間なるとなかなかITというのは踏み込んでいけないんですが、秋田県内に、仙北市、それから東成瀬村、それに関連した事業所を立ち上げたり、いろんな計画を立ち上げております。これネット見ればすぐ分かるんですが、それ見るとなかなか奥深いんですね、なかなか、今で言うDXというデジタルトランスフォーメーションとか言ってますが、なかなか一朝一夕に理解できないんですね。でもそれをちょっとですねネットを見ていただいて少し参考にさせていただきたい。こういうものもあるんだなど。要するにITに強い職員、そういう者を育てること、それは絶対必要だということで、それを先駆けてやろうとしてるのがそれこそ2つの市、村です。これはまあもちろん分かると思いますが、私も資料を集めてみたらね、新聞報道もされてますよ、仙北市では。ですからそういうものをですね今一度また勉強して、今後の八峰町の未来のために必要な部分を判断していただきたい、このように思いまして終わります。

○議長（皆川鉄也君） これで6番議員の一般質問を終了します。

暫時休憩いたします。1時56分より再開いたします。

午後 1時50分 休 憩

午後 1時56分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 会議を再開します。

次に、8番議員の一般質問を許します。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 通告に従い、一般質問を行います。最後の一般質問ですので、どうぞ皆さん最後までよろしく願いいたします。

町内コロナ感染者はどのくらいで、あ、まずですね、はじめにコロナ感染者への情報について考えを伺います。

町内でコロナ感染者はどのくらいで、濃厚接触者はどのくらいであったのか見当はつきませんが、知人何人かが大変だったという状況を聞くと、かなりの人数だったのではないのでしょうか。町では、コロナ感染が疑われる人たちから相談があったのでしょうか。あったらどのように対応したのでしょうか。ホームページには、「町民のみなさまへ～新型コロナウイルスに感染した肺炎について～」と題して令和2年19日更新、内容は「令和元年12月以降、中華人民共和国湖北省武漢市を皮切りに、新型コロナウイルス関連肺炎が国内外で発生しています。」という文章です。あとは注意事項、それから連絡先が少し書いてあるだけです。大変不十分なものですが、これさえも目にすることができない高齢者もいます。高齢者世帯または一人暮らしにどのように、かかったかなと思った時の情報を伝えていくのでしょうか。

能代保健所管内の発表は、8月9日141人、8月16日102人、8月19日124人、8月23日111人と100人台が4日ありました。10歳未満、10歳以上の数を見るたびに家族の濃厚接触者が発生し、外出困難家庭が続出していると思われまます。まず困ったのは食料や生活用品が手に入らない、町内で困っている家庭があるから、これからも発生する恐れがあるのに対しての適切なアドバイスを町独自でお知らせ版に情報を流すべきではなかったのでしょうか。町は広報で、家庭で濃厚接触者が出た場合、申し出たらキットを送る。また、食料支援を斡旋する。また、独自にフードバンクを設立するなど寄り添った体制が考えられなかったのかと思います。若い世代だったら生理用品は大丈夫か、乳児・高齢者がいる家庭だったら紙おむつとか必需品の調達困難などの呼びかけの方法があると思います。例えば熱が出て役場に電話して発熱外来を聞いても、繋がりません。以前かかった人のあるうわさを聞いて尋ね合うということが多かったのではないのでしょうか。車で行動できる人は、熱が出てかかったかもしれない時点でかかりつけ病院から指示があり、感染者と認定されますが、かかりつけ病院のない若い人はどこへ連絡すべきか迷ってしまいます。家族の濃厚接触者で車の運転できない人たちは、外へ出ることができません。感染者は10日間、濃厚接触者は5日間、その後、発熱しても病院に行けず、濃厚接触の恐れを感じながらも誰かが病院に連れて行って陽性になってしまう、そしてそこから10日間自宅待機になるという、こういうふうな状態ではなかったかと思います。

今後またこのようなウイルスが発生するかもしれません。新型感染もまだまだ時々県の段階で100人近い発表があります。油断ができません。インターネットでは県の情報が得られますが、高齢者でネット配信やスマホを持っていない人たちは情報が伝わりま

せん。せめて県の情報チラシを全世帯に配り、町独自の取り組みも入れて流してほしいと思いましたが、このコロナピーク時だったことを思い、当時の対策についていかがお考えでしょうか。

次に伺います。デジタル化難民について伺います。

高齢化社会が進む中で、80代後半から90代の方々が元気に生活している場面をよく見かけます。この方々が急速に進むデジタル化に対応できないと取り残される恐れがあります。先ほどの質問にもありましたが、緊急事態の場合、コロナ感染急増の注意事項の伝達はより詳しく分かりやすく大きな字で配布されなければなりません。かかったかなと症状が出る前のPCR検査は、スマホ、パソコンのみでの対応となって能代市役所の駐車場で検査を受けなければなりません。また、今度行われる予定のデマンド型有償運送も、マイナンバーカードを持っている人と持たない人の料金の差が生じています。免許返納して運転できない高齢者が利用するのに、マイナンバーカードを進んで申請するのでしょうか。生活する上でなくても不自由のない人に強制することはできません。任意の事業です。デジタル化で恩恵を受ける人、受けない人の差が生じないようにしなければなりません。町は分かりやすい情報をチラシに流すこと、日常的に必要なになります。今はいろんなものにQRコードがついて、どうぞ見てくださいのメッセージが多くなりました。高齢者人口5割近くあり、その中の半分がデジタル化に繋がってないと思います。高齢者世帯、一人暮らしの方々に今後どのようにこの差別のない情報を流していくために考えていることがあったらお聞かせください。

次に、ハタハタ館は原点に立ってについて質問いたします。

ハタハタ館については、条例で第1条、観光振興と住民の交流、健康、福祉の増進に資するため、ハタハタ館を設置するとあります。観光振興については、ハタハタ館を中心拠点にして町の振興を図るのが目的だと思います。観光目的で訪れた観光お客さんは、観光サイト「じゃらん」の評価では星4.3で、中には星5の評価も多いものの、3、4の評価もあり、ハタハタ館の評価はまあまあですけれども、立地条件として白神山地の麓であること、そして岩館八森県立公園であること、またその先の深浦、平館っていうのかな、までの津軽特定公園になっていることを考えると、期待してハタハタ館を訪れた人たち、こういうことを期待してハタハタ館を訪れるのではないのでしょうか。この立地条件から見て、星5の評価が求められると思います。星評価3もありますけれども、これをシビアに受け止めていただきたいと思います。

観光は時代の流れに左右され、観光客を満足させるために多額の設備投資が求められます。次々と施設改良しても人が来なくなると莫大な損失を抱えてしまいます。第三セクターとしての町の打撃は大変なものになります。この点、住民の交流、健康、福祉増進に資する温泉施設として恒常的に町民の入湯を進めることが大事ではないでしょうか。

第3条、ハタハタ館を使用する者は、ハタハタ館への直接の申し出により許可を受けることができる。ただし、交流広場、中広間、または休憩室を独占的に使用する団体は、あらかじめ町長の許可を得なければならないとしています。広間は町外や町民の個人的な休憩場所として今までどおりでいいと思いますけれども、高齢者がより生活を豊かにして健康寿命を伸ばすには、専用の休憩室が必要ではないでしょうか。そのような声が多く聞かれます。トレーニングルームが一番いいという社協のデイサービスの利用者の話もあります。また、かねてから話している売店の半分を休憩室にして、食堂ぶりこからの食糧調達または出前など頼むことが、こういう場所があったらいいなという声もたくさん聞かれます。これら的高齢者専用休憩所は、各団体に湯っこランドのようにローテーションを組んで利用してもらうなども考えられるのではないのでしょうか。町民の中には、何年も温泉に行っていない、こういう声もたくさんありました。町内割引をほかでもやっているのにという声もあります。とにかく人を呼んで活気あるハタハタ館にし、家に客が来たらまずハタハタ館さ行くべしとなるような、町民に愛されるハタハタ館になってほしいというのが町民の思いだと思いますが、町長いかがお考えでしょうか。

以上について考えを伺います。よろしく願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
森田町長。

○町長（森田新一郎君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「コロナ感染者救援の情報」についてお答えします。

1点目の「熱が出たが、かかりつけ病院がない。公共交通機関は利用できない」についてであります。既に発熱、自覚症状が確認されている状況ですので、公共交通機関の利用を控え、速やかにあきた新型コロナ受診相談センターまたは能代保健所へ電話で相談し、現在の症状や直近の行動履歴等感染の疑いに関する情報を電話で報告して判断を仰ぐこととなり、状況によっては検査キットが県から配布され自主検査を行うなどの指示が出されることになっております。

症状が重篤な場合は、その他の疾患同様、命を守ることが最優先となりますので、高

熱の発生を伴う新型コロナであることを疑い、救急車を要請することが適切と考えます。

かかりつけ病院がない場合は、24時間対応の「あきた新型コロナ受診相談センター」にお問い合わせ願います。

2点目の「家族全員が濃厚接触者で身動きができない。」につきましては、濃厚接触者に該当すると判断された場合は保健所の指示に従い生活することになりますが、感染している可能性もありますので、十分な感染防止対策をして過ごしていただくことが重要となります。濃厚接触者については、ご自身の家族構成や勤務先など様々な対応が必要となりますので、ある程度の期間、経過観察をお願いいたします。

3点目の「生活物資支援のためにフードバンクの設置を考えないか。」についてですが、自宅療養中は外出することができないので、県から、一度だけですが、主食や米を含むレトルト食品、インスタント食品や缶詰、菓子類などの食品が5日から7日分宅配されることになっていますので、生活物資支援のためのフードバンクは設置する必要がないものと考えます。

4点目の「高齢者世帯または一人暮らし世帯がコロナに感染したら町はどのように支援するのか」については、感染者は高齢者世帯や一人暮らし世帯に関わらず、他の感染者と同じように、その症状の程度により「入院」、「宿泊療養」、「自宅療養」に区分され、療養していただくことになっています。

次に、「町のホームページは、コロナ関連の記載が2月から更新されていない。」についてお答えします。

町のホームページのトップ画面のトピックスでもご案内しておりますが、ご指摘の令和4年2月頃から正常に閲覧できない状態が続いていましたが、現在は復旧しております。

また、町の相談窓口については福祉保健課で対応しております。

2問目の「デジタル難民に対する支援を」のご質問にお答えします。

1点目の「デマンド型有償運送はマイナンバーカードを持っている人が優遇される。」のご指摘につきましては、国は、マイナンバー制度を「行政を効率化し国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤」であるとして、令和5年3月末までに全国民に普及させることを目標に取り組んでいます。

町もこの方針を受け、国庫補助金を活用しながら普及促進を図っていますが、令和4年7月末の交付枚数率は、全国が45.9%、秋田県が43.0%であるのに対し、八峰町は全

縣市町村で最下位の27.8%にとどまっております。

国が平成30年に行った世論調査でマイナンバーカードを取得しない理由を尋ねたところ、58%の国民が「必要性を感じない」と回答しております。八峰町においても同様の理由でカード取得を控えている方々が多数いるものと考え、「カード取得の具体的メリット」を作るため、デマンド型有償運送事業においてマイナンバーカードによる料金割引制度を考案したものです。

なお、デマンド型有償運送事業については、カードを持っていなくても利用できますのでご理解をお願いいたします。

2点目の「無症状者のPCR検査はスマホかパソコン対応になっている。」についてお答えいたします。

県では、新型コロナウイルス感染症対策と日常生活回復の両立を図るため、無症状者のうち、飲食、イベント、旅行、帰省等の経済社会活動を行うに当たり検査が必要な方や、感染拡大期に感染不安を感じる方が受けるPCR等検査を無料化しています。

能代市内には、市が指定した能代市役所駐車場内にある検査所のほか、医療機関1カ所、薬局9カ所、合わせて11カ所の無料検査所があります。

このうち、能代市指定検査所はネット予約のみとなっておりますが、医療機関と薬局は電話予約を受け付けております。

ただいま申し上げましたとおり、行政のデジタル化が進展する中で様々な手続きがパソコンやスマホから可能になってきていますが、電話や窓口での対応も並行して行っており、「デジタル化に対応できない町民が取り残される」ようなことはないものと考えております。

3問目の「ハタハタ館は原点に立って」のご質問にお答えします。

1点目の「町の観光資源を引き出すとともにハタハタ館を利活用してしてもらう」につきましては、令和3年度のハタハタ館の宿泊者数は5,677人で、そのほとんどが町外からの観光客となっており、その観光客がハタハタ館以外で使用する金額は決して少ないものではなく、ハタハタ館が八峰町の観光産業に与える影響は大きいものがあると考えています。

次に、「旅行予約ウェブサイトの「じゃらん」の人気度を星5にするための経営努力を」についてお答えします。

「じゃらん」の評価は「日帰りプラン」のみの評価となっており、内訳を見ますと、

星5の「満足」が46%、星4の「やや満足」が44%、星3の「普通」が10%、星2の「やや不満」と星1の「不満」という評価はありませんでした。

一般的に評価4.3は高評価であると認識しておりますが、当然評価を上げるための不断の努力は必要ですので、引き続きハタハタの里観光事業株式会社に営業努力を求めてまいります。

2点目の「観光客と町民が快い空間を保つには、時間割（時間帯の送迎）、町民割、高齢者向け休憩所等を考えることが必要ではないか。」についてお答えします。

宿泊客、一般客及び体験センター利用者のクワハウスの共同利用については、宿泊客に一般客も利用していることを説明し、午後9時以降の温泉利用を勧めております。

次に、「時間割」及び「町民割」については、ハタハタ館に確認したところ、お風呂利用のみの送迎は実施していませんが、お風呂と昼食を組み合わせた小グループでの利用については対応しているとのことであります。

また、入浴料の割引サービスは、現在、毎月8日を「八峰の日」、毎月26日を「フロの日」と定めて実施していますが、町民全員への割引については、現在の経営状況を考えれば無理であると伺っております。

高齢者向け休憩所の設置については、休憩所は誰もが休憩できることが基本であり、高齢者のみが利用できる休憩所の設置は困難であると考えます。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、再質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 1問目の再質問を行います。

こういうふうコロナになった場合に、町の方で例えば保健所ですよとか、それから発熱外来ですよとか、そういうふうなものをチラシにして流したことがありますか。この情報というのは、なかなか分からないですよ。まず熱が出た場合に、どこどこ、かかりつけ病院とか、それから例えばかかりつけ病院のないところはどうするかという、このように対応してくださいっていうチラシが流れたことがありますか。県の方ではそういうチラシがインターネット見れば入ってます。で、そのインターネットに入ったチラシをどうして町民の方に皆さんに教えてくれないのか。その辺が非常に疑問でありますけど、私、見過ごしてるのかどうか分かりませんが、初期症状の時と、それからピーク時の時、これは情勢がかなりもう違ってます。で、初期症状の対応の人たちにはホテルを用意したり、若い人と一緒に仕事をしてる、親たちはもう家族全員が当然かかりますので、病院を紹介したり、手厚くいろんなことを、弁当が来たりとか、それから

物資が来たりとか、そういったことは手厚く初期の頃は、令和2年、あ、令和でない、今年に入ってから2月頃まではそういう対応があったんですけども、もう100人を超えるようになってからは、フードバンクの説明もありません。だから、かかった人にそういう話、前々から聞いているので、まず頼めよって、家族がなった場合、まず頼め、頼まないと来ないからってということで、保健所とようやく繋がって対応して来るとか。そういうふうなですね人伝えでないで、どうやってこれを知ることかという情報が非常に一般的じゃないんです。誰がどのようにかかっているのかも分からないですけども、いや、やっぱり近くにかかって非常に困って、その家庭はもうデジタルじゃないです。もうスマホもない。携帯もない。で、その家庭がなった場合、そういう状態の場合どこに電話してどうすればいいのか。ほとんどの人たちは、かかった人たちの経験を聞いて、確か弁当来るはずだよとか、それから何か来るはずだよとか、それは本当に初期の状態であって、町で何してらっだ、町で何もやってけねったがっていうそういうことを私の方に来ますので、まず一応ですね、長くなりましたけれども、町の方でこういう具体的な情報を流したことが、チラシ流したことがありますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） チラシの部分については、全戸配布の部分でやってますけど、その辺の部分については福祉保健課長から答えてもらいます。

それから、県の方でもいわゆる大きな新聞、新聞一面を使って、どうすればいいか。これは新型コロナができた時に混乱しないように、国、県、市町村、医師会が協力しながら、熱が出た場合はどうする、それから感染した時、陽性になった時どうする、濃厚接触になった時どうする、全てやり方自体はマニュアル化されています。何かあったら24時間対応のコロナ受診相談センターに相談してもらえれば、その部分でコロナの病気の部分に関しては専門の看護師が出てきますので、その部分で対応できることになってますから、まあこの部分に関しては町が入る隙間がありません。町が入る部分については相談の部分で、直った後に生活が、収入がなくなって困ったとか、そういう部分に関しては町が相談に入りますけど、通常の病状に対してはもう枠組みが決まっているという形を私の方から申し述べます。

受診センター、チラシ部分については、課長の方から答えてもらいます。

○議長（皆川鉄也君） 石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

実際にチラシの方は、特別にチラシというので変わった時点、それぞれ国、県が示す状況が変わった時点でお示ししておりますし、コロナワクチンの接種については毎回のように出させていただいております。このたびの9月の最新版でも、秋田県初のB A. 5対策強化宣言発令中ということで、全世帯に最新のチラシをお知らせさせていただいております。

回答は以上です。

- 議長（皆川鉄也君） 8番議員、ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。
- 8番（見上政子さん） 本当に町が、町民が今一番困ってる状況の時に、その町民に最も知りたい情報が入ってこない。で、まあ最近、この大きい新聞が、これは新聞広告として出ました。広告として。で、私が一般質問して県からの情報とか流すべきでないかって言ったら、二、三日前の広報にこの4分の1の大きさです。もうコロナも終わりか、まあかかっている人は大変でしょうけども、非常に小さい字で見にくいものが二、三日前にお知らせ版に入っていました。やはりですね、県のインターネットのあれも見ても、これはまあ最大限に大きい広告ですので、新聞取ってる人しか見れません。何かマイナーのことばかり言って申し訳ないんですけども、新聞を読んでない世帯もかなりいるんです。北羽、魁取ってない世帯の人たち。こういう人たちには、この情報が入らないということです。で、ここの中に24時間対応018-866-7050、これはいくら電話しても出ません。ほとんど出ません。何回も電話しました。もうかかっている人も何回も電話しました。で、出ません、ほとんど。それで県の、町の方ではホームページにですね、本当に殺風景なホームページなんですけれども、県の福祉課、土日の電話番号があります。土日じゃなくて5時以降に熱が上がる。金曜日の5時以降に熱が上がる。土曜日に熱が上がる。日曜日に熱が上がる。こういうことになっても24時間対応はほとんど出ません。で、そういうことで本当に大変な思いをしました。で、ようやくいろんな人から情報を聞いて、まず保健所だよってということで日曜日に保健所に電話したらまず繋がって、ようやくそこでコロナのかかりつけ病院に行きなさい、家族がなったら行きなさい、行きなさい、行きなさいの話。行かないと認定されませんので。ところが家族の場合、本人が世帯主がコロナにかかった場合は、家族の人は連れていけません、どう考えても。医者からは、その世帯主がかかっている病院の医者からも、とにかく連れてきなさい。でないと認定されないからということで、そういうふうなことがたまたま私が経験しましたが、そういう方がかなり、まあ若い世帯の人たちはできるでしょうけども、こう

いう世帯もあるんだ。もしこういう世帯の人たちがコロナになって熱が上がったかもしれないという時には、やはりもうちょっと町独自として、こんなにコロナがもう100人台で増えてますし、保育園が閉鎖したりとか学級閉鎖あったりとかいろんなことがありましたので、こういう事態の時にはやはり町独自で、今、大変な時だからこういう時に注意してほしいとか、それからこういう支援がありますよとか、そういうのを具体的に出していくべきだと思います。

フードバンクも、当初は必ず食べ物ありますかって聞かれますけれども、もう100人以上になりますと言いません、全然。で、しつこく食べ物がないからって言わないと来ないんだよってということで、そういう状況。それと認定されると、まあ3万円来るっていう、こういうこともコロナの人たちはほとんど分かりません。で、こういうふうな申請して県の方から3万円来るというふうなお知らせとかね、分かりやすいことをやはり町独自で、インターネット調べるんでなくて流すべきです。そして、その都度県から情報が来たら、このようなね新聞取ってない人でないと分からないようなそういう情報でなくて、町独自に出してほしい。これは本当に小さくて見えないですよ。4分の1ですから。だからそういうものをね、やはり寄り添った、で、保育園で閉鎖なった時、若い家族はどうしているのかなということ念頭に置いて、おむつで困ってないのかなとか、それから高齢者の場合は、おじいさんが紙おむつ買いに行けなくて困ってないのかなと、そういうことを是非寄り添ってほしいと思うんです。

そして、福祉保健課の方に電話しました。まあ私のことも含めて、実際知り合いがこうでこうだったんですけども、発熱外来は何番って。もう情報ないですから、何番って聞いて、しばらくしてその電話のかからない電話番号を教えてくださいけれども、その何か相談あった時にはすぐやはり対応できるような福祉課の対応が必要だと思います。もっと寄り添ったね相談に乗ってほしいなと思いますが、福祉課の方に何かそういう相談事とかあったんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

最後にお伺いしました福祉保健課の方にどのような問い合わせがあったかについてですけども、実際に発熱しているんだが、どこにいわゆる問い合わせしたらいいのかということで先ほどの電話番号をご案内したり、あとは、かかりつけ医に紹介したりという

形でございます。実際に件数としては、まあ実際、福祉保健課全体で受けておりますので、全部カウントしているわけではございませんが、私に確認させていただいた件数としては数件程度しかこちらの方には問い合わせございません。併せて、近くの人方、まあ関係者が陽性となったようなうわさを聞いているというような問い合わせもいただきましたけども、現実、町内での感染者につきましてはこちらでも新聞報道等で発表されているものしか確認できませんので、そういった不安がある場合は感染対策の方を十二分にしてくださいというそういった対応をしておりますし、不安があつてPCR検査等必要な場合は、先ほど町長が申し上げたとおりのそれぞれの受診可能などところをご紹介差し上げております。病院も薬局についても電話で対応ですけども、当然かかりつけ医にしてる人や実際薬局として使ってる人が優先されますので、そういったことも含めてご案内差し上げております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 本当に非常に大変な事態が八峰町の中に生まれてたんだということを自覚してもらってですね、それに寄り添った対応をしてもらいたいと思います。

みんなでね、そのうちにかかった場合、私も段ボールで一箱届けましたけども、そこに働いてる社長の奥さんも2回ばかり段ボールで届けたりとか、せば何、町で何してけだった、町で何してらったっていう、こう会社の奥さんからの叱咤激励がありまして、私も本当に何とも言えなかったんですけども、是非こういう事態がねもう生じたら、町でもある程度の覚悟を決めて、フードバンク、まあ近くのデパートもありますので、賞味期限ぎりぎりのものを寄附してくださいとかそういうふうにして、ある程度の町独自の事業を、今後何あるか分かりません。こういうことをいい経験にして取り組んでももらいたいと思います。一言答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 新型コロナウイルス感染症の部分につきましては、世界中で初めての感染症でありまして、日本においてももちろん初めてで、これの部分についてどういふ対応すればいいかっていうことは、かなり前からやってきてますので、これは町独自でやれば、まあ守らなきゃいけないのは医療機関でありますから、町からも医療機関へ電話行けば混乱してしまいますから、そういう意味で枠組みが決まっていたというふうな感じに思います。ここの部分は、国、県、市町村、医師会等が協力しながら対応を

決めてきておりますので、現実問題として今のお話のような部分につきましては、国、県、市町村の部分で、この今回の対応の部分を検証していく際に、まあ町の方で意見が申し述べる機会があれば、こういう事例もあったよという話をしていきたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 住民の中にはスマホを持ってない、ない高齢者……………

（「すみません。マイクお願いします。」と呼ぶ者あり）

○8番（見上政子さん） はい、すみません。中にはそういう方もいるんだということで、これからのもし、これは災害と同じようなことだと思います。家族全員がもう閉じ込められてしまう、こういう環境に陥ってしまったということもありますので、災害と同じように考えて非常事態に備えてもらいたいと思います。答弁は要りません。

○議長（皆川鉄也君） 次の質問どうぞ。

○8番（見上政子さん） はい。次に、デジタル化についての難民についてお尋ねいたします。

町長は本当に国のまあ推進に一生懸命で、何としても応えなければならないというそういう思いであるでしょうけれども、町民はやはりこのマイナンバーカードを持ってない人と、それから持ってる人の差がもう、料金でもう差がつけられる。これはやっぱり差別ですよ、やっぱりね。必要ない人には必要ないんだから。そういう料金的な差別をつけるということは、これは非常に遺憾だと思います。その人によってカードは、任意ですので必ず持たなくちゃいけないんだよという、ちょっと脅迫めいたところもありますので、これはちょっとやはり考えてもらいたいと思います。

そして、PCR検査しても病院ではいいと言いますが、無料のPCR検査をするにもスマホかパソコンでなければ申し込みできません。医療機関であるってはいいますが、こういう情報もですね本当に自分になってみないと分からないというか、分からないんです。PCR検査どうやったらいいのか、その辺はまあ保健所に聞けばこうこうですよ、市役所に行ってくださいとかって言われますけど、市役所に行ってみたら、あれ、どうやって申し込みましたか、パソコンでやったんだけどもということで、こういうのないと申し込めないんですよっていうふうなことを言われます。で、こういう人たちのためにですね、もうちょっと情報流して、本当にPCR検査でまず安心してこれからどっかに出かけたい人たちのため、またはどっかの仲間たちとお楽しみ会やるにつけても安心してやっぱり検査を受けられるような、そういう情報と対策をやっ

ぱり考えてもらいたいと思います。県だけではなくて、国の方、町独自でもこのようなことを考えないでしょうか。でないと持っている人と持たない人の差別がますます深まっていってしまいますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） デマンド交通の部分に関して、見上さんは逆から見てお話されてますけど、デマンド交通の部分については1回400円、これは一般の決まり事なんですけど、さらにマイナカードを持っていけば、よく申請してくれましたというふうな形でまず100円割り引くっていうふうなそういう考え方ですので、逆から持ってけば、スマホのカードを持っていなければ100円高くなるというふうなそういうものではありませんので、まずその点をご理解いただきたいというふうに思います。

それから、PCR検査の部分については、まあ確かに医療機関で、どこの医療機関でやってるかとか、どこの薬局でやってるかという部分の情報の部分についてはまだまだ工夫する余地があるかと思しますので、その辺は見上議員のご意見も踏まえながら今後対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 先ほどのマイナンバーカードですけれども、これはマイナンバーカードでデマンドを利用した場合ということで、ほかのカードがあるからということ、スマホがあるからとかっていうことではなくて、私はそのことに集中して質問したつもりであります。

で、マイナンバーカードについてもですね、いろんな考え方がありますので、それを利用した時にカードがあるからとかないからとか、国から勧められてるからこれを条件にしてその人たちには100円安くする、こういうふうな考え方、まあまあ町長は考え方は変わらないと思うんですけれども、これはやはり差別的な捉え方として考えるしかありません。

それから、いろんな面でですねスマホとか持てないとQRコード、これもいろんなところについてますよね。それが読み取れない。その人たちのために、まだまだそれだけの人たちだけではないんだっていうことで、こういう情報についてももう少し詳しく流していくとかそういうふうなこう考え方はないですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） デジタル化の部分については、国自体がデジタル庁自体を作っ

たという段階で、そういう方向で国を持っていくっていう大きな意思表示をしたものと思ってます。当然国、県、市町村という3層の行政組織のその部分において、国が果たしていく部分については県も同じようについていきますし、市町村も同じようについていかなければいけません。それと、まだ正式に決まってるわけではありませんけど、普及率の低い市町村はデジタル化に使うお金は必要ないということで、県の方にはかなり厳しく交付税で影響行きますよって話をしてるようなんですが、だからこそ副知事が直接来て、一番低いところは何とかせというふうな話来ていますので、いずれ低いところの市町村の交付税が削られる恐れも十分あると思ってますので、私とすれば、この後、健康保険証、それから後期高齢者の保険証、それから運転免許証部分も全部その部分さ入っていますので、今まで3枚のカードを管理していくよりも1枚のカードを首さぶら下げるとかいろんな方法あると思うんですけど、そういう形でやっていく時代になっていくというふうに思います。

○議長（皆川鉄也君） 休憩します。

午後 2時44分 休 憩

午後 2時44分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き再開いたします。

8番議員、ほかに質問ございませんか。

○町長（森田新一郎君） 見上さん、遠慮なく質問してください。

（「見上さんの優しさ見せてやれ」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 体調もありますので、あまり力を入れないでお話してもらいたいなと思います。

それですね、町長の考え方は分かります。国からもね、県からももう。ただね、そこでやっぱり漏れる人がいるんだっていうことを、トップとして全てがそういうわけにはいかない。その中に漏れる人がいるんだということを覚えてもらいたいと思います。進んでいかなくちゃいけないという町長の考え方も分かります。だけど、それにもついていけない。今はまだねダイヤルの電話持ってる人がいっぱいいるんですよ、高齢者で。私、何軒も見かけました。で、もうそういう人たちもいるんだ。この八峰町の中で東京都と同じようなそのもののレベルでは物事は考えられないんでないかということをお話

して、この2問目は終わりたいと思います。

あと6分ありますけども、町長答弁が大変でしたらあれです、ハタハタ館のことですけれども、まあね、いろいろあれでしょうけど、町民の要望としてはですね、やはりもっとみんなが利用したい、実際は利用したいんですけども、利用できるようなハタハタ館になっていない。これを利用しやすいように、高齢者も利用しやすいように、町民が利用しやすいようなハタハタ館にしてほしい。これで質問を終わります。

○議長（皆川鉄也君） これで8番議員の一般質問を終了します。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、16日午前10時より開会し、議案審議等を行います。

これにて散会します。ご苦勞様でした。

午後 2時47分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆 川 鉄 也

同 署名議員 4番 芦 崎 達 美

同 署名議員 5番 水 木 壽 保

同 署名議員 6番 菊 地 薫

令和4年9月八峰町議会定例会会議録（第3日）

令和4年9月16日（金曜日）

議事日程第3号

令和4年9月16日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 日程の追加について
- 第3 議案第56号 八峰町巡回バス条例制定について
- 第4 議案第57号 八峰町デマンド型乗合有償運送条例制定について
- 第5 議案第58号 令和4年度八峰町一般会計補正予算（第5号）
- 第6 議案第66号 令和3年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第7 議案第67号 令和3年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第8 議案第68号 令和3年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第9 議案第69号 令和3年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第70号 令和3年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第71号 令和3年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第72号 令和3年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第73号 令和3年度八峰町簡易水道事業会計決算認定について
- 第14 議案第74号 令和3年度八峰町下水道事業会計決算認定について
- 第15 議案第77号 工事請負契約の締結について
- 第16 発議第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出について
- 第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について
- 第18 常任委員会の閉会中の所掌事務の調査について

出席議員（12人）

1番 笠原吉範

2番 伊藤一八

3番 奈良聡子

4番 芦崎達美	5番 水木壽保	6番 菊地 薫
7番 腰山良悦	8番 見上政子	9番 須藤正人
10番 門脇直樹	11番 山本優人	12番 皆川鉄也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	森田 新一郎	副 町 長	日 沼 一 之
教 育 長	川 尻 茂 樹	総務課長兼 新型コロナウイルス 総合対策室長	和 平 勇 人
税務会計課長	成 田 拓 也	企画財政課長	高 杉 泰 治
福祉保健課長	石 上 義 久	教 育 次 長	山 本 節 雄
学校教育課長	山 内 章	産業振興課長	山 本 望
農林振興課長	浅 田 善 孝	建 設 課 長	石 嶋 勝比古
農業委員会事務局長	工 藤 善 美	生涯学習課長	今 井 利 宏
あきた白神体験センター所長	菊 地 俊 平	防災まちづくり室長	内 山 直 光
福祉保健課副課長兼 新型コロナウイルスワクチン 接種対策室長	若 狹 正 和	福祉保健課副課長	成 田 公 誠
農林振興課副課長	堀 内 和 人		

議会事務局職員出席者

議会事務局長	佐々木 高	議会事務局庶務係長	須 藤 佳奈子
--------	-------	-----------	---------

午前10時00分 開 議

○議長（皆川鉄也君） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、7番腰山良悦君、8番見上政子さん、9番須藤正人君の3名を指名します。

日程第2、日程の追加についてを議題とします。

議案第77号の追加提案につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めておりますので、その結果を議会運営委員長より報告願います。水木議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（水木壽保君） おはようございます。議会運営委員会の委員長の水木でございます。

ご報告いたします。

当委員会では、9月14日、議長同席のもと、議会運営委員会を開催し、議案第77号、追加件案について協議いたしました。

その結果、議案第77号を本日の日程に追加し議題とすることに決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（皆川鉄也君） お諮りします。委員長報告のとおり、議案第77号を日程に追加し議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号を日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

日程第3、議案第56号、八峰町巡回バス条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。10番門脇直樹さん。

○10番（門脇直樹君） この巡回バスについてであります。旧八森当時からこの巡回バスに関しては一般質問で私が何度も取り上げている事業であります。大変思い入れのある事業であります。前町長は、この事業に対してあまり積極的ではありませんでしたが、現森田町長は、大変この事業を立ち上げるに関して積極的に関わっていただきました。そうした中、この事業に対する思い入れを先日の全協でも議論いたしました。今一度、森田町長から説明をいただきたく、体調の許す範囲で答弁をお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの10番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 本当にありがとうございます。私からは、長い時間をかけて皆さんに一つ一つ説明してきたことをもう一度思い出していただきたい。ここの部分を中心にお話ししたいと思います。

まず巡回バスですけど、何のためにこの新しい地域公共システムを作ろうとしたのか。これは、免許を返納したりして運転免許がなくなる人が増える。でも、八峰町内に住んでる人方は、運転免許証がなくても能代市内の病院とか、それから能代市内での買い物とか、そういうことをできるようにしなければならない、そういうふうな思いからこのシステムをスタートしてます。そして途中で、一般質問の中で、地域、まあ八峰町の中

の移動を含めてシステムを検討すべきというふうな意見もありましたが、それでもなくとも複雑で難しいシステム。それに新しい難しい要素を加味すれば、できるものもできなくなるということで、あくまでも能代市内までの通院、買い物、これに的を絞った形でこのシステムの骨格を作っています。したがって、町内移動の部分は一切考えていない、そういうシステムであります。

最初に、思い出してください。全てのコースの、どうすれば全て集落が納得できるコースになるのか。6コースで始まりましたが、5コースに絞り込むことができました。次に何をしたか。8時半まで能代厚生医療センターに着かなきゃいけない。その着くためにどうすればいいかと。各コースごと、5コースごとに、ポンポコ山に集結する本数どうするか、時間をどうするか、そして帰りはどうするか、そういう部分を時刻表を付けて説明してここまで来たというふうに思っています。

参考までに、皆さんにその際の時刻表をタブレットに入れてありますので見ていただきたいと思います。ここの部分で、どのようにすれば巡回バスで、例えば全協で出ましたポンポコ山の直売所、それから峰浜地域の薬局、どういうふうな時間帯の巡回バスを使っていけばそれが可能になるのか。おらほの館の部分については、それ見ていただければ9時40分のバスで来て買い物をして、帰るバスは12時45分しかありません。せば、トマト、なす、キュウリ、そういうものを買いにきた時には3時間も待ちますかって。私、もしそれが簡単に行き来できる根拠だとすれば、これは私の常識と違うので、議員の皆さんには適切に判断していただきたいと思います。

それから、峰浜地域の薬局の話、ここはもっと複雑です。それで、ここについても説明すればきりがないので、ここについて皆さんその巡回バスの時刻表を使って、どうすれば巡回バスで行き来できるのかということを見ていただきたい。併せて、その峰浜地域の薬局をここまで育て上げた会長なんですけど、私の中学校時代のクラブの1年先輩ですからツーカーでいろんな話をできますから聞いてみました。そしたら、巡回バスの話をしましたら、向こうから、いや、新聞見たと。けども、峰浜地域の一部住民が地域内の薬局まで行く時って言葉があるんですが、こういうケースはないそうです。ほとんどが峰浜診療所の患者さんが中心で、この人方は峰浜診療所で送迎バスありますから巡回バスに乗りません。じゃあ巡回バスを利用して薬局さ来る人いるんですかって聞いたら、それはありますって。どういう人方ですかってったら、能代市内の病院から薬局に処方箋がファックスしてきて、その人方が最寄りの沢目駅さ降りて薬局で薬を受け

取って、歩いて自宅に帰れる人、まあ駅前、三ツ森、カッチキ台、水沢の下中、そのくらいだと思いますけども、そういうお話をしてみました。そういう簡単に行き来できない、そういう巡回バスで行き来できない、これは当たり前なんです。町内移動のことは全く考えてないシステムなので、そういう行き来できないって部分について皆さんから賢明なご判断をいただきたいと思います。

それで、ある議員から、みんなが満足する料金体系は無理だと。そのとおりなんです。というのは、新しいシステムになることによって、岩館駅前の人は450円安くなるけど、沼田の人は140円高くなります。そうすると約600円の不公平がある。この不公平がある中で料金体系をどうするかと、そういう問題を我々考えて、で、議会がよくても、あるいは地域公共交通会議がよくても、住民が駄目出しすればこの事業はぼしゃってしまいます。だから私は、ある程度の、この600円の不公平がある中で住民がどういうふうになれば納得していただけるのか。そのために考えました。そのために料金設定をどうするかって考えました。それは、前の岩館線、大久保線で払ってるバス料金よりも全員安くしなければ納得してもらえないだろうと。そういう部分を詰めて提案したものであります。

我々とすれば、不退転の覚悟で、これしかないという形で提案した条例案でありますので、そういう部分で賢明なご判断をいただきたいと思います。今までいろんなことを時間をかけて説明してきました。それは、この事業を何としても実現しなければいけない。この事業とデマンド交通、この2つを組み合わせれば、10年後、20年後まで免許がなくてもやっていけると。これは国の方からもお墨付きいただいております。全国でも例がないそういうシステムだと。さらに警察からもお褒めの言葉をいただきました。高齢者が運転するばかりじゃなくて、プロが運転する仕組みを作っていただいております。ありがとうございました。交通事故の心配もなく、非常に警察としてもありがたいというふうな意見をいただいております。

もう一度申し上げます。これまで説明してきたことをもう一度思い出していただきながら、簡単に巡回バスだけで往復できないと、そういう部分を、まあ可能性ないわけではないですよ。3時間待つとか2時間半待つとか可能性ないわけではないですけども、そういう部分が果たして現実的なものかどうか。そういう部分を議員の皆さんに適切にご判断いただきながら、まあこれからの議案審議、議案採決、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） ただいま森田町長から縷々説明いただきましたが、それでもなおかつ運行した後で不具合が見つかった、料金体系、時間構成、運行コース、これらで不具合が見つかった場合は、また変更することもやぶさかでないというふうに受け取ってよろしいですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの10番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 全てのシステム、新しいシステムは全部そうなんです、初めから完璧なシステムはありません。動かしながら、住民が納得いけるように、住民が満足できるようなそういう巡回バスにしていく努力は、これは必ず必要ですので、時代が変わってどういう状況になっていくかも、それにも合わせていかなきゃいけない。これは、今はこの形でスタートして、不具合があれば一つ一つ改善しながら、あくまでも住民が快適に、あるいは納得できるようなそういう巡回バスに育てていかないと、10年後、20年後までは続いていかないとしますので、そのとおりであります。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 町長から今までの経緯と巡回バスに対する思い、それは聞きました。巡回バスそのものを否定しているわけではないです。むしろ歓迎してます。大いにやってほしいと。あのぐらいのルート作りも大変だったろうと思いますし、是非この運行体系ができて本格運行してもらえればいいなというふうに思っております。

ただ、その中でですね無料区間というものの設定があるということですね、私はやっぱりおかしいと言わざるを得ないわけですよ。全町民が同じ料金で町内も巡回できるという建前でいくべきものではないのかなと、私は思うわけですね。仮に、今、一部の地域の人が料金若干高くなるというふうな不満があったとしたら、その時初めて、いや、じゃあもう少し不満あるその地域の人については後で還元してやる、戻すというふうな方法の方がベターだと思うわけですよ。最初から無料であれば、今度取るといった時に必ず不満が出るわけですよ。それよりは、町民、このシステム、新しい交通システムを一体にして維持するというふうな思いで、このシステムというものを運行するべきだと私は思うわけです。後から、もし不満が出て、どうしても無料区間の地域の人方に取るということ、町長は取るということを宣言できるんですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 無料区間の話をしましたけど、説明して不満が出れば直せばいいんでねえがと。私はね、そういう部分の認識はがっかりです。皆さんは、皆さんに私どもが条例案、予算案を提案する際には、これしかない、いろんな問題を抱えた時にこれしかない、そういう不退転の部分で提案しているつもりであります。簡単に駄目だば直せばいいんでねえが、そういう軽い気持ちで予算案を出して、条例案とか出してるわけではありません。その部分はもしそういう形で議員の皆さんに審議をお願いするっていうのは、私どもの議員の皆さんに対する大変な失礼なことになりますから、まあそういう意味で私どもは、ゼロ円ゾーン、100円ゾーン、その部分があったとしても、もともと600円の不公平があると、その前提の中で住民の皆さんに納得できるような仕組みをやるにはこれしかない、という思いで提案していますので、そういう思いをベースにして、先ほど以来、一律100円にする部分の弊害、その部分についてはできないので、基本的に、現実的なコースで簡単にできないそういう運行時間の形になります。それで、後で余計な部分はお金戻してやればいいんでねえがって。新しいシステムはねシンプル・イズ・ザ・ベストなんですよ。そうやって誰がどういうふうにして返してやるんですか。その手間暇を考えたら、そういう部分はやっぱり私とすればシンプル・イズ・ベストのスタート、そういうシステムにしたい、という思いであります。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 今、修正しないと切り切りましたよね。それで間違いないですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私どもは修正するという前提で条例案出してるわけじゃないので、これがベストだと思って出していますので、今の時点で修正するっていう考えは毛頭ありません。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） まあもうこれは水掛論で意見が平行線になるので、私はやめますけども、もう一点だけ確認したいと思います。

未就学児は無料としてますけども、これ中学生以下では駄目なんですか。このにぎわいを取り戻す。町の中で子供らがバスに乗って遠足、親と共に一緒に移動するというふ

うな方法だって、私はにぎわいを喚起する一つの方法だと思うんですよ。こういうことも一つも考えない。それも、これは今回も私、修正案として出してます。これも駄目だということなんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） まあ現実的に中学生以下といった場合にどこまで含めるかという部分なれば、未就学児も含まれるはずなんですけど、普通、中学生以下といった場合に小学生とかそこまでの部分で止まる人もいるんで、より分かりやすくするために入れた言葉でありますから、ここの部分については入れておいても問題はない、差し障りない部分だと思いますので、このままの形でご審議いただければというふうに思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） ここまでこぎ着けたことは、本当に企画課の努力には敬意を表したいと思います。綿密な計画を組んでもらって、それでいろんなその要望、私どもも細かい要望をたくさん出しましたけれども、この要望も取り上げてもらって、これは大変本当に皆さんの努力が実ったと思うんです。

ただですね、やはり料金に、この料金無料化ということはちょっと私もちょっと知りませんでしたので、土壇場になって最後の最後のところで料金が無料になるということで、やっぱり料金、乗る人に料金の差をつけるということはよくないと思います。このことがいろいろ出てから私のところに何度か電話来て、今日の朝も電話来ました。乗ってる人たちがやはり料金に差をつけるのはおかしいと言ってるって。で、降りる時に払う人と払わない人がいるっていうことは、これはやはり乗ってる人の場合、いろいろ考えてこうなったんでしょうけども、乗ってる人の立場からすれば、やはり料金に差をつけるのはよくない。町の巡回バスですので、もうどこに行っても100円、どこに行っても100円なんだっていうことを、やはりこれはしっかりメッセージしてもらいたいと思います。

そして沢目地区の人もですね、250、回数券が出ますので、回数券1回が、25回乗って2,000円ですので1回80円になるんですよ。で、わ、100円かがらねしていがったっていうふうな、そういうふうな話もあります。で、ほとんど毎日、1週間に3回くらいとか4回乗ってる人は、もう回数券買うのを楽しみに、すぐ買うんだっていうふうなことも言ってます。で、回数券買うと80円ですので、これは皆さん平等に降りる時に回数券を払ったり、現金払ったり。で、何にも払わないですっと行く人も見ると、えっ、あ

の人何なんだっていうことで、やはりそこら辺は乗ってる人たちの立場を考えた場合に、これは料金に差をつけるべきではない、このように私は思います。答弁ありましたら。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 冒頭にもお話ししましたがけれども、この事業そのものが料金部分に差がある。一番高いのは岩館駅前から能代駅前までの人方が一番高い。そして当然近い沼田の人方が一番安い。その部分の不公平も外に置いて、そこの部分でそういう状況を説明しなきゃいけないんですけど、そういう状況を説明した上で、どういう状況にすれば住民の皆さんが納得いけるかと。それは全ての住民の皆さんが、いわゆる前の岩館線、大久保岱線を利用して能代駅前まで行くよりも安くなる。この部分が全てだというふうに思いました。100円ゾーン、ゼロ円ゾーンはありますけれども、そこだけ切り取れば確かに皆さんの論もそういう論もなるかもしれないけど、もともとが不公平っていう状況の中で、どうすれば住民の皆さんに納得いただけるのか。議会がよくても地域公共交通会議がよくても、住民の皆さんがそれだけ駄目だって言った瞬間、3年もかけてやってきたやつが、まあ準備期間入れれば4年もかけてやってきたやつがパーになるんですよ。何としてもやるためには、いささかも住民の皆さんに不平不満をもたれないように細心の注意を払って一つずつ階段を積み上げて皆さんのご承認いただきながらここまで来たんでありますから、そこの部分についての町の考え方もご理解いただければというふうに思います。

○議長（皆川鉄也君） 日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 今までの議論の中で一つだけ付け加えさせてください。

先ほどから町長も何回も答弁いたしていますように、まず基本は、やはり巡回バスにはなってますけれども、能代なんですね。このことを考えてください。実際、最初のアンケートでは、やはりもう9割近く、ほとんどが能代行きだと。そして実際、試行運転3回やっています。こういう中で実際の動き、これも2コース、これだけが9割割ってますけれども、3コースは99%以上が能代までなんですね。この交通体系を考えた今回の制度でございます。ですから、先ほどから何遍も町長が一生懸命答弁いたしましるように、沼田からポンポコ山ですね、道の駅から能代までの料金プラスいくらなんです。これが今までより高ければ、やっぱりまずいと。これ基本的に利便性が1、そして今までより高くない、これが2つ目の基本です。この料金体系が今、無料区間と今までより高くなる区間、これがまず無料と。そうでない部分は、今までよりは安いんですけど

も負担していただくと。この考え方が今の条例案であり、料金体系です。このことをもう一度お考えいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。11番議員、いやいや、3回質問終わってますので。

○11番（山本優人君） 最後にします。議長が許せばできますが。

○議長（皆川鉄也君） 認めません。

○11番（山本優人君） 許さない。

○議長（皆川鉄也君） 認めません。

○11番（山本優人君） はい。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 本件については、11番山本優人君から修正案が提出されておりますので、本件と併せて議題とします。

修正案の説明を求めます。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 朗読するという形で提案の理由を説明したいと思います。

このたび巡回バスの試験運行期間を経て、本運行に際し、町民が交通空白区域をなくし、町民の移動が距離を問わず一律の低料金の設定で、町内移動はもちろん、能代市にも往復できる環境が整い、高齢により免許を返納しても安全に可能になるほか、利便性の高まるものとして大いに利用してもらうことを期待していました。しかし、この料金体系では、料金を支払う町民と支払わない町民が生じ、同じバスに乗車している町民同士に不公平感が生まれることは必然であると考えます。

町は、町民の利便性向上のため、秋北バスから巡回バスに切り替えた時点で、恒久的に運行するため、全ての町民が等しく利便性を与え、等しい新ルールで負担を求めるべきだと私は思います。

今回、道の駅から能代バスステーションまでの料金350円のバス料金に、その間の回数券購入した場合に町が負担して半額の175円にしている。その料金に100円を加算すると、現状半額の料金を超える275円となるため、道の駅から近い外林、沖の台以南の利用者は無料とする内容であるが、仮に料金比較するのであれば、本来の秋北バス運賃350円との比較をもとに比べるべきで、その比較では75円低くなり、道の駅近郊、外林、

沖の台の利用者の経済負担は多くはならないのであります。無料地域をなくすることで、能代までの全ての使用者が275円で利用でき、また、町内移動は距離に関係なく100円で乗下車できる。正にバス利用する町民全て同じ料金となることから、町が町民のため自主運行するための環境が整うものと確信いたします。さらに、子育て家庭の経済的負担の軽減と子どもの巡回バス利用による町の活性化が図られると。

よって、本修正案を提案するものであります。

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。

午前10時33分 休 憩

.....
午前10時33分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 再開いたします。

ただいまの修正案について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。事前に確認いたしますが、ここでの討論は、ただいま提出された修正案と八峰町提出の議案第56号の原案、両方の討論となります。そして、討論終了後、修正案、原案の順で採決を行います。

それでは、討論ございませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 修正案に対して反対討論をいたします。そして、本議案に対する賛成討論でもあります。

交通公共会議、これが開催されて、それで決定したものを陸運局に提出して許可をいただいております。そしてその後に全員協議会が開催されました。私は、交通公共会議で決定したことを、その後すぐに議会に提出をして議会の意見をもらった後に陸運局に届け出るというのが、私は正常な町のやり方ではないかな。まあ交通公共会議が法定協議会だということで、これが議会の決定よりももっと重いものだというふうに勘違いされたのかどうか分かりませんが、議会の決定がないと、いくら法定協議会で決定されてもそれが覆される、これはもう常識でありますから皆さんも分かっていたと思います。それがなぜできなかったのか。

昨年、私は年度予算で、役場、旧八森役場庁舎を若者の無料分譲住宅にしたいと、その関連予算が出てました。それに対して修正案を提出いたしました。5人の議員がそれ

に賛同いたしました。それは、町当局の説明が議員に対してなかった。すぐさま年度予算に入った。本会議が終わった後に町長は、これからは議員の皆さんと十分に議論した上でいろんな問題を解決していきたいと、陳謝しておりました。そして今回もまた同じようなやり方で進んでいった。それで議員の方からですね、こういうふうに修正案が出されるということになった。だから手法、この議会と当局のその関係、それをもっとですね密にして、そして思い切った議論を重ねてですね進んでいく。私はこれをお願いしたいというふうに思います。

まあ体調の悪い中、町長がこうして説明を、自分の思いを、町長の思いを語ってくれました。賛同したいと。

よって、この本案について賛成をしたいというふうに思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 私は、山本議員の提出した修正案に賛成の立場から討論いたします。

私はこの事業には賛成ですが、この料金に差があるということについて反対であります。

まず全町どの区間で乗り降りしても一律に100円を負担とした場合、今まで回数券と補助事業の半額助成を受けて秋北バス一本で能代に行っていた時よりも高くなる区間については無料、それ以外の区域については100円を負担とする案が当局より示されました。この案は一見公平そうに見えますが、同じ町に住んでいながら能代市から遠い場所に住んでいる住民は利用料を負担し、近い場所の住民は負担しない。また、限られた区間とはいえ、当局が示した赤枠内の移動は無料、枠外の移動においては、たとえ1区間の乗車であっても有料という不公平な事態が発生することになり、枠外の住民の不満が高まるのは必至と思われます。これに対し、当局はどのように説明し、住民の理解を得るつもりでしょうか。受益者負担の原則に照らし合わせ、また、担税能力に配慮した施策ではないなどを勘案するならば、一見公平そうに見えて実は非常に不公平な案であると言わざるを得ません。せつかく時間をかけて試行運転をしてきた事業が最初からつまづくことがないように、今一度利用料の負担について議会との再協議を望みます。

以上のことから、この修正動議に賛成いたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第56号について採決を行います。

はじめに、山本優人君の提出した修正案について採決いたします。この採決は起立で行います。修正案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立少数です。したがって、修正案は否決されました。

次に、議案第56号原案を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第57号、八峰町デマンド型乗合有償運送条例制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

本件については、8番見上政子さんから修正案が提出されておりますので、本件と併せて議題とします。

修正案の説明を求めます。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 修正案に対する理由を申し述べたいと思います。

利用料は、利用者が平等に支払うべきです。同乗者の中でマイナンバーカードを持っている人、いない人で料金に差があってははいけません。マイナンバーカードは強制ではなく任意ですので、個人的な理由でどうしても持ちたくない人は、生活上、マイナンバーカードを必要ではないので取得しない人もいます。特にデマンド型有償運送、タクシーを利用したいと思う高齢者は、巡回バスの利用よりもハードルが高い層の方々だと思います。足腰、手足が思うように動かない高齢者がマイナンバーカードを運転手に見せたり、持ち歩くことは、紛失する可能性が高くなります。万が一紛失すると、顔認証があるから大丈夫ではなく、資産状況、金融機関、年金、病歴、買い物等、たくさんの情報が埋め込まれているチップが巧みに盗まれてしまいます。ローソンでキャッシュカードやマイナンバーカードで車購入を手続きをしたら、知らないうちに口座から千円

単位で3回、だんだん金額が大きくなって行って引き抜かれていることに驚いたという話が身近にあります。クレジット会社から損失を転嫁してもらったが、クレジット会社では特にローソンが危ないという話であったと言います。私もよく免許証やキャッシュカードを紛失して周りに迷惑をかけることがあります。マイナンバーカードはそのようなものではありません。それより特に高齢者は持ち歩かないようにという注意を促すことが必要ではないでしょうか。国、県は、地方にマイナンバーカードを増やさないとペナルティーをかけるという脅しをしています。その地方が今度は交通弱者に300円の料金に上乗せしてマイナンバーカードを持っていないと100円上げる、こういうふうな意味にとらわれてしまいます。これは本当に弱い者いじめです。せっかく長年の皆さんの努力、ここまでデマンド制度ができました。これを気持ちよく利用してもらい、誰でもみんな300円、どこへ行っても300円を合い言葉になったら、高齢者も笑顔になります。

以上の制度をより充実させるためにも、この修正案に私は提出させてもらいました。どうかよろしく願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの修正案について質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。事前に確認いたしますが、ここでの討論は、ただいま提出された修正案と八峰町提出の議案第57号原案、両方の討論となります。そして、討論終了後、修正案、原案の順で採決を行います。

それでは、討論ございませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 修正案について反対討論を行います。また、本案について賛成討論であります。

先ほど町長が、この事業をスタートしてから、もしどうしても住民の声によって修正していかなければならない場合には、それは考えていくのもやぶさかでないというような答弁がありました。これは私もこういうことであればですね、この本案は私は大いに賛成をしたいと。とにかくこの事業をですね10月1日からスタートして、そしてどうしても不備な点があったらそれは直していくということではないかというふうに思っております。

修正案について反対をしたい。そして、本案については賛成をしたいというふうに思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第57号について採決を行います。

はじめに、見上政子さん提出の修正案について採決します。この採決は起立で行います。修正案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立少数です。したがって、修正案は否決されました。

次に、議案第57号原案を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第58号、令和4年度八峰町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これより議案第58号のうち、八峰町巡回バス条例及び八峰町デマンド型乗合有償運送条例に関連する予算の質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本日の議事日程のうち、9月5日の本会議において決算特別委員会に付託となっておりました、日程第6、議案第66号、令和3年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第14、議案第74号、令和3年度八峰町下水道事業会計決算認

定についてまでの議事につきましては、決算特別委員会委員長の報告の後、適時、八峰町議会会議規則第43条及び44条の規定を運用しながら進行してまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認め、お諮りのとおり議事を進行してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

これより令和3年度八峰町一般会計・各特別会計歳入歳出決算、簡易水道事業会計及び下水道事業会計決算の審査結果について、決算特別委員会委員長の報告を求めます。
6番菊地決算特別委員会委員長。

○決算特別委員会委員長(菊地 薫君) ご報告いたします。

9月5日の本会議において決算特別委員会に付託となっておりました、令和3年度八峰町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに簡易水道事業会計及び下水道事業会計決算認定に係る審査経過と結果についてご報告いたします。

これら付託議案につきましては、決算特別委員会分科会及び全体会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、議案第66号、令和3年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第67号、令和3年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、議案第68号、令和3年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、議案第69号、令和3年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第70号、令和3年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定については賛成多数で、議案第71号、令和3年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第72号、令和3年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について、議案第73号、令和3年度八峰町簡易水道事業会計決算認定について、議案第74号、令和3年度八峰町下水道事業会計決算認定については全員賛成で、それぞれ認定するものと決しましたのでご報告いたします。

なお、令和3年度決算に関する付帯意見を文書にて提出いたします。

以上であります。

○議長(皆川鉄也君) 暫時休憩いたします。11時より再開いたします。

午前10時54分 休 憩

午前11時00分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に遡り会議を再開いたします。

日程第6、議案第66号、令和3年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） この一般会計に私は反対の討論をいたします。

令和3年度の財政調整基金は、前年よりも3億2,643万7,000円多い31億7,292万6,000円になっています。収入済みの決算総額の48.5%、5割近いため込みになっています。町民が必要としていることや、こうあってほしいと望んでいることに還元されるべきではないでしょうか。

例えば、山村広場が宝の持ち腐れになっています。桜が終われば町民の憩いの場は終わってしまいます。子どもの遊び場がない。テニスコート、グランドゴルフなどスポーツもできない。あまりにも寂しい公園となっています。このような声が多く聞かれます。クマの出る山村広場だけの名を残してはいけません。子育てと支援として学校給食半額助成になっているが、3月議会でも取り上げましたけれども、全児童の無料化を目指し、第2子、第3子への助成を増やすべきです。国保税の均等割が赤ちゃんから高校生までの負担が後期高齢者医療保険支援金が含まれて3万円あまりの負担になっています。これを子育て支援の立場で一般会計から補助すべきです。以上、基金の取り崩しをしても1割もかかりません。

次に、職員雇用の問題です。障がい者雇用がパートタイムで1人採用されましたが、これは0.5と換算すると法定雇用率2.5%には到底及びません。障がい者がフルタイムで働くことは大変なストレスになります。A型就労支援のように4時間前後の労働で援護できる人が配慮して働ける、こういう環境を作っていかなければならないと思います。民間に遅れることなく、人数を増やす必要があります。また、女性の管理職が生まれません。育成するための施策が必要です。介護休暇、育児休暇、子どもの看護休暇を保障し女性が働き続けることは、今後の住民サービスの幅が広がります。

以上、あまりにも多い財政調整基金をより町民に還元される施策がありませんので、反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものであります。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第66号は原案のとおり認定されました。

日程第7、議案第67号、令和3年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 国民健康保険特別勘定に反対をいたします。

歳入歳出の総額が9億1,797万2,429円、当初予算よりも365万4,000円増額となり、収支差額は4,180万9,261円で、令和2年度よりも3,000万円あまり増えています。不納欠損が598万2,985円、落としていても10年前の国保税滞納者が2名、その後10年間で50名の方々がおります。その人たちの中には、窓口100%負担の資格証明書の発行が11世帯、家族数で14名になっています。この家族の人たちは、病院に行きたくとも我慢しているのではないのでしょうか。短期保険証の発行世帯は30世帯、家族で52人です。指定された期日まで滞納金の内金数千円を払って資格証明書にならないよう、ハラハラしながら病院に通っていることと思います。資格証明書予備軍です。滞納のきっかけは、失業して協会けんぽから離れて自動的に国保に入る際、働いていた時の税申告で保険料が決まりますので、失業したことから払えないでいたのが始まりの例が多いのではないのでしょうか。減免措置があることをもっと周知すべきです。資格証明書の発行は、憲法で保障している健康で健やかに生活する権利が奪われています。滞納5年以降は不納欠損を行い、生活保護から復帰して働くことができた場合でも、生保基準ぎりぎりの滞納者には滞納処分を執行することが必要です。

以上のことから反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第67号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものであります。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第67号は原案のとおり認定されました。

日程第8、議案第68号、令和3年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 介護保険事業特別会計に反対をいたします。

歳入歳出の総額は113億9,077万2,000円で、当初予算よりも2,522万9,000円増額されています。支出決算額は1億1,431万9,419円で、令和2年度の倍になっています。よって、以下のことが活用できる金額ではないでしょうか。

年金年1万5,000円未満の年金者の普通支払いの未納があります。現年度12人、繰越滞納者は40人です。口座引き落としができないことから、家族が納付書で納めることが困難な世帯でしょう。せめてささいなことですが、この人たちの督促状は加算しないでほしいと思います。

在宅介護の介護用品、紙おむつ等は、96人に月1人当たり3万4,056円支払われています。紙おむつについては、おむつ券を1年分配布してほしいという要望が出されたことを一般質問しました。多少加算が含まれますが、十分利用できると思っております。

また、ショートステイは、介護度によりますが1週間、月2回、10日間を月2回、働く家族にとっては安心して生活できます。決算でもショートステイが増えています。しかし、ショートステイの食費負担が全て住民税非課税世帯が1.5倍から2倍に増えました。数年来、ショートステイを続けている私の近所の方も高くなったと嘆いています。年金収入80万円以下の場合、施設入所の負担は年6万6,000円も一気に増えました。あちこちで悲鳴が上がっています。兄弟でお金を出し合ってきたとか、息子が年金暮らしになり、母親の年金不足でもうカバーできない。広域の老人ホームの職員の話では、グループホームの費用が高くなって払えなくて退所する人が出ているという相談を2件受けたと言われております。滞納者が介護保険のサービスを受けられないということのないよう、減免措置が必要であれば実施するべきです。介護保険の基金を利用して値上がりした部屋代や食事代の援助をしないと、利用者も介護施設も減少して運営が困難になるのではないのでしょうか。

以上の施策を求めて反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、これで討論を終わります。

これより議案第68号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものであります。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第68号は原案のとおり認定されました。

日程第9、議案第69号、令和3年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 後期高齢者医療制度の保険に反対をいたします。

この制度は、今後75歳以上の人が増えるからと医療費負担を2割に上げる計画があります。間もなく始まります。議会では、この件について反対の陳情を国に上げています。運営委員会は各自治体の首長さんがほとんどです。秋田県の8割の市町村が反対の陳情を国へ上げて、運営委員会で話し合われているか疑問です。それぞれの住民の大変さが伝わっているのでしょうか。

収支報告は一般的に分かりにくいものです。基金は天文学な数字になっています。健康寿命を延ばすためにも、1割負担にして早期発見・早期治療を行うべきです。また、国保税のような減免制度は非常に難しく、ないに等しいものです。サービスも健診があるだけのようなものです。

以上のことから反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、これで討論を終わります。

これより議案第69号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第69号は原案のとおり認定されました。

日程第10、議案第70号、令和3年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 沢目財産区の特別会計に反対をいたします。

土地貸付の風力発電の貸付に反対をいたします。一旦貸付料は町に95%、沢目財産区に入ります。よって、町にもこのことについて責任があります。当局は業者に責任転嫁をしていることが問題です。峰浜地域の地中に埋められた電圧は、数万kWが海岸から集約されたもので、広域農道を走っている風力専用の電柱に流れています。その間の地中付近には高圧電磁波が流れています。健康被害や風車回転時の周波数の被害が農作業者に出てくるのが考えられます。このようなことを住民説明なしに、町は被害が起こることを周知しないまま、次の風力発電に進もうとしています。由利本荘では健康被害、潟上市では電波被害が出ています。

当局はガイドラインを作成しましたが、非常にあいまいなものです。何ら規制がなく、自治会ごとにバラバラに説明してこれでよしとしたら、町全体が風力発電でいっぱいになってしまいます。このようなことはあってはなりません。

以上のことから反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第70号を採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものです。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第70号は原案のとおり認定されました。

お諮りします。日程第11、議案第71号、令和3年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、議案第72号、令和3年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、議案第73号、令和3年度八峰町簡易水道事業会計決算認定について、日程第14、議案第74号、令和3年度八峰町下水道事業会計決算認定については、八峰町議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、日程第11、議案第71号、令和3年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定についてから日程第14、議案第74号、令和3年度八峰町下水道事業会計決算認定については、一括議題とすることに決定しました。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第71号から議案第74号を一括して採決します。本案に対する委員長報告は認定とするものであります。お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、議案第71号から議案第74号は原案のとおり認定されました。

以上、令和3年度決算認定に関わる議案については全て認定されました。

日程第15、議案第77号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長(石嶋勝比古君) 議案第77号をご説明いたします。

議案第77号、工事請負契約の締結について。

令和4年6月1日に指名競争入札に付した、神陣橋橋梁補修工事について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的 神陣橋橋梁補修工事

契約金額 変更前 4,807万円

変更後 5,249万9,700円

契約の相手方 秋田県山本郡八峰町峰浜塙字豊後長根141-1

株式会社 嶋田建設

代表取締役 太田治彦

支出項目 令和4年度一般会計

8款 土木費

2 項 道路橋梁費

3 目 橋梁維持費

令和4年9月16日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するためであります。

変更理由については、別添の資料でご説明いたします。

議案第77号の説明資料です。

神陣橋橋梁補修工事 変更契約。

当初予定価格4,904万9,000円、当初の契約額4,807万円、請負額の割合が98%でした。

これに対して変更ですが、5,357万円の予定価格に対して契約額が5,249万9,700円となります。442万9,700円の増額であります。

次に変更理由です。工種では4工種あります。

塗膜除去工。橋桁である鋼材を再塗装するにあたり、既存の塗膜をサンドブラスト、研磨材ですが、で削り取った後の廃材が、塗膜に含まれている物質が産業廃棄物となるため、砂そのものを全体として産業廃棄物として処分することが求められているため追加するものです。

断面補修工です。橋台及び橋脚のコンクリートはつり作業を行う中で想定以上の劣化が確認され、断面補修の範囲及びボリュームを増やすこととします。

3つ目、排水管修繕工。橋面の排水を処理する縦どい鋼管の端部が著しく腐食しているため、8カ所ある排水管の修繕を行うものです。

4つ目は減額です。仮締切排水工。仮設計画を再検討した結果、仮設の締め切りによる排水ポンプの運転を要せずに施工が可能であることから運転日数を減らすものであります。

工期については、当初の令和4年6月17日から令和4年10月31日までで変更はございません。

昨日現在の進捗率は約55%であります。

その他の図面や写真については、次ページ以降に載せておりますのでご確認いただきたいと思います。

説明は以上です。内容をご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第77号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） ちょっと分からないので質問いたします。

予定額よりも増えたその原因は、発掘といいますか、土砂のその廃棄物処理のお金が嵩んだということですがけれども、これは産業廃棄物として処理しなければならないものなんでしょうか。産業廃棄物になるということは何か悪いものでも入っていたのかなど、そういうことも考えてしまいますけれども、中に悪いものは入っていなかったんですよね。と教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） ただいまの廃棄物についてご説明いたします。

砂そのものでは普通の土砂類に該当しますが、吹き付けして塗装を剥ぐわけですから、その剥いだ塗装が砂に混ざってしまうわけで、それが分けて搬出することができないので、砂と一部塗料が混ざったものを処分するということで産業廃棄物としています。

その塗料の成分ですが、これは事前に調査が必要で、これに対する調査によってある程度有害物質、特に鉛等が入っていれば、また産業廃棄物以上の処理が必要ですが、今回はその成分がそれまで数値が高くないので産業廃棄物で取り扱えるということでございます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） これ設計管理業者もし入ってたら、設計管理の中でこの状況というのが把握できなかったのか。今回初めて設計業者を交えて分かったことなのかね。そこいら辺の報告とですね、こういう事例が今までも何回もあるのかどうか。その辺お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 一つ確認させていただきますけれども、設計に対する考え

方ですけども、この今、見上議員がお話しされた部分に関してでよろしいでしょうか。

○11番（山本優人君） 全部。

○建設課長（石嶋勝比古君） 全部ということですか。

はい。まず最初に1つ目については、当初、成分の確認はしておりましたけれども、最終的な成分確認は業者さんが決まってから検査をして行うものでございます。したがって、それによって今回その産業廃棄物で対応可能ということで判断されましたので、こういう形になりました。

その他についても設計では見込んで、項目的には見込んでおりましたけれども、現場に入ってから、例えば現場、2つ目の断面補修工というのは、実際はつってみないとどれぐらいの深さまで浮きが出てるとか、場所によって違いますので、この辺がはつった状況、腐食状況が進んでいけば多くはつらなければいけないというところが当初よりも多く施工する中で確認されたということで増えております。ただ、最後の4つ目については、当初あくまでも計画で仮設工をみていましたけれども、業者さんと詳細に仮設計画を積み上げた場合に、この排水の日数が少なくて済むと判断されましたので、ここは減工した形でございます。

以上です。

あともう一つ、これまでもこういうことがありましたかということですけども、それぞれの橋についてやはり劣化状況が違いますので、橋ごとに多少なりともこういう状況は生じておりますので、その段階でそれぞれの工事は変更を行っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は原案のとおり可

決されました。

日程第16、発議第6号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出についてを議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。

説明、質疑を終略し、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 討論ないようですので、討論を終わります。

これより発議第6号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第17、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち、八峰町議会会議規則第74条の規定により、次期議会の会期日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(皆川鉄也君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第18、常任委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

各常任委員長から、八峰町議会委員会条例第2条に規定する所掌事項について、八峰町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご

異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のとおりに、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって令和4年9月八峰町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

午前11時31分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆川鉄也

同署名議員 7番 腰山良悦

同署名議員 8番 見上政子

同署名議員 9番 須藤正人